

平成19年12月17日開会

美波町議会第4回定例会会議録

平成19年12月17日 美波町議会第4回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、応召議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、不応召議員は次のとおりである。

なし

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、欠席議員は次のとおりである。

なし

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長 藤井 格	副 町 長 中東 覚
収 入 役 別宮憲一郎	教 育 長 谷崎 満則
支 所 長 濱 浩治	総務企画課長 影治 信良
会 計 課 長 山田 由美	消防防災課長 寺内 康博
住民福祉課長 田川 仁重	高齢者福祉監 原 千代子
税務保険課長 山路 和秀	産業振興課長 栗林健二郎
建 設 課 長 鈴木 義勝	水 道 課 長 今津 秀貴
住 民 室 長 谷口 和江	地域振興室長 小坂 進

日和佐病院事務長	古字 直道	由岐病院事務長	木本 節
教育総務課長	丸岡 武	教育改革課長	海司 広幸
子どもセンター長	松本 晋児	国民宿舎支配人	岡本 照彦
社会教育監	岩瀬 和夫	工事検査監	草野 裕作
日和佐幼稚園園長	新開貴美代	由岐保育園園長	瀧本美佐子
木岐保育園園長	服部 園子	教育委員長	向山 篤宏
監査委員	平松 満		

1、会議事件は次のとおりである。

平成19年美波町議会 第4回定例会提出議案

- 議案第59号 美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(条例第19号)
- 議案第60号 美波町特定農山村地域活性化基金条例を廃止する条例について  
(条例第20号)
- 議案第61号 美波町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(条例第21号)
- 議案第62号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(条例第22号)
- 議案第63号 平成19年度伊座利漁港沖防波堤新設工事変更請負契約について
- 議案第64号 平成19年度美波町一般会計補正予算(第4号)
- 議案第65号 平成19年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第66号 平成19年度美波町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第67号 平成19年度美波町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第68号 平成19年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第69号 平成19年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第70号 平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第71号 平成19年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算  
(第1号)
- 議案第72号 平成19年度美波町水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第73号 平成19年度美波町病院事業会計補正予算(第1号)

## 常任委員会の閉会中の継続審査申出書について

12月17日(月)

(時に09時00分)

議

長 おはようございます。

本日 平成19年 第4回美波町議会定例会が、招集されましたところ、議員各位には、年末を控え何かとご多忙の折、ご出席下さいましてありがとうございます。ただ今の出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成19年 第4回美波町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。

10月9日、海部郡・安芸郡議長連合会総会が開催され、わたくしが出席しました。

10月10日、四国地区町村議長会研修会が、鳴門市で開催され、議員が出席しました。

10月13日、未知フォーラムが阿南市で開催され、議長が出席しました。

10月16日・17日、全国監査委員研修会が開催され、監査委員が出席しました。

11月19日、文教厚生委員会が、日和佐小学校改築工事及び「全国学力・学習状況調査」、「後期高齢者制度」について委員会を開催いたしました。

11月29日、30日 第51回全国議長大会出席、また、国土交通省及び両県選出の国会議員へ海部郡・安芸郡議長連合会が阿南安芸郡地域高規格道路早期完成、一般国道55号整備促進等について要望活動をいたしました。

12月11日、平成19年第4回の議会運営委員会を開催し、委員7名と、委員外議員6名が出席し、提出議案等について審議いたしました。

12月11日、総務産業建設委員会が、地域イントラネット事業について委員会を開催いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。

8番 春田議員、13番 笹田議員を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。

会期については、去る 12月11日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より、ご報告をお願いいたします。

川尻議会運営委員長。

議会運営委員長 みなさん、おはようございます。議会運営委員長報告を行います。去る 12月11日、議会運営委員会を開催いたしました。委員全員の出席のもと理事者側から藤井町長、中東副町長、影治総務課長の出席を求め、平成19年美波町議会第4回定例会に上程予定の議案内容について、慎重に審議をいたしました。会期は本日12月17日より12月21日までの5日間に開催することに決定いたしました。なお、一般質問の通告は、本日の正午までといたしますので、ご承知願いたいと思います。以上、議会運営委員長報告を終わります。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月21日までの5日間とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月21日までの5日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3 町長提案理由の説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、一覧表にあります通り、平成18年度決算認定2件及び議案第59号から第73号までの15件であります。

これを一括して議題といたします。藤井町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町長 おはようございます。今年もいよいよ年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなってきました本日、美波町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有難く存じているところであります。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、条例関係の議案4件と、工事変更請負契約の締結議案1件、平成19年度一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案10件の計15議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、第3回定例会以降の町政の動き、また、各事務事業の取り組み及びその進捗状況について、それぞれご報告申し上げ議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、町長就任以来取り組んでまいりました地域資源開発についてであります。10月15日当町に立地しております「田崎海洋生物研究所」との間で「すじ青海苔」のタンク培養による共同開発研究の覚書を締結し、研究チームによる試験事業を開始したところであります。

この共同開発研究は100トン水槽組み立て式2基を設置し、良質に恵まれた日和佐沖の海水と外の牟井の地下水を利用して、「すじ青海苔」の試験培養を行うものでありまして、試験培養を通して、培養に適した日照・水質条件等を調べると共に、収穫量予測、品質の他、類似品との比較特性等の検証を行うものであります。

この試験培養によりまして収穫した「すじ青海苔」の一部は、販路にのせ市場調査や求評を行うと共に、新生「美波町」の地域ブランド性を高め、広く全国に発信するものの象徴の一つとして、取り組んでまいります。

今、行っております、産・官による共同開発研究を平成20年3月31日まで行いますが、これまでの成果として、ほぼ生産、あるいは製品には、実証的確認が得られましたところから、新年度からのこの培養技術は、実は、河川を利用するの自然栽培とは異なって、年間を通じて「すじ青海苔」が安定して収穫できるという特性、すなわち月3回の生産工程、日照力の弱い3か月ほどを除いた、残余の年間9か月ないし10か月、生産可能という、そういう利点を生かし、これを地域産業としての拡大展開を図りたいと考えているところであります。

さらに、また、良質の海水と地下水という地域資源と、培養技術との合体による応用研究を進め、今後におきましては、市場性の高い「ニガリ」等、海洋深層水系の商品開発へとつなげてまいりたいと考えるものであります。

このことから、今回の共同開発の研究は、地域ブランドの創造のみならず、雇用の厳しい当地域の雇用の場の創出にも、寄与できるものと確信しているものであります。

次に、地域に所在する社会資源の中で、特に町内の落ち込みの激しい宿泊関係、グルメ関係の施設について、その再生、活性化をさせ、地域の交流を促進する取り組みについてでございます。

温泉とか町並み等を含めた、この景観を動線で結ぶ交流促進の施策として、町内の民間・公営の宿泊施設について、経営ノウハウを有し、資金力・ネット力を兼ね備え、世界的に事業展開を図っている民間のホテル事業者に、統括して経営を任せ、民間力活用の地域再生活活性化事業プランにより、地域再生を図るものであります。

この計画につきましては、去る10月に実施いたしました「都市と田舎の交流事業」で、来町された近畿在住の実業家達の大きな協力支援もあ

りまして、本日までに具体的なプロジェクト事業として、ほぼ合意に至ったものであります。

具体的には、計画事業者は「株式会社 ベストウェスタン・ジャパン」という外資系のホテルチェーンの会社であります。「ベストウェスタン」につきましては、2006年に創業60周年を迎えた、世界80カ国の国や地域で4,200軒のホテル、32万室を提供しているという、世界最大のホテルチェーンであります。

アメリカ・アリゾナ州ヘニックスにある「ベストウェスタン・インターナショナル」が総本部で、アジア地区の本部は「ベストウェスタン・アジア」がタイのバンコクにあり、その傘下にあるのが「ベストウェスタン・ジャパン」であります。

事業プランの対象予定は、公営の宿泊施設「国民宿舎うみがめ荘」と山の上にございます「日和佐城」であり、併せて民間の某宿泊施設とされております。

ただ今の事業者側としての考えは、(仮称)「ベストウェスタンホテル日和佐」とし、宿泊施設については、洋風への増改築を行い、お遍路さんが癒しの場を十分堪能できる施設とか、若者向けの南国リゾート施設として、また、日和佐城については、地元の食材をメインとしたレストラン風に、それぞれの施設を、リニューアル改装を行うというものであります。

概算の総事業費につきましては、今のところ約7億円～8億円を予定しており、年間5万人の宿泊を見込んだ宿泊施設と、新規レストランとカフェの飲食施設、また、ギフトショップからなる、新たな集客施設として、集客は国内・外に張り巡らされた「ベストウェスタン」のネットワークを使い、年間の集客数25万人を見込んでおり、この事業の実施時期につきましては、新年度早い時期から取りかかる予定としております。

国民宿舎の経営につきましては、ここ数年は赤字決算となり、一般会計からの繰り入れを要する状況が続いている中で、当町議会はじめ、町民のみなさまからも、大変ご心配をいただいております。

これからの地域振興を図って行く上で、人や物、サービスの交流度を高めていくということは、極めて重要であるとの判断から、今あるものを無くしてしまうのではなく、閉鎖するのではなく、民間力によって、地域再生を図りたいと考えております。

次に、平成20年度末で廃校となる水産高等学校の在り方及び活用についてであります。ご承知のように、県教育委員会では、平成21年度から徳島工業高校、徳島東工業高校、水産高校の3校が再編統合され、「徳

島科学技術高校」として、徳島市内で開校する予定で進められているところは議員各位もご高承のところだと存じます。

町といたしましては、かねてから町内に所在する県立三施設、高校2つ、福祉施設1つが無くなることから、これらの地域に及ぼす陰が極めて大きく、町民の声をフォローとして、水産高校については、廃止してからの議論ではなく廃止の前の段階において「生徒の実習施設として、これを存続し活用すべきだ」と県当局並びに県教育委員会に強く訴えてきたところであります。

その結果、この程県教育委員会の教育改革課より、平成21年4月以降も、海洋科学類及び海洋技術類の生徒実習の仮称ではありますが「美波マリンキャンパス」として、実習棟を中心に、週1回程度の教育施設として活用し残存させるとの報告を受けたところであります。

なお、校舎・寄宿舍につきましては、活用の計画が無いことから、普通財産として知事部局へ移管し、南部総合県民局によって、今後、地域振興のために、どのような活用方法があるかという検討をすることとなっております。その段階で、まず、地元の美波町に協議があるものと思慮されますので、その折りには地域振興策が図れる産業系の活用アイデアを、提案してまいりたいと考えているところでございます。

次に、「美波町医療体制整備検討委員会」の取り組みについてであります。美波町の病院事業としての医療体制整備及び地域医療の在り方について、医療福祉の有識者及び住民の代表並びに行政職員からなる15名の委員により、住民に対する診療体制の在り方や、医療施設形態の在り方及び方向性、施設運営管理等についても、検討を行っているところであります。

6月12日の第1回検討委員会では、町立病院の医療の現状と課題、美波町の医療体制の方向性についての協議を行い、10月30日の2回めでは、地域における保健・医療・福祉の連携としての地域包括ケア体制について、それぞれ協議を行っております。

また、去る12月12日の第3回では、これまでに議論した論点について、短期的・中期的・長期的課題としての論点整理を行うなど、次回検討委員会にはこれらの検討を踏まえて、答申が出せるようになっているとの報告をいただいているところでございます。

次に、ゴミ収集運搬業務及び火葬業務の運営方式についてであります。合併後の懸案事項の一つであり、由岐地区、日和佐地区別々に行ってまいりましたゴミの収集運搬業務及び火葬業務統一の取り組みについて、平成18年10月31日から平成19年11月6日まで9回の庁内検討会を重ね、この程、二つの業務の運営方式についての報告書が作成され、その報告を受けたところであります。



その内容・結果は、平成20年度以降のゴミ収集運搬業務につきましては、20年4月1日より、町内全域民間委託による収集方式とすることとし、火葬業務については人生最後の行政サービスの場及び30年50パーセントの確率の震災予想度という事情等を勘案し、由岐斎場・日和佐斎場での直営方式で行うことといたしております。このことから、具体的な行政手続きといたしましては、ゴミ収集運搬業務につきましては、年明けには、民間業者公募等の手続きに入りたいと考えております。

それでは各課・各室における諸般の報告を申し上げます。

はじめに、総務企画関係でございますが、伊座利地区の全住民でつくる「伊座利の未来を考える推進協議会」が、今年度開催されました国の「農林水産祭」の「むらづくり部門」で、農林水産関連団体の最高の栄誉とされる、天皇杯を受賞され、去る11月23日、代表者等が、明治神宮会館で表彰されました。

今回の受賞は伊座利地域のみならず、第一次産業に従事する住民の多い美波町にとりましても、地域振興を行う上で励みとなり、大変意義のあるものと喜んでいる次第であります。

「誠におめでとうございました」ここに関係各位に感謝と祝意を申し上げる次第であります。

次に、町政懇談会につきましては、「小さくても光る、住みよいまちづくり」の推進に資するため、11月より、各地域に出向き懇談会を実施いたしております。

本日までに「山河内」地区「赤松」地区「北河内・大戸」地区の3か所で開催し、町の現状・課題・重要施策について説明を行うとともに、地元からの提案・要望などに対して、意見交換を行ってまいりました。

町の実情など町政に対する理解も深まったものと拝察しております。

いただいた提案・要望につきましても検討の上、町の施策に反映していく所存でありますので、今後も引き続き順次開催していく予定といたしております。

次に、「美波町総合計画」につきましては、11月までに「各課ヒヤリング」と「第4回の職員ワーキング」を終え、去る12月6日に第2回総合計画策定委員会を開催し、「重要プロジェクトの検討」次に「総合計画案の検討」及び「概要版案の検討」をいたしたところであります。

これからは今後、審議会・策定委員会を2回程度開催する予定としておりまして、総合計画を取りまとめたいと考えております。

次に、地域イントラネット事業につきましては、去る12月11日の総務産業建設委員会において、ご説明申し上げましたように、本年度事業のうち「センター施設等整備工事」について、11月26日、その幹事町である海陽町で競争入札を行い、「西日本電信電話株式会社徳島支店」

が 162,984千円で落札いたしております。今後、伝送路等整備工事の発注を行い、今年度内の完成を目指すことといたしております。また、併せて加入系を視野に入れた将来の運用につきましては、検討の結果、IRU方式によるいわゆる公設民営型で行うことで海部3町が一致いたしております。

このことを受け、IRU方式により、貸し付ける事業者の選定委員会を10月12日に開催し、「ケーブルテレビ徳島株式会社」が第1位に選定され、現在、運営等の内容について協議の最中であります。

このことから、まだ、住民が負担します使用料等の負担額については、決定をいたしておりませんが、協議が整い次第、住民のみなさんへの説明を行いたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、支所における企画関係の「まちづくり交付金事業」についてであります。由岐西部地区の須花地区避難地整備工事につきましては、9月に現場着手以来、順調に工事が進んでいるところであります。

木岐緊急貯水槽につきましては、仮設工事に手間取り、さらに現場条件が想定と異なっていた部分が確認されたこともあって、一ヶ月程度の工期延伸が必要でないかと、協議を行っているところであります。

由岐東部地区のキャンプ場管理棟改修工事につきましては、事務的な面で発注が10月末にずれ込んでしまったこと、平成16年度に実施した設計内容について、当時の現地調査の不十分さや経年変化に伴う齟齬が認められ、着工を延期して設計内容の再調整を行わざるを得なくなったこともありまして、繰り越しも視野に入れつつ進めているところでありますので、ご了解を賜りたいと存じます。

次に、阿部地区において取り組んでおります、「阿部っ子シーチャレンジ」についてであります。新しい代表者のもと、地区内での体制整備がなされ、10月21日に、町外から36名の参加を得て、来年度につながる催しとなったところであります。

次に、住民福祉関係でございますが、平成18年度9月1日から指定管理いたしております、デイサービスセンター等の指定管理が今年度末で終了することとなりますので、平成20年度以降の指定管理の仕方については公募を行うことといたしております。また、期間については平成21年度が高齢者保健福祉計画を作成する年となることから、平成20年度の1年間とする方向で、作業を進めているところであります。

繰越事業となっておりました赤松地区での地域介護・福祉空間整備等補助事業につきましては、去る11月27日に「美波町地域密着型サービス運営委員会」を開催し、社会福祉法人「東紅会」から変更の申請のあった小規模多機能型居宅施設について審議を行い、また、厚生労働省との繰越事業にかかる場所変更という認可等の考証を行い、そういう手続

きを経て、奥河内字寺前での事業箇所の変更について承認を得たところ  
でございます。

次に、産業振興関係でございますが、町の合併後3年を目処に、協議を  
進めてまいりました、由岐・日和佐の両商工会の合併についてでありま  
すが、去る12月10日、道の駅日和佐に於きまして、徳島県知事、県  
商工会連合会会長並びに両商工会関係者の出席のもと「美波町商工会合  
併調印式」が執り行われました。このことから、来年4月1日には新た  
に美波町商工会がスタートすることとなります。

前段でも申し述べました、「都市と田舎の交流事業」として、去る10月  
6日～7日の両日行いました「おおさか・帆船・あこがれ・美波」の交  
流促進事業は、大阪からの女性と地元の男性による交流とか、秋祭り・  
観光施設での体験を通じて、美波町の人・文化・地域資源などに接して  
もらう機会ができ、本町の良さや魅力をアピールすることはもちろんの  
こと、地域振興策の人間関係、あるいは将来に向かっての種も蒔けたも  
のと思っておりますので、今後も引き続き、この種の事業は継続してま  
いりたいと考えておるところでございます。

なお、ただ、今回は小学生を対象にした帆船での宿泊体験について、当  
日の波が、急遽荒く船長の判断で中止になったことは、返す返すも残念  
でありました。

次に、支所における産業振興関係であります。伊座利漁港沖防波堤新  
設工事につきましては、先の議会で説明いたしました阿南市の辰巳海岸  
から関係者の協力もあり、従来と同様に、場所変更を行って、木岐地区  
のヤードでブロックを製作し、伊座利へ運搬するという手続きで工事が  
目下進んでおります。

なお、本年度の事業進捗を図るため、ブロック6個を追加製作すること  
とし、今議会にその工事請負契約の変更議案を提案させていただいてお  
りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、海部郡3町で行っておりますいわゆる「南阿波よくばり体験」に  
ついてであります。9月19日から20日にかけて、修学旅行として  
は初のリピーターとなる、繰り返しやって来た、となる広島県の「廿日  
市中学校」を受け入れ、今年度予定しておりました3校の受け入れは終  
了いたしました。

来年度につきましては、すでに5月と6月に各1校の予約が確定してお  
りますし、それとは別に、複数の仮予約も入っているところでもござい  
ます。ただ「民泊」とか、教員の「別泊」を希望する学校が多く、民泊  
のできる農家、あるいは漁家の確保についてが、大きな課題となってお  
るところであります。そのため、視察とか研修等を行う一方で、県外で  
の営業活動にも力を入れてきているところでもあります。ちなみに専従の

事務局には、海部郡町村会が連携して、1名の専従職員を新しい年から、これに投入することとして、充実を図っているところを、併せ、ご報告させていただきます。

また、平成20年度にスタートする農林水産省・総務省・文部科学省の3省連携事業である「子ども農山漁村交流プロジェクト」についても、民泊が前提の事業であることから、今後は、空き家等の利用も含めて対応策を検討していく必要性を感じているところであります。

海部郡3町で行っていることから、海部郡町村会としても、運営体制の強化を図ることから、牟岐町役場の3階に「南阿波よくばり体験推進協議会の事務所」を設置し、活動拠点の整備を行ったところであります。今、ちょっとそのことを、職員1人...いることは、この事務局でございます。

次に、宝くじ助成金で実施しております「歩き遍路サポート施設整備事業」につきましては、住民、町、県の関係者からなる「箇所・内容検討委員会」を5回開催し、休憩所や案内板、誘導標の設置位置とか、具体的な表示内容についての検討を行ったところであります。その結果、休憩所7基、案内板13箇所、誘導標20箇所の整備を行うこととし、近々入札を、...行うことといたしております。

「由岐伊勢エビまつり」については、国民文化祭との関係から、例年より一週間早い10月21日に開催し、多数の来場者で賑わったところであります。

次に、建設関係でございますが、はじめに公共下水道及び集落排水についてご報告いたします。

本村地区の管渠工事につきましては、県道日和佐小野線沿いの駐在所から奥河集会所までの「奥河第2分割」はほぼ完了し、「奥河第3分割」と東町については、今月に発注することといたしております。

志和岐地区漁業集落排水事業は、家屋への影響が懸念されることから、掘削工事については、深い箇所を一部開削工法から推進工法へと設計変更するなど、また、公共枡の位置確認と水道の復旧等を含め、1月に発注ができるよう準備を進めているところでございます。

県単急傾斜地崩壊対策工事につきましては、寺込集会所裏と赤松阿地屋の富士原氏宅裏について、今月に発注したところでございます。

公共土木施設災害復旧工事ではありますが、山河内の小谷川、田井の中田川については11月に発注し、赤松の中谷川については、今月に発注いたしております。

また、耕地災害復旧工事につきましては、赤松の影野堰、清水堰の護岸及び堰と、新発口農地の3箇所については、11月に発注いたしております。

近年、公共投資の減少による価格競争の激化の中で、著しい低価格による入札が急増すると共に、適切な技術的能力を持たない業者による不良工事の発注、下請けや労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が、全国的に起きております。

こうした状況に対応するため、公共工事の品質確保の促進に関する法律）が、平成17年4月から施行され、公共工事の入札に関し、総合評価方式の積極的な活用が求められており、町村においても、「平成19年度は1件以上の実施をすべし」と上級官庁等から求められているところであります。このことから美波町といたしましても、赤松の寺野川災害復旧工事を総合評価方式による入札とし、今月に発注することといたしております。

次に、平成13年度発注の外磯地区での下水管渠築造工事による損害賠償事件は、徳島地地方裁判所において、平成19年9月21日に判決が言い渡され、1、「原告らの請求をいずれも棄却する」2、「訴訟費用は原告らの負担とする」との主文の表示がされましたが、その判決を不服として原告らは高松高裁に控訴し、平成20年2月1日に第1回の口頭弁論に出頭するよう当町に呼出状が届いております。

訴状を検討したところ、町としては応訴をすることといたしました。このことから、弁護士については、引き続き1審担当の中田祐児弁護士に依頼をすることとし、高松高裁への準備にかかりたいと考えておりますので、ご報告をさせていただきます。

次に、支所における建設関係であります。今年度予定をいたしてまいりました田井、由岐湾内、志和岐地区の町単独工事につきましては、11月に発注を行い、それぞれ工事に着手いたしております。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。河川工事につきましては、先の議会では準備中と申し上げました、日和佐川河川特殊改良工事の工事用道路、ブロック据え付け工事、これは、2トン311個でございますが、についてと、木岐川河川特殊改良工事は、今月の発注とお聞きしております。特殊工事は、蔭山宅下流左右の護岸でございます。

次に、地域高規格道路、いわゆる日和佐道路についてご報告申し上げます。阿南市福井町の起点側、国道との接続部での用地交渉については、任意で交渉を行う努力もしており、諦めたわけではなく、20年代前半の開通を目指し、鋭意進めていると聞いているところでございます。しかし、その時になれば、事業認定「土地収用法」の適用もあるとも聞いております。その箇所以外の工事につきましては、段々と順調に進捗いたしておるところであります。

国道関係については、山河内、奥潟、弁才天、薬王寺前で、歩道の工事

を、星越、奥潟トンネルでは、漏水対策工事が、北河内では落石防止の防止柵の工事が、それぞれ発注されておりますし、また、防災施設の拠点化を進めるため、「道の駅日和佐内」に情報モニターの増設工事を発注したと伺っております。

次に、水道関係でございますが、恵比須浜字田井におきまして県道日和佐小野線改良工事に伴い、水道本管の敷設替え工事を行いました。9月末に完了いたしております。

由岐支所内の水道工事については、「JAかいふ由岐支部」前の本管の敷設替え工事は、今月中に完了することとなっております。

次に、消防防災関係でございますが、11月と12月に、3件の火災が、木岐・奥潟・山河内が、火災が3件発生しておりますが、何れも不幸中の幸いと申しますか、消防団をはじめとする住民、みなさん方のご協力によりまして、不幸中の幸いと申しますか、大火に至らず鎮火しており、これも本町消防団の活躍によるものと深く感謝申し上げますと共に、今後とも、消防防災活動の核となる組織としてご尽力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

南部圏域防災訓練及び美波町津波避難訓練を12月9日に開催いたしました。南部圏域防災訓練の第1部として、美波町津波避難訓練を午前7時30分の地震発生津波避難放送から午前7時45分の訓練終了放送までの15分間、沿岸域の住民を対象にそれぞれの避難場所へ避難をしていただきました。

津波避難場所における避難者情報は、配備された消防団員から、本庁・支所に伝達され、554名の住民の皆さまがこの訓練に参加されましたが、避難については、防災の基本であることから、今後とも積極的な参加の取り組みをしていきたいと考えております。

職員についても、同時刻から参集訓練を実施し、参集所要時間とか、参集場所、参集可否報告等の実地確認を行い、その結果については、今後の災害対応に反映させていくことといたしております。

引き続き午前10時から正午まで、海陽町「まぜのおか」に於きまして、南部圏域防災訓練が行われ、本町からは議員各位をはじめ自主防災組織、消防団のご参加をいただき、自衛隊ヘリコプターによる患者空輸訓練とか、初期消火の訓練に参加していただきました。今回の訓練体験を、今後の地域防災活動に生かしていただけるものと思っております。

次に、教育関係でございますが、10月27日、28日の両日に開催いたしました国民文化祭につきましては、町内外からの出演者43組220名による多彩なパフォーマンスを披露いただきました。好天のもと3,800人の来場者には、十分楽しんでいただけたものと思っております。このことから、地元文化の発信・文化交流の振興に資するという

事業目的について、一定の成果を得ることができたものと確信しております。

日和佐小学校の改築につきましては、11月19日の文教厚生委員会において、基本計画をご説明申し上げましたように、設計業務につきましては、本年度末に実施設計を仕上げるべく、目下協議を進めているところでございます。

社会教育関係につきましては、恒例となっております町民運動会を11月3日・4日の両日、由岐地区・日和佐地区において、それぞれ開催し、大勢の町民参加のもと、元気に楽しく親睦を深めたところであります。次に、病院関係についてでございますが、日和佐病院田村院長体調不良により、本年度末をもって退職申し出に伴い、その後任医師の確保に努力を重ねておりましたところ、この度、双方の合意を得ることができましたので、囑託医師として、平成20年1月4日より、川井尚臣（かわいひさおみ）医師、医学博士が日和佐病院院長として就任することとなりました。

川井先生は、徳島大学医学部を昭和38年に卒業され、第一内科の助教授として長年在籍し、その後、お隣り香川県高松市民病院の院長に就任、平成15年3月末の定年退職するまで、多大の活躍をされた方であります。専門分野である一般内科・精神内科を主として、数多くの認定医としての資格をも取得されておりますし、多くの医療関係において、精力的に活躍の場も広げられておまして、本人曰く「地域医療の存続のため、身を挺して望みたい」との強い決意を承っておるところであります。なお、現、田村院長については、体調不良にもかかわらず、永年にわたり、町立日和佐病院の患者をはじめとする住民の健康福祉のために頑張ってくれました田村院長につきましては、まだ、尚早ではございますけれども、ほんとに、まあ、ご苦勞が多かったと思います。そこで、田村院長につきましては、「美波町立病院名誉院長授与規定」、それによりまして、3月まで、名誉委員長として在任願うこととなっております。議員各位におかれましても、なお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上「諸般の報告」といたします。

議員各位のご理解をお願いする次第であります。

続きまして本定例会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明を申し上げます。

はじめに、議案第59号は「美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

このことにつきましては、本年度の人事院勧告に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

本年度は、公務員と民間の給与比較におきまして、公務員の月例給、特別給、いずれも民間を下回ったため、月例給を本年4月から0.35%改定することとし、俸給表については初任給を中心に若者層に限定した改定を行い、中高年齢層は据え置くことになっております。

また、子ども等に係る扶養手当を500円引き上げ、勤務手当を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第60号は「美波町特定農山村地域活性化基金条例を廃止する条例について」であります。この条例は農山村地域総合支援事業の実施に係る経費に充てるため、事業実施要領に基づき、初年度に基金を造成し、その管理及び処分について定めた条例であります。

平成14年度に旧の両町で基金を積み立て、平成18年度までの5カ年計画として、継続事業で取り組んでまいりましたが、平成18年度で特定農山村地域活性化事業が完了しておりますので、その関係から、基金条例を廃止するものであります。

次に、議案第61号は「美波町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。この条例により、重度心身障害者に対する医療費助成が規定されております。高齢者の医療の確保に関する法律改正によりまして、後期高齢者医療制度が、平成20年4月1日から施行されることに伴い、この法律の引用条項の整合性を図るための、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第62号は「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布・施行に伴い、平成20年度から始まる、65歳以上74歳未満の国保被保険者に係る年金からの、国保税の特別徴収を行うための、規定整備が行われております。

このことから、この条例につきましても、改正を行う必要が生じ、国保税の特別徴収を行うための方法、特別徴収義務者の指定、特別徴収税額の納入の義務等について新たに規定すると共に、改正に伴い引用条項の整合性を図るため条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第63号は「平成19年度伊座利漁港沖防波堤新設工事変更請負契約の締結について」であります。諸般の報告の中でも、ご説明いたしましたように、当工事は、平成19年9月12日に入札執行し、契約金額 78,750千円で「株式会社大竹組」と仮契約を締結し、9月議会でご承認をいただきまして、「100トン型シーロック」という消波ブロック51個の製作及び据え付け工事を、実施しているところでございます。



この度、その消波ブロック6個を追加するため、「株式会社大竹組」と増額 5,775千円の変更請負契約の締結について、ご承認をいただくため、お願いするものでございます。

次に、議案第64号は「平成19年度美波町一般会計補正予算」であります。

歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 101,824千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 4,886,208千円といたしております。なお、今回の補正での大きな歳出は、病院会計運営費負担金、これは交付税算入分でございます、の追加と老人保護措置費、これは養護分でございます、及び老人保健特別会計への繰出金の追加、公債費の繰上償還の追加であります。

それでは、歳出について、款の主なものを中心にご説明をいたします。総務費では、18,575千円の追加でありまして、主なものでは法規集の加除追録代金の追加 3,400千円、地域バス路線の運行費補助金として、「徳島バス阿南」と「徳島バス南部」への補助金追加 9,064千円であります。

民生費では、14,871千円の追加でありまして、主なものでは養護の老人保護措置費の追加 8,719千円、老人保健特別会計繰出金、これは、7,750千円、障害者福祉費の更正給付費の追加、これは、2,250千円であります。

衛生費では、41,099千円の追加でありまして、主なものでは病院会計運営費交付税算入分としての追加 39,202千円と病院会計地方公営企業職員に係る基礎年金としての負担金追加 836千円、病院会計企業債償還元金の追加 524千円であります。

農林水産費では、4,100千円の追加でありまして、その主なものは農村漁村活性化推進事業補助金交付規則に基づく補助金の追加 2,000千円と恵比須浜水産加工施設の工事請負費の追加 1,100千円であります。

商工費では、1,980千円の追加でありまして、主なものは南阿波よくばり体験推進協議会負担金の町負担分 750千円であります。

土木費では、2,744千円の追加でありまして、主なものは公共下水道の管渠築造工事に係る損害賠償事件での高松高裁への応訴に係る弁護士費用の追加 2,460千円であります。

消防費では、2,438千円の追加でありまして、主なものは緊急津波対策費で工事請負費の追加 1,220千円であります。

教育費では、10,052千円の追加でありまして、主なものでは日和佐中学校修繕の工事請負費の追加 1,980千円と総合体育館の修繕料追加 975千円であります。

公債費では、今年度から3か年計画しております高利率の既往債、補償金免除で繰上償還を行う5,900千円の追加であります。

なお、今回の人事院勧告に基づく職員給与改定に伴う充当予定額は、約4,500千円であります。

以上が今回の補正予算における主な歳出でございます。

なお、これらの歳出に充てる主な財源といたしましては、地方交付税85,326千円、分担金・負担金407千円、国・県支出金6,569千円、財産収入154千円、繰入金2,000千円、諸収入6,344千円、町債1,100千円を充てることといたしております。次に、議案第65号は「平成19年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ12,324千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を1,301,649千円といたしております。

歳入歳出ともに交付金や繰出金等の額がそれぞれ確定、あるいは推計値が示されたことによる予算調整が主なものでございます。

次に、議案第66号は「平成19年度美波町老人保健事業特別会計補正予算」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ95,999千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を1,396,104千円といたしております。

医療給付の老人保健診療報酬、これは現物支給分であります。に93,000千円を追加、医療支給費の老人保健診療報酬、同様に現金支給分につきまして、に3,000千円を追加するものであります。

次に、議案第67号は「平成19年度美波町国民宿舎特別会計補正予算」であります。補正額は無く、歳出予算項目を組み替えた補正予算でありまして、人件費に393千円を追加し、予備費から同額を減額するものでございます。

次に、議案第68号は「平成19年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算」であります。歳入・歳出予算の総額に1,602千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を67,503千円といたしております。末端家屋等単独分の管渠及び側溝復旧費に伴う工事費の追加でございます。

次に、議案第69号は「平成19年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算」であります。歳入・歳出予算の総額に、それぞれ820千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を197,709千円といたしております。水洗化促進奨励金の追加であります。

次に、議案第70号は「平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算」であります。補正額は無く、歳出予算項目を組み替えた補正予算でありまして、介護予防サービス給付費に11,350千円を追加

し、予備費から同額を減額するものであります。

次に、議案第71号は「平成19年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ6,802千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を31,802千円といたしております。

修善料に500千円と予備費に6,302千円を追加するものであります。

次に、議案第72号は「平成19年度美波町水道事業会計補正予算」であります。資本的収入及び支出の支出として31,150千円を追加し、資本的支出の総額を89,838千円といたしております。公営企業金融公庫資金での高利率の上水道事業債、補償金免除で繰上償還を行うための企業債元金償還金の追加であります。

次に、議案第73号は「平成19年度美波町病院事業会計補正予算」であります。収益的収入及び支出につきましては、事業収益で一般会計補助金及び負担金として40,061千円を追加し、事業収益の総額を1,040,442千円といたしております。

事業費用では嘱託医師の報酬として、先ほどの、5,645千円を追加し、事業費用の総額を1,003,201千円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で一般会計出資金として524千円を追加し、資本的収入の総額を6,280千円といたしております。

資本的支出では企業債償還元金として787千円を追加し、資本的支出の総額を9,512千円といたしております。

以上、提案いたしております議案の主だったものの概要をご説明申し上げますが、平成の大合併により全国2,500余あった町村は、今、1,000近くまでに急減いたしております。

合併による地域活性化の姿は、いわゆる構造改革の陰の部分が地方を覆うなど、いまだ景気回復を実感できないでいるし、地方の再生と言うよりも地方の衰退を招くこととなり、地域間の格差が拡大しているのが現実であります。

加えて、ご承知のように、三位一体改革による、わずかな税源移譲と5兆円を超える地方交付税の削減により、税源が少なく自主財源に乏しい我が町のような町村は、かつてない財政的苦境に追い込まれている現況であります。

このような危機的な状況を打破するためには、不断の決意と揺るぎない信念を持って、引き続き行政改革に全力を傾注すると共に、新たな発想と地域特性や、先ほども申し上げましたような、地域の資源を活かした施策の展開を図っていかなければ、豊かな住民生活、個性溢れる地域社

会の実現はないと考えておりますので、政策・課題等には「選択と集中」という視点に立って、重点的に対応できる簡素で効率的な行政の実現に努めると同時に、その反面「小さくても存在感のある、住みよいまちづくり」として、地域の特性を活かす創意と工夫をもって取り組む所存であります。

どうか議員各位におかれましても、様々の角度からご意見・ご提言・ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明といたします。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。ただ今、議題になっております、認定第1号及び第2号の2件につきましては、決定いたしました。

議 長 日程第4 委員会報告を議題といたします。

閉会中の所管事務等の調査について、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

江本総務産業建設常任委員長。

総務産業建設委員 閉会中の総務産業建設委員会の報告をいたします。

総務産業建設委員会報告

去る12月11日に地域イントラネット事業について委員会を開催いたしました。

地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、高速、超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組み、21世紀の後半に向けて地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図っていくため、地域イントラネット基盤整備事業を、海陽町・牟岐町・美波町3町で国の補助を受け、3町の役場及び3町の根幹的な公共施設（役場、学校、公民館、病院などの公共施設）を接続する。

現在の状況は、「実施設計管理業務」は、ダックケーブル株式会社、「センター施設整備等（美波町消防コミュニティセンターに設置）」の工事については、西日本電信電話株式会社徳島支店、また「伝送路等整備工事（仮称）」は、平成20年1月発注予定であり、美波町のネットワーク施設37箇所（由岐地区：16箇所 日和佐地区：21箇所）を接続し年度内の完成を目指しています。

平成20年度以降は、各世帯に接続するため、3年計画で地域情報通信基盤整備事業（加入者系事業）で整備を行っていきたい。

また、平成23年7月24日に、現在のアナログテレビ放送が、デジタ

ルテレビ放送に一斉に切り替わることから、平成23年3月頃までに完成を予定している。

運営方式については、IRU方式による公設民営で、ケーブルテレビ会社に運営を委託し、主なものとして、行政情報・防災情報・生活情報・災害監視提供システムなど、また事業者については、ケーブルテレビサービスの提供（地上波デジタルテレビ放送、インターネット、IP電話テレビ多チャンネルサービス等）を予定としている。

使用料等の住民負担額（「加入時の工事費」、「利用料（テレビ放送・インターネットサービス等）」）については、現在協議中などの報告等がありました。

委員会から、公設民営ということだが、その維持保守等についてはどうなのか。

加入者系に関しては、利用料等で相殺するためランニングコストは必要ない。ただし、町財産を民間事業者に貸し付けるといった形での運営形態ですので、民間に瑕疵があった場合は民間負担、災害等が原因で大規模修繕が必要となった場合は、町が負担せざるを得ない。

また、平成23年7月までに町内全域でサービス提供が可能となっているのか。低所得者等に対する対応をどうなるのか。地域の独自のサービスが必要ではないか。テレビ共聴組合に対する説明会、また、共聴組合の今後についてはどうなのか。などの質疑がありました。

町内全域でサービス提供が可能となるスケジュールで整備を予定している。低所得者等に対する対応については、国の動向を見守りながら町も対応を決めていきたい。個人の使用だけでなく、地域おこし等産業面で情報発信といった面にも活用していただきたい。説明会等を開催し協議をしていきたい。共聴組合の存続については、円満協力をしていただき、解消という形を取っていただきたい。と答弁がありました。今後、協議中のことについての報告、また住民の方には十分な説明をお願いし委員会を閉じました。

以上で、総務産業建設委員長報告を終わります。

議長 続きまして、文教厚生常任委員長の報告を求めます。北山文教厚生常任委員長。

文教厚生委員長 議長の許しを得ましたので、文教厚生常任委員会報告をさせていただきます。最初に、議員の皆様にご報告申し上げます。併せて住民の皆様にご報告申し上げますこととしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

去る11月19日、全委員出席のもと、理事者より藤井町長はじめ、中東副町長、谷崎教育長、丸岡教育総務課長、海司教育改革課長、山路税務保険課長、原高齢福祉監及び参考人として、設計者である「宮建築設

計」より2名が出席。また、多数の委員外議員の出席を受け、文教厚生委員会を開催しました。

今回の付議した事件は、日和佐小学校建設について 全国学力・学習状況調査について 後期高齢者保険制度について その他、4点を議題としました。

議題 日和佐小学校建設について でき上がった基本計画について、丸岡教育総務課長より説明を受けました。基本計画作成に当たって特に重視する設計上の配慮事項

1.安全で管理しやすくかつ地域に開かれた校舎として、管理部門の職員室や校長室の配置場所については、生徒の安全確保に配慮した場所にし、校内の安全の要とする、また地域に開かれた学校としてユニバーサルデザインの考え（年齢や障害の有無などにかかわらず多くの人が利用可能であるようにデザインすること。）に基づく全体計画で進めている。

2.地域の避難場所として配慮ある学校として、被災直後に応急対応が可能な教室の配置、また、簡易な自家発電として太陽光発電設備や備蓄倉庫、敷地内に貯水槽の設置を検討している。

3.エコ・省エネルギーに配慮した施設整備として、本町の気候特性に考慮した、施設の断熱、機密性、自然採光、自然通風など勘察し、低コストで維持管理できる設計で具体的には簡易な太陽光発電、消費電力の少ないLED照明により照明を多く設け、利便性の面からは自動水洗・自動点滅照明なども予定しているとのことでした。

また、その上に徳島産材を積極的に使用する。これについては、保護者からの要望が多かったこと、林野庁が打ち出している森林環境教育の充実、県産材使用による地域の活性化などを総合判断したとの基本についての報告を受け、平面図による具体的な説明を受けました。

委員からは、外壁に杉材を使用することによる雨漏りや腐ることによる危険性、校舎の屋根材について台風時の強度やデザイン性、中庭の有効利用、体育館の防火倉庫の配置など、安全性・維持管理・費用対効果・利便性など多くの意見が出ました。

当委員会としては、委員から出された意見を真摯に受け止め実施計画に反映することを要望しました。

議題 全国学力・学習状況調査については、美波町内各学校の調査結果を委員会でオープンに議論することは、個人情報保護法に抵触する可能性があるため、秘密会にしました。しかし、今回の調査の目的は「地域における児童生徒の学力・学習状況把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証しその改善を図り、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげる」ということから、教育委員会としては、12月3日に各学校の分析結果が報告されるので、

指導計画を作り、計画的に進めるとの報告がありました。当委員会としても学校現場の実情を把握するために、学校訪問を計画したいと思います。

議題 後期高齢者保険制度については、制度の内容及び徳島県後期高齢者医療広域連合の議会が11月16日に開かれたので、結果報告を求めました。

広域連合の議員である町長より、広域連合が設立された経緯の説明があり、現在75歳以上の後期高齢者医療の運営は、市町村単位制度では不可能であり、平成18年6月医療制度改革法案が決まり、徳島県では、8月に広域で取り組むとして、8市16町で準備会を作り、平成20年4月からの運用を目指して、今年の1月に知事の認可を受け、平成19年2月1日、徳島県後期高齢者医療連合が設立された。職員は、現在24名で、各町村から派遣されており、美波町からも1名派遣されている。次に、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の議案概要の説明では、2条 葬祭費は、被保険者が死亡したときは2万円支給する。3条 保健事業は、被保険者の健康の保持のため健康診査を行う。4条から13条は、保険料の額及び算定方法であり、5割は公費・4割は現役世帯・1割は高齢者で算定し、年金年額18万以上の方は年金から徴収し、それ以外の方は普通徴収で行う。以下14条・15条は、減額賦課について、17条 保険料の徴収の猶予、18条 保険料の減免についての説明がありましたが、具体的に、まだ、決まってない点が多いので、資料が整い次第、説明を受けるということで、12月議会開会中に、再度委員会を開催することにしました。

議題 その他 では、委員会への事前の資料提出について、今後、より充実した委員会活動のため、できる範囲で、「資料の事前提出」を要望しました。

次に、委員外議員より介護予防・地域支え合い事業についての、地区間のサービスの均一化についての問題提起があり、理事者からは、「美波町の住民が同じサービスが受けられるよう検討する」との答弁がありました。

以上で文教厚生委員会報告を終わります。

議長 委員長報告が終わりました。以上で、本日の日程は終了しました。本日は、これにて散会いたします。ご苦勞でした。

(時に11時25分)

12月20日(木)

(時に09時00分)

議

長 おはようございます。

ただ今の出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第1 「一般質問」を行います。

一般質問の通告者は6名です。通告順に発言を許可します。

10番 山本議員の一般質問を許可します。山本議員。

10番議員

10番 山本。おはようございます。光陰矢のごとし、今年も残りあと10日余りとなりました。師走の慌ただしさを感じる今日この頃ですが、町政も、今までになく懸案事項も多く、慌ただしさを覚え、大きく変革を遂げようとしております。それでは、質問に入りたいと思います。2点質したいと思います。通告書とは、少し異なる部分もあろうかと思いますが、ご了解をいただきました。

まず、はじめに来年度予算編成について。都市では景気は回復傾向であると言われておりますが、地方においては、まったくその気配は無く、どの産業分野においても、原油高もあり、来年以降、物価の値上げラッシュという状況であり、本町においても、商工業の撤廃等、また、農林水産業の衰退もあり、まさに青息吐息の状態であります。自治体においては、法人事業税等も、都市から地方へシフトされ、地方交付金も増額されると言われておりますが、町長提案説明でも述べられておりますように、かってない財政的苦境に追い込まれていると言われておりますが、本町においては、来年度、日和佐小学校改築を控えており、非常に厳しい予算編成となると思いますが、夕張市のような財政破綻を未然に防ごうと「自治体財政健全化法」いわゆる一般会計に病院会計等の公営事業会計も含めた赤字の割合を示す「連結実質公債比率」等の導入により、20年度決算から適用され、指標の公表も義務付けられると言われ、本町にとっては、さらに厳しい財政運営を強いられるでしょう。

そこで、来年度20年度の予算編成に当たり、まず、基本方針は、本年度は「選択と集中」という大儀を掲げておりますが、「選択と集中」と言うが、行政の役割としては、住民に対して、等しくサービスを提供するという観点から、一步誤れば大変なことになるというリスクもあると思います。いわゆる「バラマキ予算」では、事業が進まない、成り立たない、その辺のところ難しい側面もありますが、最終的には、トップの政治的判断を仰ぐしかないでしょうが。



さて、先日の提案説明でも述べられていますが、今日までに、今までに無い、目を見張る施策が提案説明されていますが、小学校改築以外、新規事業ということで、地域資源開発と民間力活用の地域再生化事業について、もう少し簡単に説明をお聞きしたいと思います。

次に、本町におきましても厳しい財政状況であるが、財政指標等で見ますと、17年度より18年度と、少しずつではあるが良くなっており、海部3町の中でも、財政健全度は良いようですが、選挙公約の1つでもある「起債の借り換え」の成果、検証を願いたい。

また、今後、迎春花火の廃止・休止などにも見られますように、各種団体への補助の削減なども考えられるが、前段でも申し上げましたが、住民の観点から、サービス低下という、補助の削減については、難しい面もあると思いますが、今後、どのように取り組んでいくのか。

次に、美波町内を見歩きますと、町道、また側溝、あるいは町の公的な施設等の整備、また、議案書からも伺いますと、かなり、各種事業の取り組みに、地域によりバラツキもあり、いわゆる今言葉で言えば「格差」が見受けられるが、取り組み方にしても、住民側にも温度差があり、合併協議会でも謳われておりましたが、「地域審議会を」と言われておりましたが、現在、本町においては、町内会単位の取り組みが行われているようですが、そこにも温度差があり、町内近郊でも、ある町内会では、基本的なインフラ整備の水道もできていない現状であり、町内のバランス、また、公平度から、どのように公平に取り組んでいくのか。あくまでも地域の合意が基本であろうかと思いますが、現在、町内会単位の要望等の現状は、どのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、大きく分けて2点めの、合併後の調整項目についてお伺いします。ゴミ収集運搬業務については、合併協議の中でも議論されており、町長提案説明でも言われていますように、懸案事項の中でも、たいへん重要かつ住民にとっては一番身近な問題であり、また、関心があり、どのように推移、進んでいくのかと思っていましたが、9回の町内検討委員会を行い、20年4月1日より、町内全域民間委託による収集方式といわれておりますが、町内協議での経緯、プロセスは、どのようになっているのか。また、民間委託に決定した一番の要因は何か。民間委託することにより、人的な部分のみの民間委託と思われるが、どれほどの財政削減効果が表れるのか。また、民間委託することにより、サービスは低下しないかをお聞きしたいと思います。

また、今後、山間部ではカラス等が繁殖しており、ゴミ収集カゴのカラス対策として、収集カゴの共同購入、あるいはカゴ設置の場合、補助金等は考えられないか。そのことにより、収集作業も効率良くなっていくのではないかをお伺いいたします。

次に、もう1点、コミュニティバスについては、後半でも、同僚議員の質問もあるようですが、それほど関心も深く、住民に密着した問題であると思います。9月議会でも「代替路線バス、利用実態の調査の結果により、また、先進地の調査・ルート路線の設定・運営費の検討を行う」となっていたが、その後どのように進んでいるのか、進捗状況をお聞きして。

また、合併後の未調整項目について、どのように進んでいるのか。

また、住民施策提案制度等の導入も図り、職員については「各課ヒヤリング」「職員ワーキング」等を行っていると言われているが、200人近い行政のプロ職員がおいでするのに、いろんな良い提案もあると思いますので、そのような「協議会」を設け、行政・住民・議会等が、より良い案を模索すべきでないかという点もお聞きいたします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長。

わたしの方からは、来年度の予算編成と合併後の調整項目のうち、コミュニティバスと未調整項目等につきまして、答弁をさせていただきます。まず、平成20年度の予算編成方針につきましては、去る12月13日に、各課長に予算編成方針を通知いたしましたところでございます。議員おっしゃるように、平成18年度の美波町の普通会計の決算状況を見ますと、主要な数値では、経常収支比率では、94.1となっております。公債費比率につきましては、14.3でございます。対前年度比1.6ポイントの改善。それから、実質公債費率につきましては、14.9でございます。対前年度0.7ポイントの改善というふうになっております。ではありませんけれども、まだ、多額の地方債残高もございまして、また、地方交付税の動向も予断を許さない状況にございます。このような状況の中ではありますけれども、住民に身近な社会資本やIT基盤の整備、安全安心なまちづくり、産業振興、少子高齢化社会への対応等々の課題に重点的・戦略的に取り組んでいかななくてはなりません。

平成20年度も、引き続き「選択と集中」を基本に掲げまして、これまで以上に、事務事業の必要性を検証し、各施策の取舍選択、重点化、優先順位付けを行いまして、財政健全化への着実な推進を図っていくことといたしております。

新規事業といたしましては、すでに決定しているものでは、「情報通信基盤整備」いわゆるケーブルテレビ関係がございまして、が、その他の新規事業につきましては、各課からの要望が、まだ、提出されておられません。提出されたのち、ヒヤリングを行いまして、当初予算に反映させる予定といたしております。

次に、起債の借換えでございますが、既往債のうち、高利率分の借換え

につきましては、平成17年度、これは旧日和佐町時代でございますが、に既往の公有林整備事業債の未償還元金分を施業転換資金として、低利に借換えることにより、将来の公債負担の軽減を図るという目的で、造林資金38,961,000円、件数では28件の借換えを実施いたしまして、10,442,292円の利息の軽減を図ったところでございます。

また、本年度平成19年度から21年度までの、3か年で高利率既往債の繰上償還を計画していたしております。従来、「財政融資資金」「簡保資金」「公庫資金」の繰上償還につきましては、ペナルティ的な「補償金」が課せられておりまして、この額が繰上償還によって、後年度軽減される利息額の8割程度もあり、高利率の起債を繰上償還いたしましてもメリットがない状況でございました。

わたし達は、高利率の既往債を抱えている市町村で、繰上償還の障害となっていた補償金撤廃を強く政府に要請してまいったところでございます。

その結果、この度、行政改革・経営改革を行う合併市町村を対象に、臨時的措置として、財政融資資金・簡保資金・公庫資金貸付のうち5%以上の残債について、実質公債費比率等の財政状況に応じて、補償金免除の繰上償還が認められることになったため、本町におきましては、将来の公債費負担の軽減と、実質公債費比率等の財政指標の改善を図るために、計画的に繰上償還を実施することとしたところでございます。

これによりまして、実質公債費比率の低下と経常収支比率の改善に資するということが、少しでも財政の弾力性が確保できることとなります。具体的には、繰上償還の対象としておりますのは、一般会計債と企業会計債についてでありまして、「一般会計債」では、平成19年度は、7%以上の平成19年度末の起債残高 5,875,227円を、平成20年度は、6%以上の平成20年度末の起債残高 26,524,201円を、平成21年度は、5%以上の平成21年度末の起債残高 25,108,075円を、それぞれ繰上償還いたしまして、3か年合計では、57,507,503円を繰上償還し、5,484,966円の利息と4,517,058円の補償金の軽減を図ることといたしております。また、「水道会計債」では、7%以上の起債残高が31,150,249円について繰上償還を行う予定でございまして、今回、12月議会に提案いたしております。

このことにより、水道会計では、2,480,221円の利息と、1,819,571円の補償金の軽減が図られることとなります。

次に、町内の「事業の廃止・休止」等についてでございますが、既存の事業の廃止・休止につきましては、「事業目的の達成度合い」であります

とか「事業効果・費用対効果」等を検討いたしまして、「廃止」それから「休止」「延伸」それから「規模の縮小」の判断をしていくことといたしております。

「各種団体等への補助金」につきましては、「事業内容」でありますとか、それから、まあ「過去の実績」それからそれぞれの団体の「繰越金の有無・多寡」それから「町行政との関連性」などについて、検討を行いまして、判断をしていく方針といたしております。

各地域間の事業調整についてでございますが、厳しい財源の中でありますので、過去にとらわれた実績型、それから分配型ではなくて、住民のニーズの中身をよく検証いたしまして、まあ、吟味もいたしまして、「安全安心な地域、創造する地域づくり」に主眼を置きまして、予算編成に取り組みたいと考えております。

コミュニティバスについてでございますが、利用実態調査についてご報告を申し上げます。

徳島バス阿南株式会社と徳島バス南部株式会社の2業者にご協力をいただきまして、本年 6月20日～7月3日までの2週間で、バスの利用実態調査を行いました。

現在、美波町では、日和佐地区で1系統、由岐地で3系統、合計4系統の路線バスが運行されております。

1日当たりの平均乗車人員は、日和佐地区、由岐地区とも、平均19名でございました。1便当たりの平均乗車人数は、日和佐地区、由岐地区とも2名というような結果が出ております。また、1便当たりの最大乗車人数は、日和佐地区の路線が8人、由岐地区の路線では10人となっております。次に、1便当たりの最小乗車人員でございますが、日和佐地区、由岐地区とも0でありました。路線バスに乗客が全く乗らず、空の状態で行っていましたのは、調査期間の2週間では、日和佐地区では、全便で140便でございますが、そのうち31便、約22.1パーセントは、空の状態と。それから由岐地区では、全部で、112便でございますが、24便が、空で、ということで、率にいたしますと、21.4パーセント。ともにまあ、約20パーセント強約2割強が、バスには誰も乗らずに運行しているというような調査結果でございました。

次に、先進地の調査等についてでございますが、9月13日に運営費でありますとか、ルート設定等の参考にするために、地形等がよく似ている近隣の「海陽町」を訪問いたしまして、実施状況等の説明を受けてまいりました。それによりますと、海陽町では、現在、路線バスが撤退した路線を町営で運営するという形態で、旧町でとってきたそうでございます。で、新しく2路線も追加いたしまして、現在、6路線を町営バスで運営しているというようになってまいりました。もちろん、民間バス事

業者が運営する路線、牟岐 - 穴喰間もございます。

町営バスの運営につきましては、6路線、いずれの路線も料金収入で補うことは難しく、いわゆる収支は取れておらず、町費の持ち出しが大分出ているというような、まあ、状況でありました。

で、振り返って、本町につきましても、日和佐地区は、河川流域に集落が点在する地形でありまして、一方由岐地区は、海岸線に沿って集落が形成されているというような、まあ特徴を持つために、路線バス方式の運行形態では、まあ、海陽町とよく似ているというようなこともございますので、収支が均衡することは難しいというような、まあ、結論といえますか、に考えております。

で、本年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」というのができております。昨年は、道路運送法の改正も行われておりますが、そのような中で、この、活性化と再生に関する法律に基づきまして、現在、海部郡3町と徳島県等で「法定協議会の立ち上げ」と、それと併せまして「地域公共交通総合連携計画の策定」をまあ、準備しているところでございます。

これが認められますと、関係町等における「コミュニティバス」でありますとか、「乗合タクシー」「デマンドシステムの導入」あるいは「スクールバス・福祉バスの活用」等々につきまして、計画策定調査費が国費で、全額みていただけるという利点がございます。で、その事業を利用いたしまして、住民の把握等も行いまして、効率的な地域公共交通のあり方について、慎重に検討をいたしたいというふうに、まあ、考えております。

次に、最後ですが、合併後の未調整項目等のことでございますが、合併につきましては、みなさま方ご存知のように、日和佐町・由岐町の2町合併協議は、時間的な制約もございまして、「合併協定項目」それから「協定項目以外の事務調整方針」の中に、新町において調整するという項目が多数ございました。

これら新町において調整する項目の中で、直接住民の負担や給付に関係のある項目につきましては、合併後鋭意調整に取り組んでおります。

また、合併協定項目や協定項目以外の事務調整方針の中に、無かった事項で、合併後、行政事務を遂行している中で、新たに生じたあるいは判明した事項につきましては、その都度協議をいたしまして、調整をいたしております。

この結果、住民に直接関係する事項につきましては、調整はできているものという認識を持っております。

変化の激しい状況の中で、住民ニーズは、まあ、際限が無く、限られた財源を住民・職員のみならず、広く意見を聞くことは大切だというふう

議 長  
住民福祉課長

に考えておりますが、協議会的なものを立ち上げるということは、現在のところ、予定をいたしておりません。以上で、終わります。

住民福祉課長。

ご質問の大きな2番めの、合併後の調整項目の中の、1番の「ゴミ収集は、民間委託と言われているが、その経緯は。」と、2番の「民間委託することにより、どれほどの削減効果があるのか。サービスは低下しないのか。」の2点につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1番目の「町長諸般の報告」でも申し上げましたように、平成20年度からゴミ収集運搬業務は、民間委託方式で収集する方針といたしました。

現在、ゴミ収集は、ご存知のように、日和佐地区が直営、由岐地区は民間委託で収集していますが、この件につきましては、合併における懸案事項の1つであり、「合併後2年ないし3年を目途に統一する」との合併協議会での確認事項でありました。

このことから、統一方式を探るため、副町長を座長とする関係各課の職員からなるゴミ収集運搬業務関係検討会を平成18年度に発足させ、これまで9回の検討会を開き、協議を重ねてきました。その内容においては、「集中改革プラン」に沿い、行財政改革を進めながら、その業務において行政サービスが低下することなく、さらによりよい住民サービスの提供を主眼に検討したところでございます。

検討会において、ゴミ収集運搬業務を町内全域民間委託方式に決めた一番の要因でございますけれども、競争入札で委託にすることで、ゴミ収集運搬業務の経費が大幅に削減されること、不燃物の回収日数を増やすことができ、サービスの向上につながり、また、町内業者に委託することで雇用の場を提供することができることなどから、民間委託が望ましいと結論付けたところでございます。

2番めでございますけれども、競争入札により、当面は「3年間の民間委託」とすることで、現在、ゴミ収集にかかっている経費でございますけれども、人件費及び委託料などで約3,550万円（日和佐地区・約24,750千円、由岐地区・10,800千円）であるのに対しまして、試算によりますと、競争入札で民間委託方式にすることで、経費はこの3年間で、数千万円の大幅な削減が見込まれています。

そして、ゴミ収集において、現在、両地区とも月2回となっている不燃物の収集回数が、これが全域、全地区月4回（祝日は除く）の収集が可能となりまして、サービスの向上が図られることとなります。

これに関連しまして、火葬業務につきましては、直営とすることで、由岐地区で委託している火葬業務・火葬場等維持管理業務委託料280万円も削減されます。その内容は、具体的には由岐地区の火葬についても、

現在の清掃員を配置して、業務を行うことによるものであります。その他に、ゴミの不法投棄処理・ゴミ袋の販売・犬猫捕獲の取り扱い・家電4品目リサイクルの処理とか、また、町道・四国の道の草刈りや各種イベント関係の現場作業をも、直営で行うことによりまして、委託料の削減を、委託料の経費を削減することといたしております。以上でございます。

議 長 住民室長。  
住 民 室 長 わたくしの方からは、ご質問の合併後の調整項目3番目についてご答弁いたします。

現在、由岐地区では町内会の要望により、町がゴミ収集ボックスを購入し、町内会に貸与いたしております。ゴミ収納ボックスは、固定式と移動式の2種類を購入いたしております。場所の確保ができる地域は、固定式の生ゴミ収納ボックスを、場所の確保が困難な場所は地域は、折畳式収納ボックスを活用いたしております。

日和佐地区では、ゴミ収集車の搬入が困難な一部の地域についてのみ、住民の方々がゴミを1か所に集めて収集してもらっていると聞いておりますので、由岐地区のような取り組みが実践できるのではないかと考えております。しかし、予算を伴うものですので、新年度から順次に進めていきたいと思っております。

議 長 町長。  
町 長 山本議員のご質問で、の中で、通告外ではあるけれども、お尋ねということがございましたので、最後に登壇させていただきました。

まずは、その自治体財政の逼迫する中で、去る6月に「自治体財政健全化法」というのができた。それによって照らして、いわゆる一般会計を中心とした普通会計のみならず、病院とか、水道とか、公営企業あるいはその他の約束事として、債務負担している行為。それ全体を連結決算して、で、その自治体の財政の健全性を担保していく。いわゆる夕張市のように事後になって...というんではなしに、事前にそういう健全化法でガイドラインということで、そのお話がございました。

実は、まあ新年度の地方財政につきましては、もうすでに議員ご高承のように、都道府県財政については、一定の地方税目のうち、偏在してある所をプーリングして、それを国税として都道府県に。市町村につきましては、今のところ約3,000億、日本の国で、をいわゆる地方交付税の特別交付税の外枠として、配分することとなるなど、など、若干のいわゆる都市と町村、過疎の持つとる地方財政の格差是正には、一歩前進であります。これも、まあ暫定的なものでございまして、非常に先細りのするところでございます。

一方、道路とか港湾とか漁港の整備とか、公共事業は落とすなど。まだ

まだ、公共資本の遅れている徳島県のみならずこの県南の、というようなことで、公共事業のいわゆる河川・道路・傾斜・砂防等々、予算を取っても、国費でいくら50パーセントとか55パーセントの国費ベースでの補助金を確保したところで、それに付き合う裏負担、わたしどもは一般財源起債で充当して、でないとその事業が受けられないという仕組みにあります。で、今回、新年度の財政で一番問題になっておりますのは、まあ、ご存知のように、道路財源、港湾、遅れている漁港の整備、危険、能率、こういうようなことで、確保はしても、国費でやっても、地方が三位一体改革の進行する中で、付き合う裏負担ができないというのが、今回の、国・地方を通じてのいわゆる財政のポイントであります。で、そういうことが一つと。あんまりわたしが長くやると。

で、そこで、お尋ねの、今のところ、普通会計ベースでのこの美波町の財政の健全度については、例えば、質問者曰く、海部郡内では、まあまあいいところに居るようだけでも、今後のことについてどうかと、こういうようなお尋ねであったと思います。で、予算、新年度の予算編成方針について、影治から答弁した以外の総枠としましてはね、実は、今の普通会計では、借金残高が、約70億弱。公債費率が、実質公債費比率が、15.5パーセント。それから、経常収支比率も去年は97パーセントでありましたんですが、みなさん方のご協力によりまして、まあ、あるいは、また、一部公債の繰上げ償還等の効果もあって、今のところ94パーセント。しかしながら、まあ、そういう指標で、県下市町村見ましたところ、まあ、合併しても1万未満の弱小町村と言われてるんですが、今のところ、財政健全度は、まあまあ。

しかし、これは普通会計であります。わたしの方は、人口8,000余で、公立病院2つ抱えていると。小学校・中学校が10校ある。もう一つ、公営企業、国民宿舎という経営している国民宿舎もある。累積赤字が約9,000万。毎年3,000万の繰り入れ。しかし、観光を標榜してきて存立するわが町にとっては、これをいかにすべきか。まあ、そういうものを抱えております。

したがって、先ほどの普通会計ベースの健全度に、今度の健全化法、去る6月の成立した健全化法では、そのひっくるめて、いかほどの財政運営かということを問われる時に、まあ、それについては、公債費率については25、あるいは債務負担については35と、いろいろ指標はあるんですが、その中で予断を許さないことがありますもんですから、実は、「集中と選択」ということは、これはですね、もう、その「聖域無き改革」ちゅうのが、小泉内閣の標榜でありましたが、わたし達も、ほんとに子どもが少なくて、年寄りがやって、生産力が弱くて、人の介助無くして存在し得ないみなさん方が増えてきてると。まあ、そういう行



政事情があるということで、今の段階で、いわゆる公営企業に属する病院の問題、水道の健全性の問題、あるいは国民宿舎の問題ひっくるめておきませんと、来年度から適用になる法律の中で、たいへん窮屈なことになるということで考えております。

したがって、影治が答弁しました時に、例えば、まだ、水道ができとらん地域があるよと。地域間のバランスをよう考えてくださいちゅうことありますが、これが旧由岐町とか旧日和佐だとか、山河内であるとか、赤松であるとかいう、地域をどないするっていうより、そのテーマは、安全、それから、安心と。それともう一つ、そのガイドラインで、安全な地域でない、安心して住める地域でないと、こういうキーワードで、新年度、臨みたい。

で、もう一つは、マイナス思考ばかりではいけません。ここにある公立施設が無くなるだけでなく、民間の施設であっても、日常の生活に欠かせない、いわゆるリース系の企業でさえも、日和佐から撤退していくと。こういう実態であります。それからまた、孜々営々として個人の旅館、グルメ、いろんな日常の購買、ショッピング、これもですね、いろいろ競争激化、そして、地元の個店による商業展開なんかは力尽きて、どんどんどんどんと。また、消費者は選択の自由性ちゅうことで、近隣都市とか県外へ出て行っていると。そういう実態もあることなどから、今の安全、安心に加えて、次の世代がここで希望が持てるという意味で、産業政策を、これは展開しなけりやなりません。端的なのは、企業誘致ということがいちばんあります。しかし、今や都市にあっても、中国とか韓国へ進出している今日であります。

そこで、地域資源の開発、こういうことに着目しておるところであります。財政健全化法のねらいとする枠の中にあるものについて、今この次点で決断、そしてそれも住民のご意向、心配、議会のみなさん方が心配していることについて、改革と申しますか、「無くする改革」ではなくて、それを転換して、新しい力のある民間力を利用して、この地域資源を掘り起こそうということで、所信を申し上げましたところあります。したがって、まあ、もう地域資源の開発については、海洋性の問題と社会性、いわゆる社会資本ですね、わたしの方の「うみがめ荘」と「お城」とか、あるいは一般の民間施設については「ベストウエスタン」という世界の、今のところ世界一のいわゆるホテルチェーンによって、協力を得てですね、進もうとしております。

で、やはり、この人口減少のところでは、やっぱり交流度指数を高めて、定住人口は減少する、しかし、交流人口。で、実は、定住人口の減るということはものすごい大きいんです。で、交流人口を増やすっていうても、交流人口は170人来てくれて、住んでる人1人。それぐらいの経

済効果はあるんです。つまり、定住人口が1人減るということは、交流人口の170人に匹敵するものと、いわゆる社会計算、社会実験等に基づいて、わが国のことを言われております。しかし、観光とかりゾート、非常にそういう恵まれたところでありまして、宗教法人もあることなどから、四国の中では極めて有名な。で、そういうものを吸引として、いわゆる定住人口を減る現象をカバーとして、いわゆる交流度指数を高め、地域に活性化を図りたいということで、実は、自然系のいわゆる「田崎」との共同研究以外のですね、そういうある施設をですね、力のある、しかも、ここに個店が一生懸命努力しておる牌をさらえ奪い取るのではなくて、その大きい「ベストウェスタン」などは、自分のネットワークメンバーで、地域を貢献しようというようなことで。これも実は、去る、実は13日、木曜日だったと思います。ようやく夕方、社長と合意になって。実は、これが極めて、その噂として、こう伝播してないというのは、実は、この種のものってというのは、地域間の、極めて競争しなきゃいけません。途中で、情報が漏れちゃうとですね、非常に難しい問題があります。したがって、そういうようなことで、で、最終的に合意したのが、去る13日でした。14日が金曜日でした。15、16が土日でした。まあ、そういう慌ただしい中で、その中で、まあ、いろいろと地権者、あるいは関係者ですが、極めて一部民間が入ってるために、その名を特にというようなこともありましてですね、で、今日にいたっておりますが、それは弁解であります。

いずれにしましても、「うみがめ荘」を民営化すると。無くしてしまわない、下、下灘みたいに。廃止してしまわない。やはり、交流、それは、経営主体を変えるんだけど、毎年毎年3,000万を保全しなきゃいかんと。一生懸命職員は…。さて、それは4月からやります。営業もってやります。そういう中で、ぜひ、今後の交流度指数を高めるために、観光交流施策を、これは新年度にも、ひとつ「新しい種を蒔く」と。「若い人に希望と就労の機会を与える」ということで取り組んでまいりたいと考えております。このことで、あんまり長くなるといけませんので、省略しますが。

なお、海洋資源については、今、こう経常経費でちょっと、こうしよったんが、非常に成果を得まして、まあ、これを、今年度の単なる試験ピースなんですけど、今後は、これをですね、美波町の、新しい「新生美波町」の、いわゆる地場の産品として、全国ネットに広げていきたいと。これに限りません。で、「アオノリ」は、非常に今供給が非常におっかないという実態であります。曰く吉野川、曰く四万十ありますけども、当町のことにつきましては、当地に所在する地域資源、すなわち海洋水、海水と地下水の、それと天日、そういういわゆる目に見えない天与の有

力な良質な資源に恵まれたことで。これから次に、その応用技術を展開いたしまして、そして、今、医療界、あるいは食品業界に重要度が高くなって、なかなかおっつかないという、いわゆる2年前からわたくし標榜させていただいております「にがり」、これでひとつ地域の顔を作って、そして、定期継続雇用にはならんかもしれませんが、パート労働とか、あるいはまあ、定期性もあるかもしれませんが。そういう雇用の創出と、それといわゆる「新生美波町」の産物を展開していきたいと思います。特にもう一つ、前後しましたけども、「ベストウェスタン」については、「その金魚はわしの物」というんでなくて、「自分が金魚を持ってくる」と。そういうことで、地域の食材、あるいは一次農産物、あるいはイセエビ・アワビ等々の魚介、それに着目したこと。これの経過に至るにつきましては、やはり、わたくし達が気付いていないこれだけのロケーションがあって、地域資源があると。まあ、こういうようなことを、実は、京阪神の人間関係で、実は、生まれたものであります。で、わたくしは思いますことは、そういうことはやってもですね、投資してですね、「絵に餅を描く」失敗はいっぱいあります。で、今回は、お金を使わないで、そして、地域の主体を変えてやっていくということであります。

「好かれる美波町」、こういうようなことをキャッチフレーズにやっているとございますので、新年度は、長くなりましたが、健全化法があって、「うみがめ」もあって、公営企業もある、ま、そういうようなことでありますんでね。今もう、このときに種を蒔かないと、もう、今3日に1人、あるいは2・5日に1人の人口減少は目覚ましいものがございます。字単位で見ますと、高齢化は55パーセントを超えております。いわゆる「限界集落」にレッテルを貼られ。その中で、もう、ますます公共事業に依存して景気を展開してきた時代は、さよならであります。これからは、ぜひとも、自分でできることは自分でやると。そして、自分でできんことは、どうしても人と介助が要るっていうんが公的ニーズだと。

もう一つ、お尋ねの住民ニーズに応えなければなりません。しかし、夕張は、ニーズに際限なく答えた結果が、次のニーズに応えられなくなった一例であります。したがって、町の責任者としては、「今目先にある餌は、明日のものでもあるし、みんなのものである」という認識に立ってですね、弱い人を助け、そして、もう一つは、若い子が育つような環境で、希望を与え、種おこしをしていきたいと。その点は、いわゆる安全安心のテーマの中に創造する予算と、いうようなことで、これにつきましても、ぜひ、役所、わたしどもだけがですね、知恵があるもんでもありません。どうぞ議員各位のですね、積極的で、実現可能な「お前が

しなければ、わたしがやる」というぐらいの、ご提案を、ご指導を、お願いしたいところでございます。答弁終わります。

議長

10番議員

山本議員。

再問に移りたいと思います。まあ、町長答弁、ほの新規事業について、説明いただきましたが、まあ、「うみがめ荘」の件は、今後、全員協議会、また、委員会等で、合意内容といろいろお聞きしたいと思いますが、1点だけ聞いておきたいと思います。まあ、土地とかほの建物はまあ、大体、無償貸与となるのかという点と、ま、ほれ1点です。

次に、ゴミ収集について、1回の検討委員会であります座長を務めていただきました副町長にお伺いしたいと思いますが、先ほど、課長はメリット、民間委託することのメリットをたくさん挙げておりましたが、わたくしが申し上げたいのは、まあ、人事面も含めて、全く白紙の状態で行くのであれば、あのう民間委託するのは、確かにほら削減効果、大いにあると思いますが、今現在、正職員が5人もおる中で、絶対必要不可欠な部署への配転であればよいが、行革で新規職員を採用しないという努力をしている中で、少し矛盾しているんじゃないかという、また、ゴミ収集を統一ということで、直営方式は全町で考えは無かったのか。もう少し時間をかけてでも、よかったのではないかという、まあ、時期早々ではないか問いう点をお聞きしたい。

もう1点、そして、サービス低下については、まあ、いろいろ民間委託をすれば、夏場であれば、まあ、時間が早く早朝からやろうというようなことも発生しないかということと、また、リサイクル事業についても、現状以上のサービスに心掛けていくべきではないかという点と。まあ、過疎高齢化が進んでいく中で、リサイクルも各、まあ、旧日和佐町内であれば、分館別に1箇所というような感じでございましたが、山間部においては、過疎高齢化、また、お年寄り1人ということもあるんで、いろいろほこをまた、考えていかななくてはならない問題であるということ、また、もう1点だけお伺いいたします。

次に、コミュニティバスについては、まあ、課長いろいろ結論的にはなかなかまあ、他町村も非常に財政的に難しいいう、まあ、実状としては利用者も少ないということでございますが、まあ、わたくしが考えるのは、スクールバスのまあ、利活用。また、有償ボランティアの導入。まあ、タクシー券の補助等を考えて、まあ、今後、ほの住民のために、真剣に取り組んでほしいと思う点でございます。

議長

町

長 町長。

再問にお答えします。まず、「うみがめ荘」につきましては、国民宿舎で、うわものはですね、ご存知のように、40年前にできた。で、底地は、土地はですね、実は、民有地でございます。宗教法人。で、今回それを

貸与する場合にあたりましては、公共の、役場だから貸した、民間がなんかするんなら、というようなこともありますから、いわゆる国民宿舎のいわゆる敷地、建物の用地、あれは「カレッタ」の部分まで含めてですね、新館・旧館及び「カレッタ」の所の敷地を含めて、個人宗教法人の所有になってございます。そういうことがありますもんですから、それは、旧来の、「ベストウェスタン」との契約にあたりましては、宗教法人の土地所有関係については、役場との契約で、そのままその法律関係を「ベストウェスタン」に複合契約的になっていくだろうと。

具体的には、向こうは億単位のお金を有益投資して、自己の資金で改造するわけでございます。一方、わたしの方は、底地は地代を払いながら、建物は町民の財産でございます。そういう関係と、評価を加えて、使用料をもらって...どうするかと。あるいは、長期を、10年タームで契約するか。30年ていうことですか。ただ、そういうことは、今後の具体的になつとんですが、向こうはそのことはあんまり大げさには、それをビジネス交渉にして、それなら、ノーとかと。で、今後の交渉になるだろうと思っております。

まず、タームですけども、こんな変化の激しい時ですから、ですから、大手企業でもどんどん変わっていきよると。一部上場の会社だっても、あくる日どっかの外資系で、ポーっと買収されると、いわゆるDPOということでもあります。そういうようなことを考えた時に、今、目先の経営が行き詰まったと、世の中変わったっていったときにでも、禍根を残さない。失敗した行政を後の住民に残さない「方法」はいかにかということ、まあ、できれば、向こうの相手方、期間につきましては、あんまり20年とか30年はやれないだろうかなあと。5年スパンでその都度やっていくと。その時に再評価していくとか。いろいろ考えてまいりたいと思っております。

で、その折々には、またですね、また、これは、重要な町民の財産で、県外あるいは町民の憩いの場であり、今日までのその繁栄と交流の場であったわけですから。大事にしていきたい。その折々には、重要な部分については、ご相談したい。今のところは、役場は地代払う、ほれから、「ベストウェスタン」から施設もらうけど、古い施設でありますから。ですから、もう耐久が済んで、ほとんど様変わりします。全部改造します。で、個室型になるというようなことでございます。

で、13日の夜の具体的なフィジカルプランでしたから、まだ、われわれも十分しておりませんが、まあ、紳士的な人で、で、いわゆるそこらはひとつ、任していただきたいと思っております。ぜひ、土地の関係につきましては、役場との関係。それにつきましては、あそこは八幡さんですけども、あそこの総代とか、みなさん方にも、それもタベですね、

わたくしの補佐、中東と、十分の...まあ、言えない事情がよくわかったんだけど、今後とも、まあ、ひとつこれを廃止して除去するのではなくて、残すということなんで、ひとつわれわれも協力の度を惜しまないということをお願いしておりますので、今後とも、「ベストウェスタン」との関係では地代をもらうかと。

それから、お城につきましては、ご存じのとおり、町管理になっております。また、新しい年度に向かって、今のところ公共的な施設ですけれども、それを普通財産に切り替える、あるいはいろんな、法律的な細かい点もあるだろうと思います。折々に向かって、議員のみなさんに、ご説明は、今後、申し上げたいと思っております。

なお、一つ、もう一つ、ただ、ホテルを運営するだけでなく、いろんな経営上の成功するキーポイントを持ってあります。それについては、いっぱい提案があるんだけど、実は、去るその12月13日に、実は、秘密保持形態と。我が社も、誰それと誰それと含んで、こういう仕事をする、こういうノウハウを乗せるということは、秘密守る代わりにあんた達も、その、外部性ですね、だから、その時に、まあ、議会の審議上はどうなるかっていうようなことで、秘密保持契約という、特に外資系は、そういうこと、ノウハウを大事にする。自分のお客さんをどうするちゅうたら、わたしは、こういうメンバーで、これで回していくんだと、こういうようなことは、言われたら困るとかいうのがありますもんですから、まだ、これから、ご審議賜るのに、まあ、そういう壁があることを申し上げますけども、議会の中ではですね、秘密会にでもしていただいてですね、他の競争で、まあそれは、先方との、まあ、そういう網をかぶった中で、いわゆる交渉をしているところでございます。長くなりました。

議長 副町長。

副町長 わたしの方からは、ゴミの収集について説明いたします。

まず、あの去年の10月から、本年の11月までですね、9回の検討会をいたしておりますが、早い時期からですね、要するに、まあ、1回め、2回め、1回めは、まあ、全体の、まあいうたら、ゴミ収集の状況についての確認作業をしまして、2回めからですね、それをまあ、直営でやるのか、要するに民間委託でやっていくのかという、これをどう統一していくのかという議論をですね、まあ、2回3回と4回というように、まあ、集中的にやってきたわけですけども、最終的には民間委託ということで。

その削減効果につきましては、現在、直営でやる場合ですね、現在、日和佐地区については、直営、5人の職員で直営でやっておりますが、これにかかる経費、まあ、人件費ですけども、主に今回、まあ人権費につ

いて、いきます。車両とかですね、まあいうたら、車両にかかるガソリン代とかはですね、民間委託しましても、要するに、町の方で、経費を持っていきますので、ですから、運搬にかかる人件費を主にお話しますが、3,300万かかっただけですね。これが、要するに「3,300万が、丸々ゴミにかかっているか」というたら、そうじゃなくして、「2,400万がゴミにかかって、800万ぐらいが火葬に」かかっただけです。そういうふうに分けて、要するに2,400万のゴミにかかる分をですね、まあいうたら、由岐の場合は委託してますので、約その半額ぐらいで、まあ、経費で、まあ、面積もありますけども。そういうことで、必ずまあ、民間委託すると、まあ、経費的に、まず安くなるということで、議論の結論付けをいたしておりますが。

じゃあ、あのう、この仮にまあ、2,400万よりも、少ない設計書で、設計を現在、こっさえておるわけなんですけども、その分はですね、3,300万の人件費は、そのままかかっていくんですね。で、委託費が数千万まあまあ、かかるという話で、ほの人件費のことをまあ、おっしゃりよんだらうと思うんですけども。人件費はやっぱりかかりますので、人件費を、要するに、新たに来るゴミの委託料、日和佐地区にかかるゴミの委託料の金額が、余分にかかりますので、その分をですね、要するに、どこで、ほの5人の職員を使って、どこで、スクラップアンドビルドでやるかということで、一応結論いたしまして、先ほど住民課長が説明しましたように、火葬は直営でやりますので、火葬の800万という人件費はですね、そのまま、あのう、要するに、計上いたしております。で、由岐でかかっております火葬の委託料280万を、まず、経費節減しますよと。それと、現在、まあ、町道とか、「四国の道」の草刈っていうのは委託で出しておるんですけど、この金額がですね、大方900万ぐらいございますので、これは年次的に、その残った直営の職員がですね、火葬するのは毎日ありませんから、それに充てることによって、要するに、スクラップアンドビルドでいけると。

ほういうふうな計算をいたしておりますので、一応、今回については、結論といたしましては、そういう削減効果が得られると。余分にかかります日和佐地区を民間委託することによって、まあいうたら、2,400万のですね、半分ぐらいの経費はかかります。委託料として、かかります。その分については、火葬を直営にやることによって、火葬の委託料の削減と、要するに、草刈業務、それと、まあ、イベントをするときに、出しておる委託料を、直営でやることによって、削減をしていきたい。で、これで、ペイできるというように、まあ、考えて、民間委託というように決定した訳でございます。

議

長 副町長。

副 町 長 まあ、民間にやることによってですね、まあいうたら、早朝に集めてしもうて、まあ、住民の方がいろいろ回収して...、ほういうことはですね、時間帯に、集める時間帯についてはですね、仕様書の中で、従来の時間帯ということに、要するに、それによって入札をするということを一いちばん最初に。それは、十分に行政指導していきたいというように思っておりますので。そういうことは無いと考えております。

カラスのゴミのカゴは、住民室長が答弁したように、来年度から、年次的に整備していきます。あと、何だったんかいな...

1 0 番 議 員 あの、現在の、なにを言ようでしょ、今、旧日和佐町内であれば、分館の単位内で1か所というような感じでいとうでしょ。ほやけん、これからも、年寄りも多くなってくるいうんで、まあ、もう少し拡大とかいうようになったときに、民間にしとったらいけるんかなあいうことです。

副 町 長 要するに、あのを分別のリサイクルを各町内単位でやっていただいとんですけども、それをもっと広域的にせいということですね。

1 0 番 議 員 うん、まあ、分館でなあ。北河内なら北河内...

副 町 長 北河内1か所を、まあいうたら、深瀬1か所とか、本村1か所とかいうように分散せいということですか。

1 0 番 議 員 うん、まあ、例が、一つの例がまあ、北河内になつとんが、赤松辺りやったら、もう、あのを...

議 長 小休いたします。

(時に10時05分)

(時に10時05分)

議 長 再開いたします。

副 町 長 ほれについては、また、あの、まあいうたら、住民ニーズに応じて検討していきたいと思えます、はい。

議 長 山本議員。

1 0 番 議 員 最後にもう1点。この、もうほいたら、入札方法は全町か、まあ、分けてするのか、一回お聞きいたします。

議 長 副町長。

副 町 長 入札の仕様書はできておりますが、それを具体的には、年が改まりましたらですね、要するに、告示等々の手続きに入りたいと思えますが、由岐地区・日和佐地区、分けて入札をしようというように考えております。以上です。

議 長 答弁もれは無いですね。それでは、以上で、山本議員の一般質問は終了しました。

続いて、6番 影山議員の一般質問を許可いたします。



影山議員。

6 番 議 員

6 番 影山。わたしは、2つの点で質問したいと思います。

まず、最初にいじめ問題についてお尋ねいたします。昨年にも、当議会において質問をしたところですが、ちょうど1年になりますので、その後の状況を把握するためにも質問をしたいと思います。

昨年は、全国でいじめが原因で、小学生や中学生、高校生が自殺した事件が相次ぎ、大きな衝撃を受けました。最近は、いじめによる自殺等の報道は減少したようですが、昨年度に全国の国公私立の小中高校が認識したいじめの件数は、計12万4,898件だったということが、文部科学省の調査でわかりました。これは、昨年、いじめによる自殺が相次ぎ、被害者の気持ちを重視するかたちにいじめの定義を拡大し、また、国私立校も調査対象に加えたため、前年度の6.2倍に増えたようであります。

徳島県内の公立小中学校で起きたいじめは539件あり、前年度の3.3倍に増えたことがわかりました。県教委は、今回からいじめの定義が拡大され、教職員が子どもの動向を細かく把握できた結果とする一方、解消に向けた対策を強める方針を打ち出しております。

昨年、美波町内では、5件のいじめ問題があり、うち4件が解決し、1件については、良い方向に向けて指導されていると報告がありました。そこで、まず、1点お尋ねいたします。その後のいじめ問題の状況はどうなっているのか。

また、いじめが原因で不登校になっているという実態はどうか。

次に、2点めにお尋ねいたします。いじめや友人関係の問題など、心の悩みを訴えて学校の保健室を訪れ、養護教員に相談する子どもが、小中高とも、この10年間で大幅に増えて、保健室利用者の40パーセント以上を占めていることが、文部科学省の2006年度の調査で明らかになったようです。本町においてはどのような状況なのか。

3点めとして、本町で講じたその対策とその効果について、どう評価しているのか。以上、3点についてお願いします。

次に、農業後継者の問題について質問します。本町の基幹産業のひとつは農業であります。したがって、農業の振興なくして、本町の発展はあり得ないのであります。しかし、農業の将来展望は、決して明るいものでないことも事実であります。生命を維持するのにも、不可欠なものは食糧であり、その食糧を生産確保する農業・漁業が、おしなべて不振であり、後継者に悩んでいることは、憂慮すべき現象であります。

そこで、第1点として、お尋ねしたいのは、農業後継者の問題であります。人口の高齢化に伴って、農業従事者も高齢化し、「後継者がいないので、農業は自分の代で終わりだ」といった話をよく聞きます。後継者

のいる、いないは、基本的には個人の問題であります。基幹産業である農業だけに、看過できない問題であろうと考えます。本町の実態として、後継者はどの程度いるものと認識しているのか。

次に、行政としての対応であります。後継者の問題は、私生活の問題でありますから、農家のお子さんに「あなたは農業をきなさい」とするわけにはいきません。しかし、後継者を確保するために、行政として何か打つ手はないのかどうか。

また、離農した跡地に、企業誘致と同じ感覚で、農業をしたいという人を誘致する方策はないのかどうか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

議 長  
教 育 長

教育長。

お答えさせていただきます。議員がおっしゃったことと、最初だぶるところがあると思うんですけども。議員おっしゃるとおり、昨年度、全国の小中高校が、認知したいじめの件数は、約12万5,000件です。これは、文部科学省の調査で明らかになっております。前年度の約2万件の6.2倍に増えています。これは、先ほど議員がおっしゃったように、被害者の立場に立って、いじめの定義を広げ、国立私立校も加えたのが急増の理由になっております。

学校は、常にいじめが起こりうるという問題意識の元に、いじめのサインを見逃さず、その実態の把握に努め、児童生徒の安全確保に全力を上げるべき責務があります。12月17日現在、美波町におけるいじめの報告はありませんが、いじめ問題は、絶対に許すことのできない、極めて憂慮すべき課題であるとの認識を持ち、さまざまな取り組みが行われております。

まず、1つめに児童生徒の自主的活動の促進、学級活動、生徒会活動、児童会活動等における活動、学級や生徒会、児童会活動など自主的・主体性を育む活動を通じて、いじめについて考えさせ、子ども自らが、いじめの問題を解決していくよう指導しております。そういう具体的な取り組みの一つとして、「校内人権問題意見発表会」の実施、また、児童生徒集会の実施などがあります。

2つめに、生命の尊重に関する教育の推進、かけがえの無い生命に対する畏敬の念を培い、生命を尊重する態度や、「生きる力」を育む教育の充実を図り、各教科、道徳・特別活動・総合的な学習の時間における生命尊重に関する指導の充実を図っております。

3つめに、教育相談活動の充実、教師ひとり一人が、カウンセリングに関する知識技能等、児童生徒の心の問題に適切に対応できる能力を身につけるとともに、学校への意見や要望などに対しても、誠実な対応に心がけ、安心して相談できる信頼関係を築き上げています。具体的な例と

いたしましては、スクールカウンセラーの活用、今、由岐中学校・日和佐中学校に専門のスクールカウンセラーがいます。スクールカウンセラーによる生徒や保護者との教育相談や、教職員を対象とした、研修会の開催をいたしております。2つめに、教育相談室の整備であります。教育相談室にソファーや花などを置いたりして、児童生徒が、相談しやすい雰囲気づくりをしております。

4つめに、家庭・地域及び関係機関との連携であります。いじめ問題に関して、学校と保護者や、地域及び関係機関との情報交換の機会を設けたりして、広くいじめに関する情報を集める体制づくりに努めております。

5つめに、今後の課題といたしまして、今後、携帯によるメールでのいじめ等も予想され、どんなサインも見逃さない指導を再徹底し、子ども達に生きることの尊厳と、人権を守ることの大切さを、いろいろな機会を通して伝え、ひとり一人の児童生徒が、「今日も来てよかった学校」の実現を目指し、日々の教育活動に取り組み、いじめの早期発見・早期解決のため、研修を実施するとともに、関係機関やスクールカウンセラーの更なる活用を図り、対策の充実に努めてまいりたいと思っております。

この問題解決のためには、各学校で、直接児童生徒と接しているひとり一人の教師が、「自分の学校・学級でも、深刻ないじめが発生し得る」との危機意識を持ち、学校を挙げて的確に対応することが、何より大切です。教育委員会といたしましても、全力を上げて支援してまいりたいと思っております。

不登校や保健室登校の実態ですが、美波町におきましては、2件の不登校の報告がございます。

不登校の予防対策でございますが、1つめに、「今日も来てよかった学校」を目指し、仲間づくりを中心に人権教育の推進をしてまいります。

2つめに、子どもにとってわかりやすい授業を心がけ、ひとり一人の子どもが、楽しく学校生活を送れるように努めていきます。3つめに、子どもの出す小さなサインを見逃さないように心がけ、教育相談の充実に努めます。4つめに、家庭、スクールカウンセラーなど、関係機関との連携を密接に図ってまいります。5つめに、不登校を切り口として、学校教育活動全体を見直し、子ども達が生き生きと学習や活動ができる学校づくりに努めます。

美波町の子ども達が、安心して学校生活を送れますように、格段のご指導、ご高配を賜りますよう、お願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議

長 産業振興課長。

産業振興課長 2点めの、農業の後継者確保対策でございます。

まず、農家数でございますが、町内の農家数は387戸となっております。このうち、地域として、あるいは町として、考えられる専門的な農業後継者数は8名でございます。割合では2パーセントと、少ないわけでございますが、また、農家として、あるいはまた、家としての後継者数はですね、正確に把握はできていませんが、世代交代をする若年層の後継者数は、次回の農林業センサスを通じまして、把握いたしたいと考えております。

次に、後継者の確保対策でございますが、国・県においては、ハード・ソフト両面から、さまざまな支援事業を制度化いたしてございます。本町では、県の取り組んでいる定住を目指した「団塊の世代」対策などを踏まえまして、「農林漁業のお試し体験活動」に資する条件整備を進めているところでございますが、これは、農林水産業を体験すること自体に意義があるわけですが、一方、生産技術の習得や、農地、あるいは資金の確保、また、農産物価格の低迷など、農業を取り巻く、まあ、厳しい状況を考えますと、短期間に多くの新規就農者を確保するということは、たいへん難しいことではないかというふうに考えております。

したがって、集落、あるいは在所の農地は、地域の話し合いの中で、作業分担をするなど、「お互いに協力をしながら、自らの農地は自らが維持管理をする」いわゆる集落営農の取り組みでありますとか、既存の農作業の受託組織の活用、あるいは「団塊の世代」を中心とした新しいファームサービス組織の育成などを、地域農業の維持するための重要な課題として、関係機関協力のもとにですね、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長 長 影山議員。

6番議員 議席から失礼します。先ほど、いじめ問題について、教育長さんより答弁がありました。その中で、もう1点、あのう、答弁願いたいのは、保健室登校の件ですが、先ほど質問した中にお答えがあったかどうか、ちょっと聞き逃したかと思うんですが、先ほども言いましたように、いじめや友人関係のそういうことから、心の悩みを抱えている子ども達が、保健室の養護の先生に相談したりする、そういうことが、今年の新聞にも掲載されておったんですが、40パーセントもあるという現状。子ども達が学校に、こう、どうも行きにくい。集団の中で、ともに活動ができにくい子達がおるといような現状。

町内では、もし、把握しておるのであれば、おっしゃっていただき、また、もしまだ、調査お聞きできていないことであれば、また、調査を願いたいと思うんですが、どうでございましょうか。

議長 長 教育長。

教 育 長 失礼しました。保健室登校につきましては、やはり、12月17日現在では、ございません。まあ、この2名の不登校がいるわけなんですけれども、この2名については、長期間、あのう、不登校が続いているという状態で、まあ、1名につきましては、木曜日にカウンセラーが学校に来る日になっております。その日には、必ず登校して来て、スクールカウンセラーの先生との、まあ、話っていうか、相談というかに関わってきています。ほの時には、登校をしてくれておりますし、学級担任は、再々家庭の方にも行って、そして、まあ連絡を取っている状況であります。

もう1名の不登校の生徒につきましては、まあ、あのう、ある郡市から美波町内の学校に転校してきた子どもなんですけれども、まあ、その学校でも、なかなか学校に行きにくい状態であって、そして、まあ、兄弟で、まあ、美波町内の学校に転校してきたと。お兄ちゃんがおる時には、まあ、お兄ちゃん、しっかり学校の方に来れるようになったもんですから、弟も一緒に、こう、来よったわけです。それが、まあ、お兄ちゃん、まあ、就職したというか、卒業しまして、そして、その地点から、弟が学校に行きにくい状態になって、今、不登校っていう状態が続いておるんですけれども、この子どもにつきましても、今、スクールカウンセラーが、対応をしてくれています。そして、もう、毎日、学校側の対応としては、学校の先生、それから、子ども達が、もう、ほとんど毎日、家庭の方に訪問をして、もう、一緒に頑張ろうというようなことで、取り組んでおります。

そういうようなことで、保健室登校っていうのは今のところは、無いんですけれども、いっぱい悩みを持った子どもっていうのは、あのう、おります。そういう子ども達が、わたしも、まあ、現場におる時には、すべての先生が生徒指導をしなくてはならない、これは当然ですけれども、まあ、生徒指導主任を中心に、あのう取り組んでいくわけですけれども、特に養護の先生に、養護教諭には、「あなたもしっかりとやってください」と。保健室っていうところは、ほんまに子ども達が行っているんなことで、もう、ケアをしてほしいために来る子どもが、いっぱい悩みを打ち明けに来る子どもが、いっぱい来るところなんで、「先生、しっかりとあの取り組んで下さい」ということは、もう、何年前から、それはもう、言うてきよったところなんですけれども。今も、登校はするけれども、いろんな悩みを持って、保健室に相談に行ったりするような子どもは、いるのは確かです。ただ、まあ、不登校っていう現実、今のところ...ああ、保健室登校っていうのはございません。以上です。

議 長 影山議員。

6 番 議 員 まあ、今回あのう、いじめの定義が拡大されて、まあ、いじめられる側

に立った、そういう調査でありましたし、あのう、先ほども何回か出ておるんですが、あのう、国私立高校のその対象に加わったために、全国、あるいは県において、前年度よりはるかに増加している中、本町では、昨年からあったいじめが...、すべて解消されたという、この前の文教厚生委員会でもそのような報告を受けております。

また、保健室登校も、今、聞きましたように、無いというようなことでありまして、まことに喜ばしいことであります。昨年あったいじめ...、そこで、もう一度質問になるんですが、昨年あったそのいじめが、すべて解消された要因は何か。

また、具体的にその方策と指導というか、そういう事例を把握しておれば、教えていただきたいと思えます。

議 長  
教 育 長

教育長。

対策等につきましては、先ほどわたしいろいろ、こう、述べさせていただいた通りなんですけれども、やはり、周りの子ども達、また、生徒達の、あの、周りの支えなんかもあって、あのう、一人で悩んでいる、一生懸命悩んでいたのが、やっと友達に話をすることができた、そういうような中で、友達が、ほれやったら、もう、じっと自分ひとりで抱え込んでいたらいかんわ、あのう、先生に相談に行こうっていうようなことで、それがやっと明るみに出て、学級担任の方で、全体に打ち明けたり、また、全校集会の中で、やって行ったり、そういうようないろんな人達、地域の方の支えもありました。いろんな方の、あのう、支えもあったり、相談もして、支えていただいて、そうして、解決していったという例も、一部聞いております。やはり、周りが変わらなければ、やはり、本人自身、悩んでる子自身は、ほんまにしんどい思いをするっていうことだと思ふんです。

ただし、やはり、このいじめっていうのは、今も、学校現場でいつ起こるかわかりません。そういう状態はあると思えます。だから、まあ、先生方には、「子どもの小さなサインを見逃さんように、しっかりと子ども達を見て行ってほしい、家庭との連携も取ってほしい」というようなことで、取り組んでいるところでございます。以上です。

議 長  
6 番 議 員

影山議員。

今、教育長さんもおっしゃったわけですが、今回の調査では、全然無かったという、まあ、2件、2人の不登校の子達はおるわけですが、昨年あったそういう問題も解消されておるということであります。「また、いつ起こるかもわからない」と。現在無くなったとはいえ、いつまた起こるかわかりません。潜在的ないじめは、常に現存しております。「今日も来てよかった」という学校づくりのためには、子ども達にとって、「自分の存在感が実感でき、精神的に安心していられる心の居場所にし

ていくこと」だとわたしは思います。教育委員会としても、油断なく対策を講じ、学校を指導して行ってほしいと思います。ありがとうございました。

次に、後継者、農業の後継者についてであります。先ほど、産業振興課長さんから報告ありましたように、本町でも後継者が、わずか2パーセントという数でありまして、誠に、あとう、難問題だなと、そういうように、また、痛感する次第であります。現在、農業に従事している人達が、赤松地域においても、ほとんどの人が、70歳、80歳という年齢層でありまして、このままであれば、あと10年以内には、その人達が農業に携わることができなくなることが考えられます。行政としての対策についての報告も、今あったわけですが、企業とかというような誘致の質問もしておるわけですが、なかなか困難な状況でなかろうかと予測はしているところではありますが、課長さんのお考えの中には、結局「自分達のことは、自分達で考えて、自ら考えて、地域の中でそういうことを対策を講じていかなければならない」というような事態であるようであります。また、「集落営農」とかというようなことが言われました。そこで、課長さんも対策案を考えておられるようではありますが、その時が、もうそこに来ておると思います。今のうちに、わたし達は、対策案を考えていくことが大事であると考えます。

ここで、わたしの方で、1つ、他県の実例を紹介したいと思います。長野県の宮田村というところでございます。「宮田村方式」という農業を行ってその成果を上げているようであります。その一端をちょっと紹介させていただきます。宮田、長野県宮田村では昭和53年に、村と農協・農家が一体となって「新農業構造改革事業研究推進委員会」を立ち上げて、農業の進むべき道の研修を重ねたということです。この村は、現在、平成19年12月1日現在、人口が、9,378人、世帯数が3,222というような、ほぼ美波町によく似たような村でございますが、このような一体となって、そして、昭和56年に土地利用計画を具体化させるために、農業地域委員会が発足して、村内の全農家が参加、1村1農場、「1つの村を1つの農場にまとめる」という、を目指す独自の農業システム、いわゆる「宮田方式」が誕生した。

「宮田方式」とは、農地の所有と利用を分けて、分離するもので、自作農主義が常識であった当時の農業界に大きなショックを与えた。地域農業総体の生産力を高めるために、「土地は自分のものだが、土はみんなで作って使う」という理念のもと、農場の所有は農家個人ですが、利用は村長を委員長とする、「農地利用委員会」が事実上把握するという前例の無いものであったと。あと、「宮田方式」の中身、縷々あるわけですが、時間の関係上、割愛させていただきます。このような他県の事

例を導入する意思是、有るか無いか。お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

長 町長。

長 影山議員の再問にわたしの方から…。

今、この農村地帯、あるいは林業を中心とする地域の崩壊について、貴重な提案がございました。長野県の宮田村の例も承知させていただいております。

特に、わたくしは最近に感激しておりますのはね、あのう、福島県の猪苗代湖、人口2万4,000でございますが、あそこはもう観光客が、年間500万来ていたのが、今、高速道路がどんどんできちゃうと、もう、ここで泊まって明日北海道というんが、いきなり北海道、激減。で、実は、会津磐梯山、野口英世、猪苗代湖。こういう観光の日本の国でも非常にすばらしい。冬はスキー、こういうようなところで。実は、そこで、どうやったかっていいますと、今、そばをですね、そば米。やっぱり、その観光地とは言いながら、やはり、あのう、磐梯山の辺はずうっと、やっぱり、林業構造をやったり、猪苗代湖の周辺については、いわゆる中山間の、いわゆる赤松の、西河内のようにですね、ほ場整備したと。米は、一等米でいったって6,000円、7,000円と。やっていけない。採算に合わないこと、まじめな農家ほど赤字が出ると。こういうようなことで、今、ご提案の宮田村と一緒にことなんだが、ちょっとこっちが早いんですが、「そばを作ろう」と。

で、わたくしは、そばというのは限定された食品かと思いましたが、実は、それが、村と農協がタイアップしましてね、そして、そばを製粉にして製品にして、観光・グルメの連中には、ご商売の方々には全部ですね、あの沿道をですね、ガラス館もあります、全部そばを推奨して、年間4か年計画で1,000件の店を作ると。こういうことで、地産地消を展開しております。

で、宮田村についての、ほのキャッチフレーズ、ご存じのように、「土地は自分のものだけど、土はみんなで作ろう」と。まさに、そのう、財政がやっていけんから、役所に頼らないで、公共に頼らないで、自分好きなようにせいという意味で、自分で自分のことをするんでなくて、やっぱり、その発想は、もともと、栗林課長が、後段で答えましたように、「地域ファーム」「わしとこでやれんけど、誰でも作ってくれる人おれへんけ」とか。ただその時に、特に、海部の人達は、米作りがいちばん小力で確実に収入が入ると。政府が買うてくれるっていう、いわゆる食糧保護のもとで、きたと。その中で、「やさしい政府があったために、過保護のために、競争原理を忘れて新しい製品を作る事を失った。」これは、失礼ですけども、わたしが言うんでなしに、みんながそう思って



おります。

で、そこで、そういうようなことを、「村長」をやる気は無いかっていうんで、実は、この地域資源の開発の中には、とりあえず、「アオノリ」とか、次は、「にがり」とか、言よんですが、実は、京阪神の、そのまあ、この「ベストウエスタン」の関係もですね、赤松の農地の適正、あるいは西河内の日和佐川の延流とか、その他由岐についてもですね、適正について、実は、あのう...。「役所が言うとな、どないしてくれるん」と。「あと補助金何ぼくれるで」とこう...。だから、それが、実は、もちろんバックアップするんですけども、役所が、ふったら「どないなるん」と、こうなる。で、そこで、いわゆる自発的・内発的なグループができ、ということ、ま、それもこう、仕掛けと申しますか、そういうことをぜひやっていきたいと。

この、よそのことを、今、いみじくも宮田村の話ありましたが、今、猪苗代湖では、実は、毎年毎年、今度行って見て下さい、沿道にそば屋が全部あります。それは、全部、役場と農協が共同工場を興した。製粉、あるいは玄米で出すやつをやる。それからそばにしてやる。そばを製品にしてやる。それに山菜料理をくっつけて、付加価値をつけてやると。それは個人の商売人にやる。そこへ持ってきて、馬刺しと馬の油ともセットにして。そういうふうに、みんながですね、わしは馬刺しやって、お前は百姓やって、お前は...でなくて、みんなが地域を守ろうということで、ぜひそういうことはいい提案だと思っておりますので、できたらですね、森林組合も農協も漁協もですね、「わしは漁師じゃ」と、「お前ら百姓」と、でなくて、今、都会の人が求めている自然回帰っていうのは、一次産品共通...そういうこと、まあ、長くなりましたが、そういうようなことも考えておまして、県民局の、今、局長も、「海部で統一してそういうようなことを作れ」って。

今、一つのテーマとしては、まああのう、わりあい四万十帯で、あまり軟弱野菜に向かないこの海部郡、特に、この旧日和佐、旧由岐でございますので、ここで、できたら、いわゆる、これも潜在的な需要の高い、いわゆる「薬草」をですね、いわゆる小力で、わりあい自然系で収穫があると、こういうようなことも含めるなど、米作り一辺倒から転換して、付加価値の高い、複合他産業とも連携するっちゅうことは、近いうちにやっていこうと思っております。

そういうことも含めて、先ほど、山本議員に新年度には、新しい創造という中では、もう、産業興したと。公共事業...そういうことを少しでもですね、高めていきたいと思っておりますので、ぜひ一つ、ご指導願いたい。これは、ここで答弁のために答弁しよんではなくて、これは、もう、まさに地域資源を再生すると。こういうことであります。以上、お

- 答えさせていただきます。
- 議長 長 影山議員。  
6 番 議員 今、町長さんから、そのような意見いただきまして、たいへん心強く  
思っています。よろしくお願いします。  
まあ、このような農業後継者の問題は、少子高齢化、あるいは若者の定  
着をしない、あるいは過疎化等は、農業の後継者不足問題を引き起こし  
ている現状であります。これからも地域で、生きていくためには、この  
ような問題と、どうしても向き合っていかなければいけない、なりません。  
まあ、自分達の問題は、自分達で、しっかりと考えていかなければ  
ならないとは思いますが、なにぶん難問題であり、地域だけでは及ばな  
い点が、多々ございます。行政としても、即効薬は無かるうかとは思  
いますが、町の重要課題として捉え、有効な対策を講じられるよう、真摯  
に取り組んでいただきたいと思います。以上で、わたしの質問を終わ  
ります。
- 議長 長 影山議員については、できるだけ、一問一答でなしに、再質問でまとめ  
て、また、再々質問でも、まとめて、次回からよろしくお願いいたします。  
6 番 議員 はい、よくわかりました。  
議長 以上で、影山議員の一般質問は終了いたしました。時間の都合で、11  
時まで小休いたします。

(時に10時46分)

(時に11時02分)

- 議長 長 再開いたします。続いて、3番 寺下議員の一般質問を許可いたします。  
寺下議員。  
3 番 議員 3番 寺下、はい。わたしの方からは、大きく2点質問させていただきます。  
まず、1点め、教育行政についてですが、過疎化対策は、少子化に歯止  
めをかける重要な課題であると考えます。6月議会で、町長が答弁され  
ていた「ホームレス支援施策」など、いろいろな方策も、もちろん大事  
なことではあると、わたし自身も認識していますが、何よりも地元の財  
産は、そこに生まれ育った子ども達の将来ではないかと思えます。確か  
に、進学によって、町外・県外に出なければならないことや、就職先確  
保の難しさなど、「仕方がない」と思う現実もありますが、やはり、子  
ども達が生まれ育った地元で、将来、子育てをし、生活をしていくとい  
う循環が、何よりも定住へとつながるように思います。年末年始やお盆の

時期には、同窓会が多いと思いますが、同窓会にみんなが集まるのは、さまざまな思い出があるからではないでしょうか。つまり、地域への愛着は1人では持てないものだ、わたしは思います。たくさんの人と関わりを持ち、いろいろな経験を積み重ねることで、そこが自分の戻る場所となるのではないのでしょうか。

昔は、子ども達も多く、遊びも近所のお兄さんやお姉さんから受け継いできたし、かすかながらも地域の一員としての意識があったような気がします。今では、そんな遊びを教えてくれる機会も減ってきていることから、教育の現場で、「地元で愛着のある子ども達」を育てることができれば、それが過疎化対策の一助となると思うのですが、現在、各学校において、そのような取り組みはなされているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

次に、「こども議会」の開催を提案したいと思います。「こども議会」は以前、旧由岐町の時にも行われた記憶があるのですが、小さいうちから政治に関心を持たせることによって、全国的にも懸念されている国民の政治離れからの投票率の低下を防ぐことにつながるのではないかと考えます。その1つのきっかけとして、「こども議会」はかなり有効な方法だと思います。子どもが政治に関心を持てば、必ず親にも影響を及ぼすでしょうし、それが大人の政治に対する無関心からの脱却につながるのではないのでしょうか。一人ひとりが、政治に関心を持てば、町づくりへの大きな力となりますし、子どもも情報を得ることで、愛着へと結びつき、日常の町に対する関心も深まると思います。

2点めの医療行政についてですが、2つの項目についてお伺いいたします。

まず、1つめとして、6月議会で、「由岐搬送班は1年ごとの見直し」と言われましたが、来年4月以降の方向性について、お聞きしたいと思います。搬送班体制になって半年以上が過ぎましたが、現在までの出勤回数は、これまでと変化はあるのでしょうか。

今年4月の由岐の住民からの存続を望む声は、やはり、地域に根ざした業務の継続であり、搬送員のこれまでの経験から把握している地域性や道路事情など、それらが何ものにも変えがたい安心感をもたらす故のことであったと、わたしは考えています。ただ、将来的に「広域消防体制」になることを考えた時に、移行の必要性もわたし自身は考えています。しかし、今の現状維持を望む声は依然高く、将来的に変更があるのなら、今後とも住民への意識付けも含め、早め早めの、情報提供・広報・説明会をお願いしたいと思います。

また、海部消防組合への負担金は、来年度も同様の算定になるのでしょうか。由岐地区の大部分を搬送班がカバーしていることは考慮され、減

額等にはならないのでしょうか。

2つめに、病院について、今回の一般会計補正予算で、4,000万余りの負担金が病院会計へ繰り入れされていますが、これら一般会計からの繰り入れは、年度通算では、いくらくらいになる見込みなのでしょう。平成18年度決算額は約2億円となっていることから、今年度もその程度になるのでしょうか。

もちろん、公営の病院なので、繰り入れがいけないとは考えておりませんが、かなりの高額であり、これだけ町財政が心配されている中で、余裕があるのか、不安視してしまうのはわたしだけではないと思います。全国的に見ても、北海道夕張市のように、一時借入金を操作して一般会計の黒字を装い、「隠れ借金」が財政を破綻させるほどの巨額に上るまで、議会も住民も見抜けなかったというあり得ないような現実もあります。必要などころには手厚く、不必要なところは削減を…。これは、財政の、行財政のスリム化の基本でもありますし、大いに賛成はしますが、中味は、しっかりと見極める必要があると思います。

また、9月議会で、今後、2つの病院の、一方は病院、一方は診療所という考えも持たれているようでしたが、その場合、地域内での必要性の高さや、経営の状況によって、導き出せる方向性もあるのではないのでしょうか。「医療体制整備検討委員会」の委員さんに、わたし達町民にとって、最善の病院の体系や、方式の議論を重ねていただいていることに加えて、やはり、内情もしっかりと勘案したうえで、明確な方向性を引き出すことも大切なことではないかと思えます。

6月議会において、町長から、「年内には何らかの方向性を出す」という答弁がありましたが、それによって、新年度の予算編成にも関わりが出てくると思いますので、現時点での方向性をお聞かせいただけたらと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議 長  
教 育 長

教育長。

お答えします。地元で愛着を持つ児童生徒の育成を図るために、各学校で、「ふるさと学習」に取り組んでいます。ふるさと、地域の中から、教育素材を見つけ、教材化し、体験活動を通して、ふるさとの良さを見つけさせ、ふるさとに誇りを持たせることを目指しています。そのために、ふるさとの人・物・ことから学ぶ体験の持たせること、ふるさとの先人や先輩の工夫や、努力、思いに触れる機会を持つことなどを工夫し、各教科や総合的な学習の時間の中に組み込んだ教育活動を展開しています。

小学校においては、低学年では、生活科を中心に、学校の中を探訪する学習において、学校で働く人達へのインタビューや学校の施設・設備の

見学等の活動を通し、自分が通う学校への愛着と誇りを持てることを目指しています。また、地域のおじいちゃんやおばあちゃんを招き、昔の遊びや昔の様子について直接教えていただいたり、触れ合う機会を持っています。おじいちゃんやおばあちゃんのすごさや、偉大さを感じさせる機会としています。中・高学年では、社会科や理科の学習の中で、地域の施設や自然に触れる学習の機会があります。社会科では、地域にある施設や仕事を訪問し、そこで働く人達の工夫や努力について、聞き取りをしたり、直接仕事の手伝いをさせていただいたりする機会もあります。理科においては、ふるさとの自然の中での遊びや、身近な所に棲む生き物、チョウ・エビ・カニ・サカナなどの観察を通し、美波町の豊かな自然を守っていこうとする態度を育てています。さらに、総合的な学習では、国語・社会や理科その他の教科で学習したことと関連させながら、地域の歴史や文化、産業、さらには、先人の業績等について、さらに、詳しく調べ、確かめ、自分の考えや決意としてまとめ、発表をしております。中学校においては、小学校での学習経験をさらに深め、職場体験学習や総合的な学習を通し、自分の生き方について考え、ふるさとをより良くしていこうとする意欲を持たせたいと考えています。

祭や共楽運動会、また、その他の地域のイベント等に、スタッフとして参加させることにより、地域の大人とふれあい、地域外の参加者の笑顔に接し、地域の一員としての自覚と、ふるさとを、さらに良くしていこうとする意欲や、将来の夢を持たせられればと考えています。

以上のように、子ども達が生まれ育ったふるさとの良さに気付き、一般に、一緒に生活する先輩たちの思いに触れ、自分がここに生まれたことを喜び、自分を支え、育ててくれたふるさとに愛着を持つ子どもに育てて欲しいことを願い、学習活動や体験活動を組み立てています。

「子ども議会」開催につきましては、新年度に開催の方向で、前向きに考えていきたいと思っておりますので、議員各位のご指導を重ねてお願い申し上げます。

議 長 木本由岐病院事務長  
由岐病院事務長

木本由岐病院事務長。

わたしから、医療行政の2の一般会計から負担金として、病院会計へ繰り入れされているが、年度通算ではどのぐらいになる見込みなのか。また、病院会計の現状が逼迫している中での、町財政の余裕があるのか、について答弁をさせていただきます。

病院事業についてですが、平成14年度の診療報酬改定は、実質でマイナス2.7パーセント、平成16年度はマイナス1パーセント、さらに平成18年度においてはマイナス3.2パーセントの改定が行われました。また、この間、患者の医療費自己負担も引き上げられており、これら一連の医療保険制度の見直しは、自治体病院の経営に大きな影響を及

ぼしています。

それに加えて、医師の地域偏在による勤務医の不足などもあり、大変厳しい状況にあります。今回の補正予算につきましては、病院分として交付税に算定されている金額を計上したものです。

年度通算ではどのくらいになる見込みなのかとのことですが、年度途中でもあり、はっきりとした数字は分かりませんが、不採算部分としての繰り入れは、昨年度と同程度の1億6,400万円程度は必要となるものと見込んでいます。

後段お尋ねの財政の余裕についてであります、支援を受けています、わたくしの方からお答えさせていただきます。

一般会計の財政構造は、経常収支比率が94パーセントと高く、きわめて窮屈な状況であります、「町民の健康を守る」という地域医療の使命を果たすため、必要なことでもありますので、これに支援を受けていることをご理解賜りたいと存じます。

なお、今後の医療体制の方向付けが「美波町医療体制整備検討委員会」においても検討されています。また、総務省での「公立病院改革懇談会」から、「病床利用率が過去3年間連続して70パーセント未満の病院は病床数の削減や診療所化とする」案が示されるなど、大変厳しい状況ではありますが、住民の方々にとって、安心・安全な町として、医療・保健・福祉を一体とした上で、これを病院経営の一助とし、経営を効率化し、持続可能な経営を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

議  
支

所

長 支所長。

長 ご答弁が前後しました。たいへん申し訳ございません。わたしからは搬送班についてご答弁をさせていただきます。

寺下議員ご指摘の通り、本年6月定例会におきまして「搬送班については各年度ごとに検証を加えてまいりたい」と、そのようにご答弁を申し上げました。

そして、今回、来年4月からの方向性についてでございますが、由岐地区の搬送業務につきましては、いわゆるメディカル・コントロール機能が果たせないものであります、存続の要望があることなどから、福祉施策の一つとして、当面、搬送班を置くこととし、その後のあり方については、住民のみなさまに海部消防組合が行っております、救急救命業務に更なる理解と協力を求めつつ、近い将来には安全安心が担保できる一本化への努力をしてまいりたいと考えております。

出勤の変化についてでございますが、「日和佐道路」開通以降の出勤実績を申し上げますと、5月：16件 6月：11件 7月：22件  
8月：11件 9月：9件 10月：17件 11月：9件、

計：95件となっており、昨年同時期では92件であり、ほぼ同数で推移しております。

搬送内容は現場～由岐病院への搬送が中心で、ちなみに、搬送された方を年代で見ると、70才以上の高齢者の方が8割を占めており、怪我などの傷病は稀で、循環器系等の症状が多いというデータとなっております。

それともう1点、海部消防組合の負担金の減額についてというご質問がございましたが、確かにですね、議員のおっしゃる通り、由岐地区側から見れば、海部消防組合の救急搬送班と由岐搬送班が並存しておると。そのようなかたちになって、実質的には業務を、海部消防組合の業務をカバ-をしておると。まあ、そのような論理も成り立つかとも思いますが、海部消防組合から見れば、組合議会で「由岐地区も業務のエリアに入れますよ」と。そういう決定のもとに、今、運営がなされておりますので、海部消防組合では、この議論というのが、なかなか成り立ちづらいのではないかと、まあ、推測いたします。

情緒的なご答弁で申し訳ございませんが、以上で、答弁とさせていただきます。

議 長  
3 番 議 員

寺下議員。

先ほどの質問で、病院に関して、6月議会において、町長から、年内には何らかの方向性を出すという答弁に関して、あのう、町長、今後の方向性、現時点での方向性というのをお聞かせ願えますか。

議 長  
町

町長。

医療体制について、寺下議員の再問にお答えします。

町立2つの病院のあり方について、19年以内に、ほぼ結論が出るのではないかと。こういうようなことであったが、その現況をと。実は、今、これまでに3回やりましてね。実は、この12月31日まで、ご答申頂くだったんですが、最終段階で、委員15名のうちに、非常に識者の欠席が多うございまして、一応もう、大体もう、骨格は出ております。内容は、省略しますけども、短期的、中期的、長期的な展望に立って、いろんなご議論いただいております。

それで、要はですね、今の段階で、まあ、検討会の会長として、年明けになるけれども、少々ご猶予くださいというようなこと。まあ、所信でも申し上げたところで、まあそういうこと。ほぼ議論は詰まったかと思っております。あと、その検討会の答申を受けて、いわゆる町民各位、そして、町民の代表である議会のみなさん方と決断するんですが。

実は、その両町で、この2つの病院をどうするかの議論の他に、国の医療政策に関して、大きい変化が起こっております。すなわち、この自分達の町の病院のあり方を、自らが決定し得ないような方向があります。

詳細申し上げますと、先ほど、山本議員のご質問の1に、お答えする中で、一部触れましたけども、いわゆる去る2007、去る6月の15日でしたが、「自治体財政健全化法」一般会計だけがしっかりしとって、他の会計で、いっぱい赤字たらたらと、これでは困る、というのが要旨でありまして、その法律がまもなく施行されます。

もう一方、その「自治体財政健全化」の中で、いちばん問題になっておりますのは、かつては都市交通問題だったんですが、今は、病院問題であります。全国の公私立を含めまして、国公立を含めまして、病院の中で、大体1割、全国で1割が自治体病院が、実は、採算の取れない過疎山村漁村地域で展開しております。しかし、その運営を、実は、公営企業でわたし達はやっておりますから、一部適用して。で、実は、そこで、先ほど木本から、ご答弁の中でちょっと触れさせておりますが、総務省が言っておりますのは、その「自治体財政健全化法」の中で、特に病院については、公立病院については、去る11月12日に、新聞でも大きく報道されましたけども、総務省の中で、公立病院の改革懇談会で、「過去3年間のベッド数、病床の利用率が3年連続して70パーセントの病院については、削減あるいは診療科にせい」ということで、近く個別の自治体に改革を求められております。わたくしは、かねがね言っておりますように、「教育と医療は最低限守らないと、ますます過疎・少子化が進行する」と。それは定住の条件であるとはいうものの、そういう実証の改革の中には、従わざるを得ません。

そこで、一方町内では、検討会をしております。それは、先ほど申し上げました。触れません。で、もう一つの県の段階では、「南部の医療圏域をどうするか」と。県立海部病院のあり方。それから海陽町の町立病院。そして、町立由岐・日和佐の4つであります。これの集約化についてもご議論はご承知の通りであります。

で、実は、それよりもですね、結局は、総務省というのがですね、地方分権と言いながら、地方の声をというけど、それは国として、やっぱり総務省、そして、自治体が、持続可能なことしないと、ただ、今、目先の現象面だけ追って、赤字になると。すなわち、夕張であります。国挙げてやっていかなきゃいかん。そういうことであって、決して、その、国に反感するわけではありませんし、国の言うことを丸呑みする気はありませんが、そういう状況が、非常にここ1~2年、目まぐるしく変わっており...。病床率が。過去の3年間の実績ですから、直しようが無い。明日からですね、4月から、患者がどんどん来るようにしますってね、実は、それにつきましても、過去の町立病院のレセプト分析して、ここで治る、今、まあ医者の方欠落もあったり、専門医がおらんちゅうことで、よそへ行くんかもしれませんが、南部圏域の医療費は増高するん



だけでも、実は、診療報酬は、ほとんど、60パーセントから65パーセントが、この海部以外、阿南、そして小松島・徳島へ出て行ってる実態があります。

そこで、そういう実態を鑑みて、まあ、わたしの方の、わたし自身が決断しますが、結論的に言えますことは、小さい人口、8,600、今時点600ですが、来年ぐらいで、8,300になるかも知れません。で、ここで、2つの病院を展開することは、絶対に禍根を残すもんだと考えているところであります。たいへん、厳しい選択を余儀なくされるが。要するに、美波町の町民の、それでは、どうするか。で、実は、その検討会の答申を受けて、判断するときには、もちろん、議会のみなさん方とご相談申し上げるところであります。で、そこで禍根を残さないために、医療体制、病院だけを建替えて、今の、ほいじゃあ、お年寄りのですね、いわゆる老年病というのをどうするかと。やっぱり、これは目指すところは、いち早く、もう、医者無し診療所でも、一生懸命、美波町よりも医療体制にサービス水準が行き届いている、例えば、上勝町であるとか、お隣りの高知県の檮原（ユスハラ）町のように、医療と保健と福祉を一体としたいいわゆる「地域包括ケアセンター」とでも申しませうか。そういうことで、心配ないんだという体制をした上で、その2病院を、いずれかスケールダウンをしなければならぬと考えているところであります。

当面の間は、先ほど、木本事務長が、両病院を代表して答弁しましたように、1億6,000万円出すのが惜しいというご見解もあるでしょう。しかし、それは、それまでの方向性ができるもんなら、ほれでどないかしてですね、切り詰めて、いわゆる「健全化法」でいろんなことやるんだけど、いろんなところで、民間委託して...、持続可能な体制をして、少なくとも、地域包括ケア体制がきちっと、いうても、まあ、1年ぐらいかかると思うんです。したがって、その間、この、どうぞ一般会計から、両病院に対して、1億6,000万円程度、やっぱり19年も、20年度もなるかもしれませんが、ほれは、わたし達の安心して暮らせる医療体制のために必要だという、まあ、ご理解を、まあ、賜ると。

しかし、今、おっしゃるように、じゃあ、一般会計は、出せる一般会計は出せる状態があるかと申しますと、先ほど来、言ってますように、今のところ、まあ、徳島県下で、24市町村の中で、そうですね、中ぐらいいいておりますけども、なおなお、逐年、その医療費と福祉面の経費は、上がることはあっても下がることはありません。税収は一方ご案内の通りであります。したがって、今、寺下議員が、将来を見据えたことでですね、それはどういうふうにするかって。ご答弁ではないけども、実は、そのどっちか、2つの病院は絶対ありません。

で、「そこで、どうするか」という時に、じゃあ、片方をベッド数の無い診療所にしてしまうのか。あるいは、ベッド数が19以下になりますと、診療所になります。しかし、有床の、ベッド数19ベッド数を持った診療所と、今の病院の30あるいは50床をやっていた場合の運営経費はどうかというと、実は、変わりません。で、そういう選択が一つある。もう一つは、包括医療体系ができたとしたら、そしたら、もう、完全に無床の診療所にしてしまって、そして、包括、「地域包括ケアセンター」の中で、あるいは「ねんりん」とか、「ヒワサ荘」とか、あるいは、「富田病院」とか、その他医療関係があるから、それでひとつ地域分担をして行うかと。

いずれにしても、町議会の先生方におかれても、そしてまた、わたくしも、この町を運営する責任者としても、極めてですね、この決断はですね、ほんとうに難しいものと。

1にも2にも、町民各位の高齢比率が、今、38パーセントです。ほんでその65才以上全人口の、ほれが、まあ、高齢化比率でありまして、そのうち、介護を要するお年寄りが2割おります。600人余っております。増えてきております。介護を要するご老人が施設におるかと思っただら、その人は、老人の5パーセントしか、施設でサービスを受けておりません。自宅です。在宅です。でも、在宅でおる人は健全で元気かちゅうと、やっぱり、介護の認定を受けておりますから、介護の5つの中で...

まあ、ほういう実態を考えてですね、総務省の改革プランに従わざるを得ないけれども、今後、過去の実績の3年間の70パーセントっていったら、動かしがたい。それは漫然とではないと。医療訴訟が起こったり、いろんなことがあって、偶発的なことだと。せめて10年ぐらいで見てくださいか。こういうようなことも、こないだ知事と市町村長の中で言ったんだけど、知事も、まあ、その時は要請書だけだったんですが、言ったんですが、やっぱりこの波は避けられないと。すなわち、まあ、国もですね、潰れとは言わんのでしょうと。ただ、「自分達がやっていけるのか、やっていけないのかの、あなたの判断だ」と言われた時に。議会の先生方、町民各位、そして、わたしで最終になるんですが、非常に大きい決断を迫られています。

いずれにしても、あと1か月後か、2か月後に議会開かれますが、それまでに検討会は答申出しますが、その検討会においても、その総務省の考え方も踏まえ、現実のレセプト分析で、医療資源が6割も出て行ってる。それをどうするかと、いうことであります。ちなみに、先ほど所信にも、申し上げましたように、わたくしは日和佐については、田村さん一生懸命やってくれた中、体調が不良につき、今後、相当の院長を

お迎えすることといたしました。これも公務員として採用しないというのは、いろんな病院の形態として、嘱託医として院長をお迎えするわけですが、やっぱり、公設民営なのか、あるいは公設で、半分半分全部診療所にするのか。しかし、病院を診療所にして「ああ、病院無くした」というんでなくて、その前に「心配せんでもええぞ」という医療体系、保健体系、福祉体系。まあ、一口で言って議会の先生方のご支援のもと、過疎の中で医者が来ないところ、診療所で頑張っているって、みんな遜色の無い医療体制をやっている、いわゆる先進地例の「地域包括ケアセンター」を目指してまいりたいと考えております。

もう一つ、お尋ね、救急搬。これにつきましては、まあ、ああいうふうな由岐町内におきまして、海部消防組合として、あるいは美波町長としても、幹部職員行って、由岐地区において3か所において、説明会をしたところであります。非常に聞きづらいお言葉も頂きました。もう少し理論的にお話をと思ったんですが、わたし達が、説明が悪かったかもしれません。消防組合も悪かったかと...

さて、「消防組合が救急業務をしょんを、旧由岐町が代わってしょんやから、もうちょっと負担金もらえんけ」と。このことにつきましては、絶対「だめ」であります。そういうことであります。しかし、そこでわたくしは、決断として、いわゆるメディカル・コントロールは利かない。つまり、現地から由岐病院来るまでに、事故が起こった場合の補償が無い。「どうしてくれるんだ」と。「救急車が来とったら、助かっとなのに、病院行くまでに死んだじゃないか」と。こういう危険をはらんでることが一つ。

それともう一つ、平成... 20...、あと4年後に、徳島県が、それぞれ市町村の単位で消防本部を展開しておると、常備消防展開しておるとでありますが、海部は那賀町を入れて4町でやってるところでございますが、これが、実は、今知事のもとで、消防法の改正に伴って、概ね人口30万を単位として、消防を再編しると。すなわち、機動力があって危機管理に備える力があると。消防の高齢化があると。で、まあ、そういうような法律の趣旨を受けて、徳島県ではどうなってるかと申しますと、知事は、秋頃までに消防法の改正消防法を受けて、徳島県の消防本部を、どのようにするかということが検討されて。かすかに、知事さんともこないだ、ここで行われた会合で、方向性について言ったんですけど、各市町村ですね、例えばお隣りの大...ところは、1本がええと。で、まあ、まあ、ほうというような意見もあったりしてですね。

実は、そのことで、4年後に、それがもう、おそらく知事さんは、検討会を受けて、改正消防法は30万に1つや言うけど、徳島県の場合は、79万を1本にしようという、これはちょっと先走るかもしれません。

検討では、そういうワーキンググループ、専門家の意見は、将来の徳島県の人口の減少及び高過疎町村の動向を見て、組織力、あるいは通信力、そういうようなことで、やらなければいけないと。どうも知事さんは、「まあ、そうなるんかも知れませんね」と、「わたしは、まだ、答申受けておりませんが」とこういうような方向で。その折に、消防本部が、1本になっても、今、わたしのおる海部消防のメッシュ、サービスのメッシュは絶対に保持したいちゅう時、に「由岐地区についてはもうやってるなあ」と。「お前の町がやってるから」とはいうことの無いように、ぜひ、がんばりたいということもありますので、実は、わたくしも海部消防組合の管理者ではありますが、できることなら、我が田に水を引く意見も展開したいとこであります、ここにお座りの美波町議会の議長と、わたしが管理者で2人出ております。で、そのことは、新矢議長も強くそういう主張をする場面もございまして。その地域のエゴではなしに、ぜひ。

ただ、日和佐道路ができて、西の地辺りでは8分じゃないかと。木岐は回ってきても15分。向こうへ行っても、40分だと。まあ、こういうことです。ぜひ、まあ、ただ、今、支所長が答えたように、実は、日和佐道路ができてから、ずいぶんですね、搬送実績が多いんです。で、内容を見てみると、高齢なんで、心疾患ですね、大体。ほんで、実績が多いんで、まあ、来年の4月に直すと思うたけど、当分とって、彼は、支所長答弁は触れておりませんでしたけども、もうちょっと時期を見て、その過程の中でですね、議員ご指摘の消防本部の一本化もあることも見据えてですね、やっぱり、地域のその、あれをせないかんちゅう…。これはぜひ、まあ、これから、まだ、由岐地区については「町政懇談会」展開しておりませんが、これも含めてですね、十分理解を含めて。ただ、当分、1年間ぐらいはですね、ま、これは、また、新年度の議論になると。今、4月からとは、ちょっと行きにくいという実態があると。その間ただ、ひやひやしておりますのは、現地から由岐へ来よる搬送員が、した時に「事故が起これへんかなあ」ちゅうんだけが心配なところでございます。これについても保険制度も、この種の保険は受けれんと。こういうようなことでございますので。

いずれにしても、救急とは、救命救急とは、資格のあるものが、やることは救急業務であって、今、やってることは福祉サービスの一環であると。だけども、ぜひひとつサービスを低下しないから、町民各位のこれはひとつ理解が。まあ、いずれにしても、こういう時代になってまいりますと、いろいろ高度成長の時と違いまして、もう、あるものを無くしていく。「どうしたんだ」と、いうことで政治が混乱し、首長責任、国会議員の責任、何々政党の責任と。しかし、やっぱりもう、誰もが、日

本の国の資源と財政を的確に捉えて、後の人に、負担や不安を残さんように、懸命の努力して。

最後に申し上げます。教育と医療については、地域に定住していく最低の条件であるちゅうことで、どういう法律の制約の中でも、できること、ぜひ、一般会計からの、今、当面しておることについては、どうぞひとつ、無駄という意識でなしに、われわれの…。ただ、病院に出せばいいんでなくて、今後、保健福祉にもやっていって、地域包括ケアとして、いわゆる民間の施設、福祉法人の施設として、医療体制の心配の無い。で、最悪の場合は、病院、医者で展開して出前の診療と。こういうようなことをやっていきたいと考えております。

長くなりましてけど、これは極めて大事なことであって、町議会の先生方も、本当に町民各位からご質問受たり、たいへん厳しいことと思っておりますが、「医療体制は劣化させない」という方法で、病院問題については取り組んでまいりたいと考えております。長くなりましたが、そういう趣旨でございます。新年度の、また、議会につきまして、だから、検討案は年内と…、だけど、どうぞ、検討班の都合で。大体、骨子はできております。3回で。以上、答弁とさせていただきます。

議 長  
3 番 議 員

寺下議員。

答弁いただきました、まず、学校の取り組みについてなんですけれども、かなり配慮された取り組みがなされていることを聞きまして、とてもありがたいと嬉しく思います。今後とも、それを継続していただきたいと思えますし、そのような取り組みができるのは、ある程度の小規模校ならではの気もします。今後、少子化の波に歯止めがかからない限り、学校の統合も現実化してくると、わたしは考えておりますが、そうなったとしても、小規模校ならではの地域行事・地域との関わりを、必ず引き継いで欲しい。それが、地元への愛着にもつながるし、子ども達が大人になった時に、戻れる場所だと気付くきっかけになるのではないかと思います。

次に、「こども議会」に関してですが、今、新年度からの開催の意向があるということを知り、実現を心待ちにしております。そこで、「こども議会」であれば、由岐支所の議場も利用し、より身近な町政理解の場として活用できるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

次に、2点めの医療行政に関してですが、先ほど、いろいろとご答弁いただきました。これまでの答弁の中に、何度もありましたように、わたし達の生活において「安心・安全な暮らし」という言葉をよく耳にしますが、何よりも福祉と教育がしっかりとしていれば、どんな年齢層であっても、最低限の安心は確保されるとわたしも思っています。

そのうえで、搬送班が継続している間においては、搬送員は、今後につ

いて、常に何らかの不安を持っていると思いますので、真摯な情報提供・海部消防組合との擦り合わせなど、密にさせていただきたいと思います。また、住民ニーズを十分に配慮いただき、常に安心できる体制の確保を強く希望いたします。加えて、負担金の件に関しましても、内容等、把握というか、理解はできるのですが、今後とも、組合議会での搬送員の今後についても話し合いを重ねて、真剣に議論をお願いしたいと思います。

また、現実社会においては、以前と違って、個々が、よりニーズに合う住環境を選べる時代になっていることも確かなことだと思います。病院にしても、学校にしても、選ばれる時代になっているのではないのでしょうか。だからといって、今のままではますます過疎化は進みます。

先ほど、病院の内容にしても、町財政にしても、逼迫しているという答弁がありました。病院会計への負担金というのは、国からの交付税であるという答弁もありましたが、交付税とはいえ、もし、運営が順調であれば、それこそ、少子高齢化対策となる福祉施策の予算に回せるのではないかとともに思います。そういった点を踏まえて、魅力ある医療体制について、現時点で、それぞれの病院においては定期的に改善点の話し合いとか、入院患者等の、言葉は収益力とは言わないのだと思うんですけども、そういう点に関して、何らかの具体的な検討や、方向性実行をなされているのか、お聞きしたいと思います。

議 長  
教 育 長

教育長。

お答えします。「こども議会」の開催についてですけれども、実現実施に向けて、前向きに先ほど言いましたように、進んでいきたいと思っております。開催場所についてですけれども、まあ、今までに由岐地区の方でも、小学生を対象に、また、中学生対象にやってこられたということで、開催の場所につきましては、まあ、できれば両方で、できるようにまあ、検討をしていきたいと思っております。以上です。

議 長  
由岐病院事務長

由岐病院事務長。

病院同士の情報交換等のことですが、病院の業務といたしますのは、医師の負担によるところがたいへん大きくあります。そこで、やはり、医師同士の連携が十分でなければ、なかなか病院同士がうまく機能するということは難しいというところがございます。で、わたくしどもの院長と、日和佐病院の院長は、時折、話し合いはしております。その中での情報交換等は行っているところです。今のところ、そういうような状況で、推移しているということです。以上です。

議 長  
3 番 議 員

寺下議員。

今、病院内での、院長同士の情報交換というのがあったんですけれども、その情報交換の中で、こういう改善点はこういうふうに直していったら

いいとかいう、その辺りの、こう、踏み込んだ話し合いまでには、いっ  
ていないんでしょうか。

議 長 由岐病院事務長

由岐病院事務長。

現在のところ、院長同士の話ですので、医療の話が主でありまして、経  
営の話といたしますか、その状況の話までは踏み込んでないというふうに  
承知しております。

議 長 3 番 議員

寺下議員の再々再質問を許可いたします。

はい。確かに、あのう、院長同士の話であれば、専門的なことになりま  
すので、経営はまた、別になるのかもしれませんが、町、公営の病院と  
いうのは、わたし達住民にとっても、一番身近で、一番大切なものであ  
りますし、その病院の今後がどうなるのかということも、わたし達は常に  
心配しておりますので、今後、町財政はますます厳しくなるっていう現  
実は、誰もがわかっていることですが、その中で、いろいろな課  
題を進めていくことは非常に困難を伴うと思いますが、今後とも、現時  
点だけでなく、将来を見据えて、住民に開かれた行政を遂行していただ  
きたいと思います。以上で、わたしの質問は終わります。

議 長

時間の都合で、日程の午前中を終了いたします。午後 13 時再開いたし  
ますので、よろしく願いいたします。  
小休いたします。

(時に 11 時 49 分)

(時に 13 時 00 分)

議 長

午前中に引き続いて、一般質問を行います。

7 番 議員

7 番 戎野議員の一般質問を許可します。戎野議員。

7 番 戎野。では、わたくしは一般質問、大きく分けて 2 点ございま  
すが、まず、福祉関連の住民負担増があるのでないかということで、そ  
の視点です、まず、後期高齢者医療制度等のです、住民負担の増  
について、質問をしてみたいと思います。

昨年 6 月の医療制度改革法案の成立を受けて、高齢患者の負担増や入  
院日数の短縮、生活習慣病の予防の徹底など、医療給付の抑制を図るた  
めのしわ寄せが、町民にたいへんな負担となって、押し付けられよう  
としております。これまで、300 近くの自治体が意見書を採択するなど、  
この制度に対する批判が高まる中、参議院選挙の大敗と、次の衆議院選  
挙を見据えて、政府与党は、これまで、被扶養者として、保険料を支払  
っていなかった人からも、新たに徴収することを、この度、半年程度の  
凍結する案を持ち出してまいってきております。

具体的には、保険料が、4月の徴収が半年間の凍結、さらに10月から保険料を、9割軽減して1割負担とする提案の内容でございます。しかし、凍結しても、また、軽減しても、1年後からは、「姥捨て山医療難民」が出てくるのではないかと危惧しております。団塊の世代が、75歳以上になる頃を見計らって、それまでに医療費を抑制するために、政府により推進されたこの制度は、毎年、2,200億円の医療費削減で、社会保障費、予算を2011年までに削減していくもので、その結果、医師や看護師不足、そして、病院の閉鎖、診療科の縮小など、さらに、拍車がかかるものになるのは必然でございます。

そこで、わたくしは、この後期高齢者の住民負担ということで、1点めに、後期高齢者の診療報酬は、他の医療保険と別立ての包括定額制とし、診療報酬を引き下げ、受けられる医療に制限を設ける方向を打ち出しています。これは、保険が使える医療費に上限が付けられる75歳からの年齢差別で、病院から追い出される仕組みになっていくのではないかと。そのことにより、受診できる医療が、制限されることに、つながっていくのではないかとということで、お聞きをしたいと思います。つまり、都市部と山間部での医療体制の相違で、新たな医療格差が発生する恐れが強くなるのではないかとこの点でございます。

2つめに、まあ、現行制度に無い、非常に厳しい証明書の発行の問題ではございますが、広域連合議員の定数の制限もあり、当事者である後期高齢者の意見を、直接的に反映できる仕組みには、なり得ていないと。このままでは、広域連合が保険料の取り立て、給付抑制の出先機関となってしまうのではないかとこの点でございますが、年金からの保険料天引きではなくて、現金で納める人にとっては、もし、保険料の滞納が続き、保健所から資格証明書の発行に切り替えられ、保険証を取り上げ、さらに納付期限が、1年6か月保険料を滞納すれば、保険給付の一部差し止め制裁措置もあるという、非常に低所得者への厳しいシステムになっていくのではないかとこの点でございます。医者にかかれない状態に陥った場合、生存権を保障した憲法25条を、高齢者医療制度システムそのものが、新たな難民を再生産していくという要因になっていくのではないかとこの点でございます。

また、一定の基準を設けて、業務報告や財務報告を、町議会に義務付けるなどの改善を、広域連合に求めていくべきではないかとこの点でございます。後期高齢者が増え、また、医療給付が増えれば、保険料値上げか、医療給付内容の劣悪かという、どちらを取っても、高齢者は痛みしか選択できない。2年毎に保険料の見直しが義務付けられるが、高齢者の人数が増えるに応じて、負担割合も引き上げられ、引いては、受診抑制につながることであり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらす



のではないかという点でございます。

低所得者への保険料軽減措置や、これまで扶養家族になっていたため、保険料負担が0の人には、激変緩和措置として、2年間は被保険者均等割りの半額になるとはいえ、新たな負担に変わらないということでございます。また、現役で働いている人が、75歳になれば、その扶養家族は、国民健康保険に加入しなければならず、国民健康保険が丸々負担増になるが、この本町としては、その見込みと対応はどのようなふうを考えているのか。さらに、対象者への広報周知を、わかりやすく、どのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

次に、2点めの生活保護費の扶助基準の引き下げでございますが、厚生労働省の方針として、生活保護費の内、食費や光熱水費など、生活費に当たる生活扶助を見直し、全体として引き下げる方針を、先日、新聞等でも、発表しておりました。生活扶助基準の検討会の最終報告案を受けて、舛添厚労相は、生活扶助基準の切り下げに踏み込む旨を言い出しておりますが、この検討会の最大の問題点は、生活扶助基準と比較する消費世帯を、これまでの一般世帯から、生活を切り詰めざるを得ない低所得世帯に、対象を移行させた意図的なものと言わざるを得ません。生活保護は、金持ちと貧乏人の格差が広がる今日の世界におきまして、憲法25条の生存権を保障し、国民の生活を守る最後の砦でもあります。

ところが、北九州市では、2回も保護を拒まれた男性が、栄養失調のまま、確か52歳でありましたが、孤独死したり、京都市では、認知症の母親の介護で、生活苦に陥った息子が3回も窓口に行ったが、申請を受理されず、母親との相談の上で、母親を殺害し、自らも自殺を図った事件、秋田市では2度申請をいたしました。却下され、車の中で練炭自殺をする事件も起きております。日弁連の調査でも、生活保護の拒否のうち、66パーセントが法律違反と言われているが、この本町の現状について、さらに詳しくお聞きしたいと思います。本町の保護世帯数、また、生活保護に係る経費、ケースワーカー、まあ、民生委員一人当たりの担当世帯数は、ここ3か年でどうなっているのか、お聞きをしてみたいと思います。

2点めに、生活相談で、窓口に来られた件数、申請件数、また、保護適用件数はどうなのか。

また、保護の適用や却下をめぐっての不服の申し立てはあるのかどうか。申請から決定にかかる日数は、法律でも定められておりますが、本町の場合、どれくらい要しているのか。

3点めに、要保護者が急迫した状況にある場合、職権による保護法、規定されておりますが、具体的な事例は本町で、どのようなものがあったのか。さらに、働く能力があっても、働く場所が無ければ、生活保護が

適用されるという。これは1996年の10月の判決が、名古屋地裁で出ておりましたが、そういう判断を示しておる中で、医師の「働ける」という診断があれば、切り捨てられる場合が一般的とも、言われておりますが、本町での対応はどのようなふうに対応をしているのか。

さらに、5点めに、「生活保護のことは知っていても、内容まで知らず、自分は対象にならない」と思っている人も多いと思いますが、本町での広報周知は、どのように対応しているのか、お聞きしたいと思います。それから、大きく2点めの、田井遺跡の保存活用についてでございます。2002年の6月、田井の浜で、5千年前のものと思われる縄文時代の遺跡、土器が出土いたしました。その遺跡は、石器の製作場所であり、遺跡で生産したセキフ、いわゆる石斧や、森林資源を生かして、当時海上交通の手段として、使われていた丸木舟を作っていたのではないかと推測されております。その舟で、遠く離れた地域と、さまざまな交易を持ったのではないかと考えられております。矢じりや石斧、石匙、耳飾などの土器の小片を含めて、約30,000点もの遺物が出てきました。

現在、出土品は徳島県埋蔵文化財センター」に収納され、詳しく調査が行われて、来年には、その分析結果が、報告書としてまとめられることになるかと聞いております。

旧由岐町の教育委員会でも、遺跡遺物などの保存と活用を進めていくために、一般町民を主とした「遺跡保存・活用検討協議会」を発足させて、先進地の視察、研修会、遺跡展を開催し、遺跡の発見が、文化のまちづくりになればとの取り組みを重ねてきておりますが、今後、施設整備とともに貴重な遺産を、町としても、保存・活用して、町の文化、観光の活性化にどのようにつなげていこうとするのか、まず、お聞きをしたいと思います。

2点めに、遺跡出土品を、他の場所に再現して展示していくのが、普通のようにございますが、高規格道路下の出土場所での展示活用が困難な場合、資料館等、また、近くの施設、近くと言えば、まあ、B & Gもあるかと思いますが、そういった空き地利用を含めて、保存展示を検討していくための、場所を確保して、進めていくべきではないのかという点でございます。

そのためにも、町民とともに、町の宝物を再認識してもらうためにも、土器片からつなぎ合わせた壺、さらに、どこかに埋まっている丸木舟や、住居跡の発見などを含めて、「由岐の人々の祖先、田井の縄文人がこの地に住み、今につながる」という壮大な歴史のメッセージを、これからも、町広報を活用しながら、もっと取り組んでいくべきではないかという点でございます。以上の点について、よろしくご回答をお願い申し上げます。

議 教  
教 育

げます。  
長 教育長。  
長 お答えします。埋蔵物を、町の文化・観光の活性化につなげようとして  
いるのかについては、平成14年に、田井遺跡から出土した遺物、石器、  
土器などは、「徳島県埋蔵文化財センター」で年代等調査作業が行われ、  
今年度中には、調査報告書が刊行予定であります。  
縄文時代の多くの遺物が、出土した現場を保存、また、展示場を確保す  
ることができれば、町内外から、考古学ファンを始め、多くの方々に見  
に来ていただき、太古のロマンに触れてもらうことができ、文化・観光  
の活性化につながるのではないかと、考えられるので、「県埋蔵文化財セ  
ンター」及び「町田井遺跡保存・活用検討協議会」並びに「町文化財保  
護審議会」とも連携を取りながら、今後、検討してまいりたいと考えて  
おります。  
遺跡物の広報については、町の広報紙「みなみ」に、出土品等、遺跡に  
関する内容の掲載をする方向で、検討してまいりたいと考えております。  
そのための担当者の配置、また、展示できる場所についてですが、担当  
者については、遺跡物の広報だけを担当する職員ではなく、展示場を含  
め、全体を管理する職員のことと思われますので、これは、学芸員もし  
くは県が認める者、大学で考古学を学び、発掘調査に従事した経験があ  
る者になりますので、新たな職員の配置は考えておりません。  
遺跡物を展示できる場所については、埋蔵物を常時展示しておく場所の  
ことだと思われませんが、出土現場のカルバート内、町内の社会教育施設  
内等考えられますが、現時点では「町田井遺跡保存・活用検討協議会」  
で、検討中であります。  
今後、「県の埋蔵文化財センター」「町田井遺跡保存・活用検討協議会」  
「町文化財保護審議会」と連携を取りながら、展示場所を検討してまい  
りたいと考えております。以上でございます。

議 高  
高 齢 者 福 祉 監

長 原高齢者福祉監。  
ご質問にお答えいたします。  
後期高齢者医療制度等についてのご質問の1点め、包括定額制の診療報  
酬導入で、医療格差・差別の恐れはないのか ということについてで  
ございますが、現在の診療報酬は、医療行為に応じて、診療報酬がつく「出  
来高払」が基本となっております。「どういう検査をするのか」という  
治療の必要性によって決まります。包括定額制とは、医療機関が行った  
それぞれの医療行為に対して、診療報酬が支払われるのではなく、病名  
等に対して診療報酬が定められてくるというものです。後期高齢者医療  
診療報酬体系については、現在、国と、医師会の方で、審議が進められ  
ているところでございますので、今後、国から具体的な方向が示され

ば、ご報告できるかと思っております。

2点めの、ご質問の、広域連合議員の定数制限もあり、当事者である後期高齢者の意見反映ができていくのではないかとということと、業務報告や財務報告等、町議会への報告を義務づけることができるのかということについてでございます。「徳島県後期高齢者医療広域連合議会」においては、徳島市2名、その他の市町村1名ずつの25名の議員で構成されております。高齢者の意見を反映する方法でございますが、広域連合と、連携を図りながら、住民への広報、制度周知に取り組むとともに、各種会合等で高齢者のご意見を伺うことも大切なことだと思っております。窓口対応での意見なども、市町村から広域連合へ要望して参りたいと思っております。

「業務報告」について、制度等に関する事、「後期高齢者医療広域連合議会」の議事録等に関する事は、今年末に開設予定の「徳島県後期高齢者医療広域連合」のホームページでも公開されることとなります。さらに、「財務報告」については、「徳島県後期高齢者医療広域連合」財政事情の公表に関する条例第2条で、財政事情の公表は、「毎年6月1日及び12月1日に行う」とあります。現時点では、川内町の広域連合の事務局で掲示されておりますが、今後、更に県内各要所で、広域連合長が指定した場所に、掲示することになっております。

町議会への報告を義務づけることができるのかということについては、現在、「徳島県後期高齢者医療広域連合議会」開催の議案書等が、担当課宛に送付されておりますが、今後は、県下各市町村議会事務局へ議案、また、会議録の送付についても検討をされているところです。また、今後、後期高齢者制度に関しまして、決定次第、随時ご報告をさせていただきます。

3点めの、更なる後期高齢者の増加で、保険料負担割合が引き上げられ、受診抑制につながることで、命と、健康が脅かされることにはならないかということについては、後期高齢者医療の財政運営は、2年間で1つの単位として、この間に収支が均等するように、保険料が算定されております。具体的には、2年間に見込まれる医療費等の費用額から、国、県、市町村の負担金や、支払い基金からの交付金など、の収入額を差し引いて、残りの部分を被保険者で負担することになります。よって仮に医療費等が2パーセント増加しましても、被保険者数が3パーセント増加いたしましたら、保険料は、下がる方向に動きます。また、逆に医療費等が3パーセント増加で、被保険者数が2パーセント増加となれば、保険料は、上がる方向に動くと考えております。

こうしたことから、今後、保険料の動向につきまして、医療費等の伸び率と被保険者数の伸び率との兼ね合いによって、左右されることになり

ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それと、現役で働いてる方が75歳になりますと、その扶養者、扶養家族の方は新たに健康保険に入らなければなりません。現在、国保の方へ加入される方の人数については、まだ、処理中でございますので、よろしく申し上げます。

議 長  
住民福祉課長

田川住民福祉課長。

生活保護法についてお答え申し上げます。

日本国憲法は、国民に基本的人権の1つとして、生存権を保障し、誰でも最低生活の保障を権利として主張することができます。すなわち、日本国憲法第25条に「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されたことにより、国民に、健康で文化的な最低限度の生活を保障することは、国の義務とされたわけでございます。

この憲法によって保障される生存権の実現するための制度の1つとして制定されたのが「生活保護法」であるのは、ご存知の通りです。

生活保護は、都道府県知事及び福祉事務所を管理する町村長が、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施されており、保護は、要保護者、その扶養親族、または、その他の同居の親族の申請に基づき、開始するものとなっています。

本町では、生活保護費に関して、相談・申請、保護費の受け渡し、診察依頼書発行などの窓口業務を行っていますが、福祉事務所を管理していないため、南部総合県民局が実施機関となっており、保護認定や経費の支払い等が行われています。

本町におけます生活保護世帯の実態ですが、平成18年度の認定保護世帯は86件、保護人数が104人で、18年度中の介護保険料と医療費を除きます扶助費は、総額47,877,793円となっています。

介護保険料及び医療費は、町別ごとの集計がございませんので、詳細は不明ですが、医療費については、南部総合県民局所管の認定世帯数380件、認定数528人について、毎月4,000万円を超える医療費が支払われています。ちなみに、生活保護費の負担割合ですが、県が4分の1、国が4分の3となっております。

本年度、今までに生活相談で、窓口を訪れた件数は11件ございます。その内、受給資格があり、申請が行われた件数は3件で、その3件とも認定されましたが、後の8件の方につきましては、保護基準を上回っていることから、認定されませんでした。

職権の保護についてでございますが、法第25条に職権による保護の開始及び変更が規定されていて、要保護者が急迫等、まあ例えば、意識不明の単身病人等でございますけれども、急迫等のやむを得ない状況にある時は、職権により保護が開始されますが、この急迫した状況が解除

されましたら、廃止または、受給資格がある方は、一般的な申請手順を踏んでもらうこととなります。

また、生活保護を受けていない、低所得世帯の生活費より、生活扶助が上回っている保護世帯があるなどして、生活扶助の引き下げを検討しております、厚生労働省の検討会でございますけれども、生活扶助を、弱者に厳しいとの指摘もあることなどから、「一律には引き下げることはいない」としております。そして、都市部と地方の支給額の地域間格差を縮小させるための調整をしていしましたが、「単純に都市部の受給者が減額され、地方で増額させるとは限らない」とあります。まだ、調整中のことであり、たちまちどうなるという指示は今のところございません。

また、保護受給など、生活福祉に関します諸問題についての相談窓口でございますけれども、以前にも冊子等で案内をしております。

これからも、住民の方からの保護受給に対する直接相談や、民生委員さんを通じての相談などにつきましては、その都度、県と連絡を取りながら、現在も対応しておりますけれども、これからも、自立生活を含めた相談体制の充実に、努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長  
7 番 議員

戒野議員。

自席から失礼させていただきます。今、田川課長の方から言われましたが、この、世帯数が、86件ということでありましたが、これは、この3か年、どのような推移があるのかということ、先ほどもちょっとお尋ねしたんですが、その点と、給付の方法でですね、例えば、希望する者が、その口座払いによる保護費の支払いを受けるといふような場合は、当町では、そういうことが可能として説明しているのかということをお聞きしたいと。まあ、決定は、県知事なり、県の社会福祉事務所の認定ということでございますが、今、あのう、生活保護基準を、先ほど課長が言うように、見直すということで、低い方に合わせることによって、生活保護基準と連動している、まあ、例えば、労働で言えば、最低賃金などが、引き下げられて、さらに、ワーキングプアは、もっともって貧しくなるという、そのために、相対的に高くなった生活基準は、また、切り下げられていくといういわゆる貧困のスパイラルを招くのではないかと。ということで、まあ、質問の視点は言うてきたんですが、これは、やはり、一握りの金持ちを除いた、全町民の問題にかかってくることであって、県や国に、まあ、実態というか、その最先端における町として、働きかけてみてはどうかという視点での質問でありました。

それとですね、この自立支援のプログラムの導入によってですね、この認定における、そういった認定業務に関わるケースワーカー等がですね、減らされるというようなことは、実際あるのか、それによって、ほの認

定とか、そのう、住民がそういう認定を申請していくことが、困難になっていくのではないかという点について、さらに、お聞きをしたいと思えます。お願いします。

議 長  
住民福祉課長

田川住民福祉課長。

1点めの、3か年間の本町の推移でございますけども、これは、調べまして後ほど、ちょっと回答させていただきます。

それから、2点めの、口座払いも可能かというご質問だったと思えますけども、これも、ちょっと調べさせていただきます。後ほど、連絡させていただきます。

それから、3点めの、自立支援に伴いますケースワーカーが、減らされて、相談などに対する影響は出ないかということのご質問だったと思えますけれども、まあ、本町、生活困窮者に対する民生委員さん、従来通り、由岐・日和佐で、民生委員、児童委員含めまして、41名さんほど、また、12月1日から、国から委嘱されたわけでございますけれども、従来と同じ、まあ、人数で対応していただきますので、その点については、従来通りの相談体制を取れるのではないかと考えております。

あとの2点は、ちょっと調べさせていただきます。

議 長  
7 番 議 員

戎野議員。

そしたらですね、後期高齢者の住民の負担増について、まあ、非常にあのう、今後、心配がなされるわけでございますが、軽減措置の周知、その運用をうまく住民に周知をしてですね、まあ、資格証明書、さらにそれも有無を言わずにですね、押えていくというふうな、そういう、このシステムによって、さらに難民が、難民というか、困る人が増えていくということの無いような配慮を重ねていただきたいと思います。

あとですね、田井の遺跡についてですが、今後の検討委員会の中で、場所と、どうするかということを検討して、前向きに取り組んでいくということなので、その中に、できる限り、住民を主体にですね、いろんな意見を集約して、反映できるようにお願いできたらと思っております。以上で、わたしの方は終わりたいと思えます。

議 長

以上で、戎野議員の一般質問は終了いたしました。

1 6 番 議 員

続いて、16番 北山議員の一般質問を許可いたします。北山議員。

それでは、議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。今、国会では、年金記録不備問題で、舛添大臣が就任直後、年金の名寄せ作業について「最後の一人、最後の円まで確実にやる」と述べていたのが、最近では、「選挙のときのスローガン。意気込みだ」とか「3月ですべて年金問題がバラ色に解決できるという誤解があった」など、公約違反との批判の声に、大臣として、責任を否定したような発言。また、福田首相の「『解決する』と言ったかな。それは取り方にもよるが、来年

3月までに、名寄せをやるというようなことを言ったかもしれない」という発言や「公約が頭に無かった」など、無責任な発言が、大きく問題になっています。

そこで、今回の質問は「責任」という言葉を土台に、通告してあります3点について質問したいと思います。また、同僚議員と重なっている質問事項も有りますが、わたしなりの質問をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

質問第1、コミュニティバス導入について、現在の進捗状況です。このことについては、平成18年度9月議会と19年度3月議会の一般質問の答弁の中で、「コミュニティバス導入については、平成19年度中に具体的に決定し、翌年に実施する。そのためには、19年度中の早い時期に、具体的検討に入らなければならない。そこで、官民からなる検討組織を立ち上げ、既存のバス業者との調整や、路線、また、受益者負担など効率的な運営を図るために、さまざまな角度からの運営方法の検討をする。」と書いていたが、現在まで、検討組織を立ち上げたとの報告も無く、また、今現在、運行されている地域バス路線周辺の住民への調査もされた節もなく、検討されているようにも感じられません。

少し調べてみますと、平成19年2月9日付、わたしの質問の少し前に、国土交通省のホームページで「公共交通の改善にがんばる地域を応援します！」として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が変わったことや、法案の概要についても説明されています。その法律の特徴は、地域の実情を一番良く理解している自治体を中心になって、交通事業所や利用者なども参加する「地域公共交通会議」を設置し、国・県も全面的にバックアップする。また、使い勝手の良い公共交通には計画段階からの住民の参加が必要であり、この点で住民参加を法律の条文そのものに位置付けた点に、大きな異議があるとされています。当然、町当局は、その内容を熟知した上で、進めてきたものと思いますが、午前中、同僚議員の答弁では、「地域公共交通会議をつくるための準備、総合計画の策定の準備をしている」というような答弁でありました。

そういう答弁では、到底納得できません。議員の過去2回の質問に対し、「年度内にやります」と答弁しているにもかかわらず、年度末がここに来て、まだ、その段階、そのような段階では、とても、年度内にはできると思えません。そのようなことでは、議会の権威が無くなり、町民からの信頼も失われてしまいます。そういうことに対し、どう認識しているのか、まず、お聞かせを願いたいと思います。

次に、質問第2、田井遺跡について、遺跡現場の構築物の有効利用の状況についても、先ほど、同僚議員からの質問で、「職員の配置は考えていない。展示場所は今後、検討していく」というような答弁がありました



が、遺跡現場の構築物については、貴重な遺跡を後世に残し、町のセールスポイントの1つにするべく、旧の由岐町時代に国土交通省に陳情し、遺跡現場の一部を残すために、構築物を作ったというような経緯があります。この今後、遺跡現場の構築物をどのように考えているのか。再度、ご答弁を願いたいと思います。

また、「美波町田井遺跡保存・活用検討委員会」の役割について、お伺いをします。わたしは、先日、「田井遺跡保存・活用検討協議会」の開催資料を、文書公開条例に準じていただきました。それを見ますと、わたしが昨年12月議会で質問して以来、協議会・イベント・研修を含め、7回、月1回ないし2ヶ月に1回のペースで活動をされています。そのことには、敬意を表したいと思います。しかし、これは、事務局の問題だと思いますが、協議の内容が記載されていないので、協議の内容がわかりません。11月21日の分には、要点筆記の会議録が付いているので、今後は、協議内容が随時わかると思いますが、町の会議において、会議録は必要不可欠だと思います。そこでお聞きをします。「美波町田井遺跡保存・活用検討協議会」の役割は、この協議会で決まったことを基に、教育委員会が意思決定をするという重要な役割を担っていると思いますが、どうですか。

次、質問第3、行政執行上の過失の責任について、過去における税徴収での過失の有無についてですが、国は、年金問題の過失について、年金記録の管理に対する国民の信頼を確保することを目的として、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分も含めて、本人、または、遺族の方へ全額支払うため、「年金時効特例法」を制定し、平成19年7月6日に施行しましたが、冒頭に言いました、最近の厚生大臣や総理大臣の発言を聞きますと、心から「すまなかった」と思っていなかったのだと、表面だけの責任の取り方だったのだと思います。そこで、本町では、過去において、税徴収での過失は有ったのか無かったのか。もし、有ったとしたら、どのような責任の取り方をされたのかお聞かせをください。

議  
議  
教

育

長 影治総務企画課長。

長 教育長。

長 お答えします。田井遺跡現場の構築物の有効利用についての現状ですが、現在多くの遺物が出土した場所は、高規格道路の下になり、カルバート構築物を設け、入口に施錠をし、出土品が出た状態そのままに保存をしております。

平成16年6月に「旧由岐町田井遺跡保存・活用検討協議会」が発足し、合併後、平成18年11月に新たに「美波町田井遺跡保存・活用検討協議会」が発足し、会議を重ね、今後の保存活用を検討しているところで

あります。

町といたしましては、「県埋蔵文化財センター」による出土遺物の年代調査が、平成19年度中に終了し、調査報告書が刊行予定であるので、参考にしながら、また、地元の「田井遺跡保存・活用検討協議会」の意見も参考にしながら、現場構築物の有効利用について、今後検討してまいりたいと思います。

もう1つのご質問なんですけれども、議員がおっしゃる通りに、その通りだと思えます。会議録につきましても、当然、ずっとまとめて置いておかなければならないことだと思えます。言い訳になりますけれども、ちょうどわたしが、ほういう教育長に就任以来、事務局も、3名の事務局が、こう、替わっております。その都度、引継ぎとしてはやっているはずでございますので、再度、確認をしたいと思っております。以上でございます。

議 長  
総務企画課長

影治総務企画課長。

わたしの方からは、コミュニティバスの進捗状況についてであります。内容、進捗状況の内容につきましては、午前の山本議員の答弁ということで、今、北山議員がおっしゃられた、縷々、議会で予定をしておるのに、遅れている認識はどうかと、というような、まあ、ことごとございましたので、そのことについて、お答えをいたしたいと思えます。

議員おっしゃるように、平成18年度の議会でありますとか、19年のまあ、当初議会でありますとか、に、申し上げておりましたコミュニティバスについての検討が、遅れているというのは事実でございます。諸般の事情もありまして、遅れているんですけれども、今、議員がおっしゃられた「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」というのが、今年の5月に成立、公布されております。で、その前に、「道路運送法」の改正というものが行われております。で、議員がおっしゃられた、その「地域公共交通会議」といいますのは、改正の「道路運送法」に基づくものでございまして、今回の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づくものにつきましては、午前の山本議員の質問にお答えしましたように、法定の協議会が行う事業につきまして、平成20年度から、国の補助が受けれるというような、まあ、内容でございます。

まあ、いずれにいたしましても、昨年から今年の5月6月にかけて、この地域公共交通のあり方について、国の考えが非常にまあ、目まぐるしく変わってきたというような、まあ、事情がございまして、前段申し上げましたように、今現在、海部群3町、県も含めまして、この地域公共交通のあり方、特にその赤字路線が多い中で、地域の足をどうするかというようなことにつきまして、検討をしているところでございます。で、採択なるかどうかというのは、また、この決まっておりますけれども

ども、採択なれば、先ほど、まあ、議員がおっしゃったアンケート調査でありますとか、そういったものの、諸々の費用が100パーセント、まあ、補助でいただければというようなことも、その5月の法案成立に基づきまして、わかった次第でございます。で、平成20年度以降の事業ということになりますので、あのう、まあ、そのようなかたちで、まあ、少しでも、町の経費が安く、それと、海陽町の視察のことは申し上げたところでございますが、やはり、赤字が、1路線当たり、約400万程度出ているという現状の中で、この美波町で、いわゆる路線バス、コミュニティバスを、そのまま運行するのは、今のところ、なかなか難しい状態にあると。

午前中の山本議員の提案にありますように。スクールバスの活用でありますとか、ある特定地域の、また、特定の人達の足となるべきタクシーに補助をする方法とか、まあ、提案をいただいた内容につきましても、合わせて検討させていただきまして、より良い地域公共交通のあり方について、まあ、検討させていただきたいというように思っております。以上です。

議 長 山路税務保険課長。  
税務保険課長

わたくしの方からは、3項目めのご質問についてお答えをいたします。納税は国民の義務でございます。町民のみなさまには、市町村税を納税して頂いております。その町税の主なものといたしましては、町県民税、固定資産税、軽自動車税等の普通税と、国民健康保険税の目的税がございます。

これらの町税の賦課決定は、市町村長が行うこととなっており、その賦課根拠等につきましては、地方税法をはじめといたしまして、美波町税条例、国保税条例で賦課根拠を規定しております。

そして、これらの規定に基づいて、個人個人の税額を算定し、賦課決定を行っております。当然のことながら、この過程における課税誤り等はありません。課税事務を行うに際して、関係法令等の適用誤りをしないよう、万全の注意を払っております。

しかしながら、後年度に課税誤りが判明する場合があります。事実でございます。

さて、ご質問は、過去においてということではありますが、「地方税の更正決定等は法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができる。」と地方税法第17条の5に規定されておりますので、課税変更が認められる過去5年間の状況についてお答えをいたしますが、個々具体的な事例につきましては、個人情報にも関わってきますので、一般的な賦課処理事務の流れの中で、課税誤り等が生じる原因について説明をさせていただきます。

課税誤りが生じるケースといたしましては、土地・家屋に係る固定資産税においてございます。その他の町民税や国保税は、単年度課税ということもあり、後年度に所得の更正等の変更はあっても、ほとんどが自己申告に基づく修正でございまして、課税誤りは、ほとんど発生いたしておりません。

しかしながら、固定資産税においては、前年度以前の課税客体に関する資を基に賦課決定し、特に、土地については、登記上の地目ではなく、現況主義をとっており、しかも一筆単位ではなく、現況把握は、一構の土地として捉える場合もあり、土地の場合ですと、現況地目の把握や、住宅用地か非住宅用地のいずれかの把握誤りによって、課税標準の特例の適用誤りにつながりますし、また、家屋の場合ですと、新增築家屋や滅失家屋の捕捉洩れなどによって、当該年度の賦課処理が正確でないまま、後年度以降にも引き継がれてしまうことがあります。

そこで、適切な課税が行われているかどうかを確認する手段といたしまして、ご自分の所有資産の課税内容が確認できるよう、一筆ごとの評価額や課税標準額を記載した課税明細書を送付しておりますし、毎年度4月1日から5月31日までの期間は、土地及び家屋等縦覧帳簿の縦覧期間といたしまして、納税者本人が所有する固定資産に係る課税内容について、確認できるようになっております。この縦覧制度につきましては、毎年、広報によっても周知を図っているところであります。

また、不動産登記法では、土地の表示や地目、または地積の変更に関する登記については「...その所有権の取得の日（第36条）、あるいはその変更のあった日（第37条）から1月以内に、登記を申請しなければならない。」と規定されており、また、建物についても「新築した建物...の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1月以内に、登記を申請しなければならない。」（第47条）と規定されておまして、原則として、土地や建物に関して異動等が生じた場合は、登記申請をしなければならない。つまり、登記を行う義務があると規定されております。

また、美波町税条例第72条におきましては、「これらの不動産登記法によって、登記所に登記の申請をする義務のある者が、申請をしなかったことにより、その者に係る固定資産税額に不足税額がある場合、その不足税額を追徴する」と規定しておりますし、第74条では、「住宅用地の申告について、住宅用地を所有する者は、申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、必要事項を町長に提出しなければならない」と規定し、住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があった場合にも、土地の所有者は、その旨を町長に申告しなければならないと規定しております。

このように、土地・家屋の固定資産の管理は、所有者つまり納税者自らが申請、あるいは、申告を行うのが基本でございます。所有者が登記をすべて行う、あるいは、必要な申告を漏れなく行っていただけたならば、捕捉洩れ等は無くなり、実地調査を適切に行うことによりまして、課税誤りが起こることはほとんど無くなると言えます。

しかしながら、現状は、土地の場合の未登記はほとんどありませんが、建物については、その多くが建物の保存登記、または、表示登記がなされていないのが実情でございます。

現在、美波町で課税対象となる土地は、約3万3千筆余りでございます。課税対象の把握に当たっては、航空写真、地番図及び公図等を用いて、現況の掌握に努めるとともに、併せて法務局からの通知による登記の異動状況等をもとに、異動のあった土地・家屋等について現地調査を行って、適正な賦課処理に努めているところでございます。

以上のような事務処理を行ってまいりましても、残念ながら、後年度になってから、課税誤りが判明するケースが生じておりまして、このような場合には、その誤りの原因を究明するのはもちろんのこと、正しい課税に変更すると共に、その処理経過と今後の課税処理等について、納税者の方に詳細に説明し、ご理解を求めております。

その上で、還付金が生じた場合には、地方税法の規定による時効があるため、5年度分について還付させていただいております。なお、その際には、還付加算金を加算して還付いたしております。

また、課税誤りが5年度以前に遡る場合におきましては、地方税法の時効について、納税者に説明をいたしまして、ご理解をいただいた上で、5年度分を還付いたしております。

今後とも、適正課税・徴収に、万全の注意を払ってまいりまいますので、どうかご理解賜りたいと存じます。以上です。

議 長  
教育委員長

教育委員長。

先ほど、教育長から答弁させていただきましたけども、答弁もれが一部ありましたので、わたしの方から付け加えておきたいと思っております。

北山議員さんの答弁の中に、「田井遺跡保存・活用検討協議会」の「役割はどんなんだ」という質問があったかと思っております。実は、今、わたしの手元にですね、旧由岐町の規則しか持っておりませんが、新しい規則についてはですね、19年度に、18年度ですかね、設置しておると思っております。この「旧町のものを準じて」ということだったように思っておりますので、それに基づいて説明をさせていただきたいと思っております。

これによりますと、目的につきましては、「協議会」は田井遺跡の保存及び有効な活用等について検討協議を加えると。そして、町の文化の向上の発展に寄与させるものとする。それから、事業内容についてはで

すね、田井遺跡の保存活用に関すること、それから、遺跡周辺の遺跡調査計画、先ほども、戎野議員さんがおっしゃられたように、近隣に住居跡等、これも、あのう、推測ですけども、あるであろうと思われるので、それらについての計画を充実すること。それから、まあ、その他田井遺跡の保存活用に関し、必要な事項を検討すると。そして、この協議会の役割についてですが、先ほど、北山議員さんがおっしゃられたように、そういったことを検討し、教育委員会に上げていただき、教育委員会は、その意見を尊重して、実質的な事務を進めていくというスタンスでございます。

北山議員さんのこの中にはですね、なかなか検討ばかりで、かたちに見えてこないのではないかっていう思いもあろうかと思えますけれども、協議会委員はですね、熱心に研修なり、講演会等、勉強しております。今後はですね、この、そういったご意見をもとに、できるだけ、それを前に進めていけるような体制、先ほど、厳しい財政の中、学芸員等についてはですね、なかなか採用は困難だというお話をさせていただきましたけれども、この事務を進めていけるような体制の整備に、今、力を入れていきたいなあと考えております。また、「協議会」そういうこともあって、先月急遽、この協議会を開催して、協議会委員ですね、その体制の整備について、どうしても急遽、すぐにですね、こう、体制をしたいということで、町理事者の方にも、何らかのお願いに行きたいなあとというお話をしておりますので、ご理解をいただきまして、わたしの答弁に代えたいと思えます。

議 長  
16番議員

北山議員。

わたくしも自席より再問をさせていただきたいと思えます。

第1点めの、コミュニティバスの件についてですが、この議会の答弁に対しての責任の認識というようなことで、総務課長より答弁をいただきましたが、その中で、20年から補助が変わるんだとか、まあ、内容が目まぐるしく変わってきたんだとか、というような、まあ、言い訳じみたような答弁に終始されていたように思います。しかしながら、最初の質問で言いましたように、その目まぐるしく変わってきた内容については、わたくしが、第2回めの質問をした段階では、当然、もう、町の方は把握をされておったこと。その中で、美波町で考えていくというような方向の答弁だったように思います。わたしも、まず、やはり、美波町で考えるべきではないか。その中で、海部郡3町で、考えるのが有益であると判断するのであれば、海部郡3町で、まあ、考えてもやぶさかではないのかなあとは思いますが、やはり、美波町の中で、考えていくべきだと思えます。

それと、先ほど、道路運送法の一部の改正についての、こう、お話もあ

りましたが、これについては、18年の10月1日ですか、この日に施行されて、この、内容っていうのは、コミュニティバスなどの復旧、促進、また、自家用車による有料運送制度の創設、過疎地福祉有料運送の復旧、促進などが、改正の点であるというように伺います。

そういうことであるなら、そういうことを利用して、美波町で、どうしていくべきなのかなということを考えるべきであって、何らそういうことも、あまり考えておったような足跡が見えてこない中で、今回、質問が出たら、美波町でやるんだと、ああ美波町でなしに、海部郡3町でやるんだと。この中でも、先ほど、総務課長が、言われておったように、補助金についても20年からと。これはわたくしの質問に対しての答弁の時も、19年度に内容をちゃんと決めて、やるのは20年度から、翌年度から実施をするんだと。そういうふうな答弁をされておったように思います。やはり、理事者の方も、自分の答弁には責任を持って、もしそれが、違う方向で進んでいくとするならば、やはり、議会で、ちゃんとその中間報告なり、変更なった時点で、報告をするべき、思います。そこらについて考えがありましたら、再度答弁をいただきたいと思います。

質問第2の、田井遺跡についてですが、本当に教育委員長の言われたように、本当に、こう、かたちが見えてこないっていうのが、わたしの偽らざる感想であります。その中で、「美波町田井遺跡保存・活用検討委員会」の役割ということで、いろいろ説明をいただきましたが、最終、「美波町田井遺跡保存・活用検討協議会」の協議会で決まったことをもとに、教育委員会が、意志決定をすると。そういう理解でいいのかどうか。

それならば、「協議会」では、どういうのかわかりませんが、まあ、わたしは「協議会」からの答申ということになるんでないのかなあとと思いますので、その答申っていうのは、いつ頃出してもらおう方向で進めて、今後、進めていくのか。そのことについて答弁をお願いします。

また、旧町の時の話もしましたが、旧町のときには、あの現場を1つの核にして、田井遺跡を活用していくんだと。そういうふうな方向で、進めてきたように思います。そういうことを考えますと、今後、高規格道路が全面供用開始したときに、その下に田井遺跡が有るというようなことを、高規格道路を通る方に周知をする看板も必要になるかと思います。その件についてご答弁お願いいたします。

次に、行政上の過失、特に税徴収での過失の有無についてですが、ま、税務課長が、縷々説明をしていただいたんですけど、過失はあったのか、どうか。何か、あのう、説明の途中では、申告の義務があるので、申告されなかった町民の方が悪いんだというような、そういう、取り方もできるような答弁もありました。そして、地方税法ですか、地方税法の1

7条の5で、ま、時効5年ですか、5年という時効の年数があるんだというような話もありましたが、まあ、わたしは、わたしが聞いておる方の実例っていうので、いきますと、そういう税務課長の答弁、それだけでいいのか。本当に町として「すまなかった」という誠意を示すべきでないのか。わたしの聞いておる場合については、その町民の方は、「まじめに納付をして、何の落ち度も無いのに、町の間違いで、税の取り過ぎになっているというようなかたちで」というようにわたくしは聞いております。そうだったとしたら、町としては、素直に謝るのが人の道であると思います。そして、返還金にしても、5年の法にかかわらず、全額返還するのが筋であると考えますが、その点についてどう考えますか。答弁をお願いします。

議  
町

長 町長。

長 ご質問の町税に関するご質問にお答えします。課税権者は、わたくしであります。税務課長が、申し上げた通りであります。今、お尋ねのポイントは、その誤っていたか、過失か、過失でないのか。それから、もう1点は、年金はですね、特別法をこっさえて、5年の時効を超えて昔に戻すというけども、実は、他人様の加入期間について、何百万ももろとるのは、返還するかっていうことは、まだ、法律できておりません。実は、ほういう中で、質問のキーワードは「責任」というお言葉で承りました。

税は、公平と公正でなければなりません。そして、適正でなければなりません。しかし、税務課長が、縷々申し上げた答え、特に、市町村長が課税する固定資産税について、それが起こります。本来、固定資産税は、「評価額イコール課税標準額」であって、それに税率を掛ければよかったです。数十年前から、「持ち家制度の促進」とかいう、本来、基礎的ないろんな政府の政策要因を抱えないで、市町村長の課税する固定資産税は、土地・家屋・償却資産にわたって課税する場合には、政策的なものは無かった。ご案内の通り、実は、今、家屋にかかる家は、居住のように住んでいるか、あるいは非居住か、納屋なのか、味噌とか、米を置いとるところだけかと。そういうことを、実は、昭和40年頃に、まあ、そういう市町村の課税する安定的な固定資産税についても、政府の行う「持ち家政策」ということで、居住のように居をすることについては、評価額に関して税率をかけるっていう、いわゆる政策系が出てまいりました。

あるいは、農地につきましても、「農地であっても、宅地並みの課税をすべし」という議論が、昭和46年であったと思います。その時にも、実は、市町村町は、1月1日現在の現況において、課税状況を調査することに法律は、相成っております。確かに、誤りを起こしてはなりません。



ん。例え、3万6,000筆であろうと、あるいは3,800棟数であろうと。それは、誤りがあってはなりません。

ただ、結論的に還付につきましては、地方税法の現行法の中では、実は、その、それに遡ってやることは、いわゆる地方税法及び条例に及び施行規則に基づいて、還付することは、これは、できません。するとするならば、地方税法の根拠である地方税法において、こういう場合については、その5年の時効を超えてと、時効ってというのは、明治以来公法、司法におきまして、いわゆる130年にわたって運営してきた制度であります。それを破ったのが、年金でした。地方税法については、まだ、ございません。

いろいろ言いましたが、ただ、わたくし、まあ、わたしの承知、質問者におかれては、わたしの承知している部分についてはってというのは、おそらくわたくしも、旧由岐町の課税権者にかかるものだったと記憶しております。で、それは、実は、家屋敷で、ずーっと家族が住んどんですが、本宅の地番と、その、離れみたいな地番とがばらばらとなっております、確か、何かまあ、この頃になって聞くんだけれど、「住宅用地でしたら、何か、課税表示の特例があって安いんですね」というようなお尋ねがあったと。確かそんなことがあった、です。で、わたくしは、課税権者で、委任者は受任を受けた山路税務課長ですから、それは、確かに記憶しとんですが。その時に、「ほんなん知らなんだ」ということで、それで、丁寧に還付を申し上げまして、したところであります。いずれにしても、何か申告してもらわなったら、わからんとは言いながら、地方税法は、1月1日現況で、課税状況の把握に努めなきゃならないことになって、それに基づいて、いろんな縦覧し、不服審査を受け、評価に文句があったら、評価審査委員会で、法の手続きによって救済する措置はあるんですが、まあ、それでも、行政を信じてですね、長年にわたってやっておると。ところが、あとになって、「...ほんなんがあるかしらん」ほれが、発覚しました。直ちに、わたくしは、決裁した記憶がございません。で、今後、これについて、何とか、お詫び、もちろん、わたしの意を伝えた山路税務課長も礼を尽くした。その方も、非常に、確か理解があって、「ああこういうことがあるんだね」ということで、で、そういうことがありました。

で、もう1つだけ、ちょっと長くなりますが、実は、日本の土地は1億5,000万筆ぐらいあります。わたしも、ほの長をやってました。ところが土地は番地があるんですけども、その上に乗ってる家屋というのが、わりあいですね、増築したりですね、いやもう、離れで年寄りはそのへに住まそうかと。ほれはもう、勇気をもってですね、「いやあ、これ役場へ行ったら、また税金上がるぞ」とか、ま、俗に、これ俗な言葉

で。そういうことでなしに、ぜひ、あのう、倉庫だったんを改造して、お年寄りの離れになさったと。今までは、非住宅だったと。そういうものも、ひとつ、ぜひ。だから、言っていただく方が、円満にいくと思います。誤りを弁解しません。

ぜひ、そういうことで、土地の地番の上に、この家屋は、1の1の上に家屋番号は、1の1の表示番号があるけど、違うとるなあと。まあそういうことで、何百万もかけていろいろさせていただいております。たいへん申し訳なく思っております。原則はあくまで、公平公正で適正か…。そして、誤った時には還付する。で、そういうことの無いようにしていきたいと。これは山路課長は、「なんか言うてくれなんたら、悪かったように思うけど、どうか。」ちゅうから、課税権者であるわたくしから、今後こういう事案が起こらんように、謹んでですね、やっときます。ただ、やっぱり、良き行政をするのは、やっぱり両方が、こう、切磋琢磨していただいたらね、いいと思います。謹んで、この点については、お詫び申し上げます。旧由岐町に係る分についても、わたくしは、責任を持って、今、引き継いでやっておりますので、今後とも、そういうクレームについては、どしどしと行っていただきたいと存じます。

合わせて、町民旧各位にも、「いや、もう昭和20年頃とか、30年、明治時代に建てた家や」と言うんと、土地と地番が狂っています。法務局行くと登録税が高いんですね、この際にわしの元気なうちに、家の番号と地番を合わしとこうたって、行くと、非常に登録税が…。ま、そういうようなことで、ご負担がかかるために、ちょっと、二の足を踏む、そのことで、処罰され…。まあ、1か月以内とかありますが、ぜひ、こういうことにつきましてもですね、今後、「自分の財産を守っていく上において、きちっとしときましよう」というようなことは、税以外のことについて、自分の資産と命はまず、自分で守る。自分で守れん場合は、公で守ってもらうと。こういうようなことの仕組みの中で、高齢化の進む中で、なるべくそういうことも合わせて、お知らせしておきたいと思っております。謹んで、お詫びします。

議 長 教育委員長。

教育委員長 北山議員さんの再問について、お答えしたいと思います。

今時点での協議、まあ、発掘された場所での、今後の「今の時点での検討内容はどうか、どうか」ということなんですけども、これにつきましては、旧の協議会の旧由岐町の協議会の時点ですね、あの区帯の中に展示場といいますか、あのう、ま、区帯につながるトンネルがあります。そのトンネルの側壁に発掘当時の、発掘状況の写真を、掲示する。それから、区帯の中、約15坪くらいだったと思いますけども、その壁面には、縄文時代の、その生活の状況を推測した絵画、それから、そのコー

ナーには、今、出ております遺物、県から借りられれば、本物。また、管理上、問題があれば、それに合わせたものを作って展示しよう。それから、中央部にある遺構については、周辺から、その遺構を見学できるようにかたちで残したいなあという意見でありました。それが、新しく美波町の協議会が発足した後もですね、この考え方については、そのまま踏襲しておるように思います。

それから、答申の話なんですけども、協議会においては、もちろん、教育委員会、教育長、並びに担当者も、同じく同席して意見交換なり、考え方をまとめておるというスタンスでありましたので、改めて今までにかたちとして報告書をいただいたということはありません。ただ、協議会としてのですね、責務等もありますので、また、その役割も明らかにしておく必要ありますので、その報告書を、まあ、答申という言葉が適当かどうかわかりませんが、これについては、定例教育委員会で「どういったかたちで計画を示してもらおうか」というのが、検討してみたいと思います。

それから、看板の話なんですけれども、議員さんも旅行がお好きで、ハイウェイ、高速道路たくさん通られた経験もあろうかと思いますけども、たいへんな国の重要文化財等も、わたしの記憶では、あんまり、こう、国道の看板としてあったかなあ...という程度しか、記憶ありませんけども、なかなか、高速道路上にですね、看板を立てるというのは、非常に困難な...じゃないかなあという気は、しておりますが。もちろん、今の時点ですね、国道並びに、あ、国道はまあ、別として。高速道路、高規格道路上にそういった看板をとというのは、かなり、あの、難しい感じがしております。以上です。

議 長  
総務企画課長

総務課長。

コミュニティバスについてであります。まあ、わたしのちょっと説明がですね、いたらなくて、誤解を与えてる面もあろうかと、思いますので、まあ、説明させていただけたらと思うんですが、あのう、議員おっしゃられた、まあ、平成19年3月議会で、あのう、19年度中にというようなことを言っております。で、当時は、まだこの活性化法ができてない状況で、あのう、改正の道路運送法っていうのができてまして、その中で、地域公共交通会議、まあ、議員がおっしゃられた、民間を含めた会議を設置し、すれば、あのう、いろいろな地域公共交通について検討ができるというようなことがありましたので、そのような方向で、まあ、進めるという気持ちがあって、平成19年3月の議会では、そのように申し上げたと、いうふうにまあ、承知しております。

で、この先ほど、申し上げました、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」というのは、今年の5月に公布されたって言ったのは、先

ほど、申し上げた通りなんですけれども、施行は今年の10月でありまして、四国運輸局からの説明も、10月以降に、われわれ、まあ、市町村の職員は、説明を受けております。ですから、内容等につきましては、あのう、当時は知らなくてですね、改正法に基づいて、地域公共交通会議を開き、その中で、検討していくというような状態であったわけなんですけれども、あのう、このような法律ができて、中身は、まだ、わからないという中で、まあ、逡巡しておったわけですが、10月にその説明会があり、その中で、申し上げましたように、協議会、まあ、法定協議会っていうふうに、通常言われておりますけれども、法定協議会を立ち上げ、そして、「地域公共交通総合連携計画」を立てることについては、住民のニーズでありますとか、そういった諸々のいわゆる計画策定に要する費用は全額、国で見ますわ、というような、まあ、お話がありましたので、まあ、海部郡3町の連携のもとでやりましょうかという話で、あのう、美波町の中で、やりなさいというその分を、外したわけじゃないんですけど、海部郡全体のその連携のいわゆるまあ、計画は、JRも含めて、するわけなんですけれども、個々の町については、個々の町のそのあり方についてやると、いうことで、あのう、地域公共交通会議と、それと今回の法律に基づいて行う計画っていうのは、まあ、別個のものだというふうに、まあ、理解していただいて、地域公共交通会議につきましては、来年度の早い段階で、立ち上げる予定としておりますけれども、それとは別に補助の有利なその「地域公共交通総合連携計画」を、まあ、つくるということでありますので、そのように理解していただいたらというふうに思います。

議長  
16番議員

北山議員。

今、総務課長から、3月の議会の段階では、知らなかったんだというような答弁がありました。これは、先日、ホームページで国土交通省のホームページでとった「公共交通の改善に頑張る地域を応援します！」というようなことなんですけど、これを見ますと、平成19年の2月9日付、問い合わせ先は「総合性総合政策局交通計画課」内線から電話番号から書いています。そこら知らなかったというのであれば、今後、いろんなところにアンテナを張っていただいて、できるだけ、町民のために頑張っていただきたいと思います。それと今、出ました「地域公共交通総合連携計画」ですか、これっていうのは、本年度中にやるんですか。ではないんですか。協議会を来年、計画は先にやるというような答弁だったように思うんですけど、また、ほれはあとで、また、答弁してください。

ほれと、教育委員会で、内容についても、役割の内容についても、まあ、「協議する」というような教育委員長の答弁だったんですが、答申をし

てもらふ時期についても、定例会で決定協議をしてもらふようなかたちになるのか、どうか。そこのところを、再度答弁いただきたいと思ひます。

それと、過失のことについては、町長から、まあ、過失はあつたんだと。しかし、礼を尽くして対応したんだと。それに対して、町長は、過失については弁解をしないというような真摯な態度は、評価いたします。そこで、近隣のある市町村では、過誤納で、納税者に不利益を生じた場合、税務行政の信頼を回復することを目的に、「過誤納補てん金支給規則」というものをつくって、責任を取っています。間違いに対しては、どのようにしても返さなければならぬんだと。そういう、そのために方策を、いろいろな方策を考える。そういうことが、真に町民の目線に立つた責任の果たし方だと思ひますが、本町としても、「過誤納補てん金支給規則」なるものを、今後、考えていくのかどうか。再度、答弁をお願いいたします。

議  
町

長 町長。

先ほどのわたくしの答弁に対して、継いで。まあ、あのう、地方税法を根拠としておる税条例。で、税条例を施行するに当たって、これは、町が定める規則なんです、いわゆる自治省の基準財政収入額の算定において、不交付、不交付団体、交付税もろとらん所は、ひょっとしたら、そういうことをやってもですね、いわゆる基準財政収入が、交付税もろとらんもんだから、資料だけ出してですね、で、基準財政収入額算定して、不足額について交付税でやっていくと。で、不交付団体である、徳島県下のある市が、そのような規則を18年の4月に定めたことは承知しております。で、我が町につきましてもですね、ただその時に、町が勝手に判断でできるかと。還付する時にも、いわゆる評価の過誤納、あるいは、不服審査を受けるように、審査会を経て、で、交付税を受けておるわれわれについても、取るべき、あるいは取つたものは、戻してはならないものを地方税法上の還付金として、できるかどうかと。交付税のわたし達は、依存を受けておる団体。それについて、ちょっとあのう、検討してまいります。で、「検討いつぜ」言われたら、またですね、言えませんが、真摯な気持ちで、そういうことを取り組んでまいりたいと思ひますが、わたくしの数十年の経験の中で、たいへん、特に税務行政長かつたですが、おそらく、それ以外、税務行政以外の分野でね、「悪いことしましたね」という。ただ、税法上のことでいくとしたら、やっぱり、できるかどうかということ、いっぺん総務省税務局に聞いてみてですね、ただ、その場合も、いわゆる審査フィルターかけんと、わしの気安い...、間違とうから還付せいつて。これではちょっといかんと。したがって、むしろ、やるとすると、規範としては、税条例でな

ければならない。議会の審議を経て、規範を作っていただくことが、これは、まあちょっと、あのもう、自分は田舎へ来ておって、こんなこと言うんはおかしいんですが。そんなことも。両面から、不交付の団体で基準財政収入額に、あるいは歳出還付どうなのかということ、ひとつ、時間は言いにくいですが、なるべく早いうちに検討して、規範の根拠をつくって、町民のみなさんが納得いく場合に、どういう状態が、役所側の負の責任なのか。納税者もちょっと、あれがあるんじゃないかと。ま、そういうような緻密なことで、で、やるとしたら、町の定めるだけの規則でやるよりは、むしろ、町民の代表である議会で、つくる規範、つまり条例かと。そういうことを含めて、今後、真摯にちょっと、これ検討言うたって、もうちょっと照会すればええことですから、まあ、ちょっと勉強してみます。これは、わたくし自身の宿題にさせていただきたいと思っております。

議 長  
教育委員長

教育委員長。

わたしの言葉足らず、並びに説明不足だったかと思うんですけども、定例教育委員会で、検討する報告の方法、検討するのは、報告の方法ということで、これ協議についてはですね、長年にわたるものと思っております。ですから、年度末に1年間の検討事項を報告いただく方法とか。また、重要な結果が出た場合にですね、その都度、報告いただくか等について、教育委員会で、検討して、まあ、協議会の方をお願いしたいと思っております。ですから、あのう、検討中の、協議会で検討中のことについて、まだ、報告をいただかない段階で教育委員会が、どうこうっていうのは、差し控えたいと思っておりますので、協議会で、もちろん、会には出席させていただいて、ま、意見交換はさせていただきますけども、検討するのはですね、報告書等でいただいた事項について、定例教育委員会で、その内容について協議するということですので、ご了解をいただきたいと思います。

議 長  
総務企画課長

総務課長。

先ほど、再質問がありました、「地域公共交通会議並びに地域公共交通総合連携計画」について、時期は、ということなんですけれども、20年度を予定しております。

議 長  
16番議員

北山議員。

すみません、ちょっと、多くなったんですけど、今のあの、教育委員長の答弁が、ちょっと、わかりづらいんですけど。あのう、内容の協議、「いつまでに、こういうことを協議してくださいよ」という、そういう時期を教育委員会の定例会で決めるんですか。協議をされてないことをどうのこうのっていう、そういうことを聞きましょうわけではなしに、あのう、「こういう問題を協議してもらったっ

たら、いついつ、いつ頃までに協議してくださいよ」という、ほの期日を教育委員会で決めるのか。その役割も一緒に検討されるという答弁があったんで、そういうことも、時期も一緒に決めるのかということを知ったわけなんです。

それとあと、もう、あのう、質問ではないんですけど、あのう、町長から、あのう、「過誤納の補てん金支給規則」これ、あのう、知っておられたというような答弁があって、まあ、今後、町長の宿題として、早急に検討をしていただけないかというような答弁がありましたので、よろしくお願いをいたします。今後、努力の足跡が見えるように、町民の目線に立って責任を果たしてもらえるように要望をいたしまして、わたしの質問は終わりたいと思います。

議 長 以上で、北山議員の…。  
16番議員 いやいや、ほれだけは聞かしてもらって。どなん。小休でもええでよ。  
議 長 小休いたします。

(時に14時35分)

(時に14時36分)

議 長 再開いたします。先ほど、戎野議員が質問がありました、田川住民福祉課長より、続いて、戎野議員に対しての質問課題を報告いたします。田川住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。先ほど戎野議員さんから、再問で3点ほどご質問いただきました件につきまして、実施機関の南部総合県民局にも確認いたしました。まず、本町の3年間の推移でございますけれども、先ほどは18年が、86世帯の104人と申し上げました。遡って、17年が、92世帯で、112人でございます。それと、16年が、18年と同じく86世帯の104人となっております。

それと、先ほど、まあ、福祉に関します身近な相談に乗ってくれます、民生委員さんについての、あのう、お話をさせていただいたんですけども、ご質問の県職員のケースワーカーにつきましては、南部総合県民局所管の全体の対象者人数によりまして、ケースワーカーの人員も配置されているようでございますので、当然対象者の変動を入れましては、ケースワーカーも増減があり得るとのことでございます。

それと、口座振替の件でございますけれども、権利擁護している方、まあ、第三者に管理を依頼している方でございますけれども、権利擁護している方、また、施設入所されている方、それと、また、長期病院入院の方につきましては、口座振替をしているようでございます。それと、現

金をお渡ししている件につきましては、まあ、安否確認の意味もあるということございまして、窓口で、現金渡しが原則となっているとのことでございますけども、この口座振替につきましては、まあ、遠方の方や、まあ、高齢者の方、障害者の方もおいでだと思いますので、議員さんのご意見は県にも伝えたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 戎野議員、それで、よろしいか。  
それでは、3時まで小休いたします。

(時に14時39分)

(時に15時00分)

議長 再開いたします。引き続いて、5番 久保議員の一般質問を許可いたします。久保議員。

5番議員 5番 久保。わたしは、町民の声を町政にということで、今回の質問、3点については、町民からの意見でありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

はじめに、学校統合についてをお尋ねいたします。わたしは、6月の定例議会におきまして、学校統合についてを質問をさせていただきました。この度、再度お尋ねいたします。本町に限ったことではありませんが、県内各地から、少子化で、学校の統合、また、学校の廃校等、多くの声が聞かれております。本町も、毎年のように児童生徒が減少し、学校によっては1人2人、そういうクラスも多くなり、また、1クラス1桁台という現状も多くなってきております。今後、複式学級も多くなってくることが予想されます。また、体育の授業、クラブ活動等、何かと不都合も来たすこともあろうかと思えます。6月議会で、一般質問の後、一部町民から、早急に学校統合についてを考えるべきではないかと、電話、また、声をいただきました。そこで、今後の学校統合について、町当局をはじめ、教育委員会ではどのようなお考えでおられるのか、お尋ねいたします。1点めは終わります。

2点めについて、原油の高騰について、お尋ねいたします。今年の10大ニュースに、原油高騰が取り上げられてもいいのではないかと思うほど、原油の値上がりが出ております。本町のように、農業・漁業、また、林業、一次産業に従事する方の多い中、原油高騰が大きな影響が出ていと聞かされます。特に、冬場に入り、施設園芸農家の声では、原油価格が、一昨年に比較して、45パーセントから50パーセントの値上がりになっており、また、その石油製品も相次ぐ値上げで、ビニールハウ



スのビニールをはじめ、肥料・農薬・運送代等、この現状では、経営が成り立たないといわれております。今限りで、ハウス栽培は、来年度は作らないという農家もあります。営農意欲を無くす農家が、さらに増えてくるのが心配されますが、この状況を、本町は、ハウス園芸農家を、今後、どのように指導対策を考えられているのか、お尋ねいたします。

第3点め、町民グラウンドのトイレと、薬王寺下の汲取りトイレについてお尋ねいたします。日和佐中学校の跡地が、町民グラウンドとして、各種スポーツ大会をはじめ、町民運動会・消防の出初式をはじめ、グラウンドゴルフ等、多くの町民が使用されております。このように、多くの方が利用されているにもかかわらず、グラウンドにトイレが無い。11月4日の町民運動会で、ある高齢者の男性の方から「トイレは武道館の中にはあるが、スリッパを履き替えなければ入れず、また、そのスリッパの数も限られておる」と、「なかなか入りづらい」と言われました。土足のままで、出入りできるトイレを作って欲しいと言われております。当日は、町民運動会ということで、トイレは、非常に混雑をし、順番待ちの状態でありました。高齢者の中には、靴を履き替え、なかなか時間に要する方もおりました。これからも身近な、町民に身近なグラウンドとして、利用されることも多いと思いますが、気軽に誰でもが入れ、土足で入れるトイレを、設置してどうかと思いますが、お尋ねをいたします。

また、薬王寺の下にある汲取りトイレについても、お尋ねいたします。本町は1年を通じ、外国をはじめ、全国各地から、薬王寺参拝の観光客が多く来町されてきております。以前にも、このトイレについて話し合いをしたことがあります。これまでも、汲取り式のため、近辺周辺からも、衛生面、また、臭い、ハエ等の不満の声も多くあったことと聞かされております。話し合いの中で「道の駅」ができ、トイレが整備された後は、取り壊すという話もありました。「道の駅」ができて、3年近くになるうとしておりますが、トイレはいまだにあります。トイレはあることに越したことはありませんが、やはり、薬王寺の門前町として、観光客の多い町の中で、汲取り式はどうかと思います。今後、このトイレは、新しく水洗トイレとして、建て替えをする考えがあるのか。それとも、取り壊しをするのか、合わせてお尋ねいたします。

以上、3点よろしくお尋ねいたします。

議 長  
教 育 長

教育長。

お答えいたします。議員ご指摘の通り、町内の児童生徒数については、全ての学校において減少しております。本年度の児童生徒数及び学級でございますが、小学校は、日和佐小学校 214名 9学級、特別支援

学級を含んでおります。赤松小学校 14名 3学級、由岐小学校 78名 6学級、木岐小学校 35名 5学級、特別支援学級を含んでおります。阿部小学校 7名 3学級、伊座利小学校 12名 3学級で、6校の合計児童数は 360名、29学級であります。そのうち、赤松、阿部、伊座利小学校の3校で複式学級になっております。5年後の平成24年度になりますと、児童数は6校合計で 297名、22学級になる見込みです。

中学校においても、本年度は、日和佐中学校 116名、6学級、特別支援学級を含んでおります。由岐中学校 78名、3学級、阿部分校 4名、1学級、伊座利分校 4名、1学級、合計 202名、11学級で、阿部、伊座利分校で複式学級となっております。5年後の平成24年度は、192名、14学級になる見込みであります。

学校統合についてであります。過疎地における小規模校は、地域の活動拠点になっており、共楽運動会や体験授業など、地域とのつながりは密接で、地域づくり、地域の活性化の上で欠かせない存在となっております。学校を無くすことは、この地域の核を失うことになり、地域での元気が失われることが危惧されます。しかしながら、子ども達にとっての望ましい教育環境が、年々減少していく児童数の中で、小規模校でいいのか、また、厳しい財政状況の中での学校経営をどう維持していくか、など相反するさまざまな課題が山積いたします。そのため、現状と将来の見通しに立った十分な調査検討をし、その上で、教育委員会といたしましては、8月に新設された教育改革課を中心に、慎重に協議検討し、教育効果を考えることはもちろん、児童生徒・保護者・地域の意向に沿って、慎重に対応したいと考えておりますので、議員各位のご指導を重ねてお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

続きまして、町民グラウンドのトイレの件でございますが、町民グラウンドの設置についてですが、現在、「ひわさグラウンド」におきましては、南側出入り口付近にあります集会所、旧の剣道場でございますが、男性用小便器2基、大便器1基及び女性用3基のトイレを設置しており、各種使用及び大会等開催時に、参加者のトイレとして活用されておりますので、新たに設置しなくても十分であると考えております。

なお、土足で気軽に利用できるように、についてですが、現在、トイレを利用するには、玄関で上履きに履き替えて入るようになっております。これについては、玄関よりトイレに至る床面が、コンクリート及びタイルですので、今後は、そのまま土足で入れるよう検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長  
産業振興課長

産業振興課長。

2点めですね、原油高騰にかかる、その、対策はというような、ご質

問でございます。石油や、天然ガスなどのエネルギー資源の大半をですね、外国にまあ、依存をしているわけでございますが、特に、石油は、あのう、経済、生活を支えておる。多種多様に利用される利便性に優れた資源でございます。原油の高騰は、日常の生活の中におきまして、各方面にたいへん大きな影響があることは、承知しているつもりでございます。第1次産業に限って申し上げますと、本来1次産業の経営は、農産物や魚介類の価格、あるいは、まあ、収穫量・漁獲量の影響を、まあ、大きく受けるわけでございますが、安い輸入品との競争、あるいは需要の低迷などもありましてですね、燃料用コストが、まあ、増大した分をですね、作物や魚介類の価格に転嫁するというようなことはなかなか難しい状況であろうかと思えます。

本町の農林水産業は、個人経営が、まあ、大半でございますして、そんなに規模も大きくないわけでございます。経費の節減にも限界がございます。厳しい生産状況の中で、燃料などの上昇にはさらに、まあ、収益の減少に大きく、まあ、影響をするわけでございます。

町独自の対策ではございませんけれども、農業では、共同利用施設などを対象にいたしました省エネルギー型の農業機械、あるいは施設など、導入に対する支援。あるいは、また、漁業では、効率的安定的な漁業経営に資する、水産関係の共同利用施設、これはまあ、給油施設を指しておるのだと思えますけれども、こういった施設の整備を推進する事業、あるいは、また、沿岸漁業の改善資金の利子軽減措置などが、策定されてございます。これらの事業推進に努めるとともに、関係機関に対して、厳しい経営状況を訴え、また、その、改善策を強く、まあ、要望してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議 長  
建設課長

建設課長。

薬王寺下のトイレについて、新しく建て替えるのか、もしくは取り壊しするのかについてお答えいたします。昭和40年代に、現公衆トイレができております。当時は、このトイレだけでしたが、汲取り式で施設も古くなり、臭い等、苦情もあると聞いております。建て替えについては、確かに新しく水洗トイレになれば、歓迎されますし、便利であります。最近では「道の駅」もできておりますし、状況が変わってきております。薬王寺等周辺関係者のご理解を頂いた上で、来年度に取り壊しを行いたいと考えております。以上でございます。

議 長  
5 番 議員

久保議員。

教育長から答弁いただきましたが、6月議会で、わたしが、統合についてをお尋ねしたのと、ほとんど同じような答弁であります。町民の方からは、このように児童生徒が減少していくという中で、「早急に統合を進めていかなんたら、ほとんどの学校で、複式学級になってしまう」

と。そういう心配をしております。

そしてまた、こないだも、赤松で、ちょっと聞いたんですが、赤松も、昔はまあ、「赤松へおいといてくれてもええわ」、まあ、あれ10年ぐらいになるんかなあ、赤松の若い士と、こう、まあ、調整懇談会、まあ、交流した時に、「小学校は、赤松に持って来い」と、ほういう声もあったんです。しかし、ほの時には、赤松も確かに30人ぐらいおったんかなあ、生徒が。ほの人らでも、今になったらもう、「日和佐に新しい学校ができるんだったら、できた暁には、日和佐の方へもう、行てもええわ」という声が出とんですよ、これ。ほんで、地域の声、地域の声…。地域の声はもう、「統合してくれ」という声も多い、と思います。そういうことで、町長も、こないだ「地域懇談会」があったと思うんです。まあ、幹部の方みな、行とったと思うんですが、赤松の方から、ほういう声は無かったんですか。その点についてお尋ねします。

議  
町

長 町長。

長 学校統合について、久保議員からのご質問ですが、いろいろ議論ありますけれども、町長の見解を問われたんですが。「町政懇談会」赤松でやりました。実は、その前に、当然そのことが出るかなと思って、心しとったんですけども、まあ、財政のお話とか、ま、前半は、役場からお知らせ。お年寄りやって、人間減っていきよるわねっていうお話を、もう、時間をかけて説明しました。で、後半は、ご意見聞いた。そういう中で、出るかなあと思ったんですが、まあ、わたしの説明の中には、非常に、一番大きい問題は、やっぱり人口減少ですよえって。学校が多いんですよえって、こう、書いて、資料で。実は、その前にですね、ま、ここに赤松ご出身の議員もおいでですけども、やはり、将来を案ずる、逆に父兄の方がですね、熱心な気運になってることは事実です。で、「町政懇談会」の席では、学校統合は出ませんでしたけども、いわゆる人口比に比べて、その、人口に比べて公共施設が多いってということで、そのことが問題。で、生徒が7人で、先生が8人もおるっちゅうこういう仮分数はですね、大事なこともかもしれませんが、お金が無いから統合するという視点だけではないかと思っております。

で、ご意見は無かったけども、赤松では、むしろその前の段階で、数人からなるご意見として、「日和佐小学校改築予定があるけども、赤松の児童生徒は、受け入れるキャパシティはあるのか」という、聞き方です。で、そういう、まあ、推察意志として、できたら、もう、12,3分、14,5分であるので、まあ、あの、安全の確保できる通学手段は、もちろん前提ではございますが、そのことをお願いしたいということは、出ました。で、わたくしは、教育長も、ただ今、言っておりますように、確かに、ま、小学校は公共施設に比べてですね、仮分数の状態が起こっ

てきておると。

しかし、そこで、地域を愛する心を育てることも大事なんですけれども、それから、もう1つ学校は地域の中心であるちゅうことも大事なんですが、わたしは、問題はね、その学校だけ統合してあとどうするでっちゅうんでなしに、ほのほういう気運、例えば、赤松のご質問ですが、赤松...、ま、そういう気運があるので、あとの、小学校、まあ、仮に父兄がオッケー、地域の方がオッケーした場合に、跡地を地域のね、いわゆる共楽運動会とか地域コミュニティの巣であったとこだから。いわゆる、もう、自分達の愛着のシンボルだから。それを、あとどうするということをする、教育以外のいわゆる町の展開する...、その学校が無くなっても、それに、以上のですね、いわゆる地域サービス、というようなことを、合わせて考えなきゃなりませんねったら、もちろん、そうじゃねということ。赤松については、そこまでもちょっと、まあ、住民全員の、あのう、ご意見の集約ではないんですが、例えば、伝統的な文化的なことがあそこには多い。で、コミュニティの巣でもある。あるいは、ただ今のは、「ベストウェスタン」じゃありませんが、赤松を行ったりすると、アグリについてですね、非常にエコに着目した、非常に農産物も...。ま、そういうような、後継者の養成でありますとか、花火を中心と伝統文化の保存と。そういう小学校が、地域のコミュニティの原点、象徴の1つとしてやっと思った以上のもんが、担保できるようなことを、ま、実は、負わせた、ぜひ、そういうかたちでと。お祭がありました、赤松の。その祭の時に、だんじりに乗った、これが終わるんだと。町長、よう考えといてよと、というようなことは、OB議員、あるいは町内会、氏子の総代。そういうようなことで、断片的ではありますけれども、日和佐小学校が、改築のおりには、ぜひ、まあ、通学の担保と、もう一つは、跡地のそういう、学校に変わる以上の地域のシンボル性を担保のもとで、ぜひ、まあ、総合的に取り組んでくれと。

一口に言って、学校の統合については、ただ今、教育長が、お答えしましたように教育改革を中心として、まずは、父兄、それから、地域に及ぼす影響等を考えてですね、やっていかな...。ただ、いつまでも、ほっておけないということにつきましては、教育委員会のご判断もあらうと思いますけども、ぜひ、そこでご議論していただいて、町長としては、施設整備行政についてのいわゆる強化内容については、教育委員会のお仕事でございますが、施設管理する立場としての町としてもですね、そのご意向が早く結論が出て、地域のシンボルが無くならないように。

1つの提案なんですけど、わたくしは、提案ではありません。実は、過疎が進行している中で、一気に学校は統合できない。議員お尋ねのご指摘のように、クラブ活動だとか、切磋琢磨する体育とか、あるいは、

社会科とか。そういう1つの手段として、いきなり統合するんでなしに、合同授業、社会からは、ま、A校もB校も、離れとる。経費は若干かかるんですが、合同授業することによって、父兄も先生も生徒も、みんな学ぼうよという、そういうようなことをトライしている東北の県もございます。で、そういう中から、やっぱり、複式よりこの方が競争して、自分の存在感、そして、自分も、えらい2,3人よりも、大勢の中いつでも自分はずいぶん好まれていると、とかいういわゆる社会性認識の上で、効果を上げつつあるということ、ま、専門誌の方でも承知しております。まあ、秋田県だったと思いますけど。そういうようなことも、一気に、その十校をどうってなりません、ま、そういうようなことも、これは、施設を管理する立場の執行機関の長であるわたしが、教育の現場の中身に言及すべきではないと思いますが、一般的な方向としては、合同授業を当面展開していくと。そういうことによって、子どもも父兄も教員も。まあ、そういうことは1つ。いうようなことは、ま、提案というより、実は、昨今の少子化で、人数が減ってる地域において、とりあえず、そういう。それで、住民が考える、父兄が考える。明日を考える。みんな。というふうなことになる...。まあ、ご質問に帰ります。

赤松については、できれば、このチャンスを逃がさないように、ご理解が教育委員会の方で、なさればいいかなあと。これは、今、わたくしは、個人的に思っとなで。これは、ちょっと、いささか、言及過ぎると思いますけども、いずれにしても、やはり、言われてるように、力強い、数は少のうても、素晴らしい人間を作るということと、もう一つ地域のシンボルは、もう、統合のあとは、蜘蛛の巣が張らないようなことを担保した上で、みんなが、100点を取れなくても、80点ぐらい、満足のいくような地域をつくると。こういうふうなことで、ひとつ、所見を持っているところでございますので、なにとぞ、ご理解を賜りたいと思います。ちょっと、言い過ぎた点もありますけど、それは、個人的見解ということで、ご理解を賜りたい。

ぜひ、ひとつ、「集中と改革」っちゅうのは、どの分野にも例外無い。あくまでも、美波町は、小さくても存在感のある町であるためには、改革すべきところ、見過ごしていくっていうことは、どの分野においても相成らんと思っております。それは、将来の美波町が、存在感のある、数は少のうても、どっからも価値ある地域だと。こういうふうにするためには、この際、ひとつ町民各位と、もちろん、わたし達も、もう、町民の命令を受けて動きます。まず、命令は町民の方で、ぜひ、今ある時局の認識を高めていただくと。何よりも、数の少ない子どもは、今までの子ども以上に、力強い子どもを育てるという観点、ほういうようなこと

から、ひとつご議論を賜ればと、わたくしの方からも、逆にお願いする次第であります。

議 長

久保議員。

5 番 議 員

町長からも、ご丁寧なお答えいただきましたが、今日はまあ、あのう、木岐の教育委員長さん、向山さんもおいでしておりますんで、木岐の小学校・中学校の統合はどのように考えられておるのか、ほの点もお尋ねしたいと思います。ほいてまた、あのう、谷崎教育長さんには、中学校も、これ将来、どのように考えられとるんか、ほの点について、お尋ねしたいと思います。

議

長

久保議員、他の件について、まだ、質問があったら、ついでに、一緒にやっといってください。

5 番 議 員

いや、ひとつ、ひとついく。

議

長

向山教育委員長。

教育委員長

ええと、突然の質問で、頭の中が混乱しておりますけども、お答えしたいと思います。基本的な考えにつきましては、先ほど、教育長が、答えた通りでございます。まあ、久保議員さんのおっしゃるように、児童数、児童生徒数の減少、これはすぐ、統合だというニュアンスでは無くてです、いろいろな面から、教育上の課題等を検証しながら、今までの教育効果、水準が維持できる、また、それ以上の効果が上がるような教育を検討し、その結果です、やはり、「これは統合しなければいけない」となれば、まあ、統合を進めていくっていうニュアンスであります。統合ありきじゃなくって、いろいろな方面から、もちろん、あの、教育委員会ですので、児童生徒の教育面を一番に、重点的に考えて、その上で、まあ、地域の活性化なり、過疎化等の問題もありますので、それぞれ地域の人の意見、また、保護者の意見を考えながら、教育改革課も設置されておりますので、早い機会にですね、結論が出れるように、検討は進めてまいりたいと思っております。

まあ、実は、わたしも、木岐で生活しておりますけれども、やはり、保護者の中には、最近の児童数の減少によって、「今後、どうなっていくのかなあ」という心配をしておる声も聞いております。そのことにつきましては、委員会で、よく検討し、今後ですね、ま、財政との関わりあいもあると思っておりますけれども、真摯にそういった意見を受け止めながら、改革を進めていくということで、ご了解をいただきたいと思っております。

議

長

教育長。

教

育

長

えー、中学校の統合についての質問を受けたわけなんですけれども、まあ、あのう、基本的には、今、教育委員長が言ったことと思うんです。まあ、わたし自身も、何年か前に、何年かいうか、もう、だいぶん前に、日和佐中学校でお世話になつとるときに、赤松中学校と、日和佐中学校

の統合の経験を実際にしております。あの時を実際に、こう、振り返ってみますと、ほんとうに、こう、いい面では、赤松中学校が、まあ、日和佐中学校の方にスクールバスで、こう、やって来るようになったんですけれども、その時に、部活動とか、勉強にしてもですね、非常にいい風を送ってくれたっていう。ほれはもう、学校のクラブ活動一つにしても、「日和佐中学校、変わったな」っていうようなことが、こないだのように、こう、思い出されるわけなんですけれども。

由岐中学と日和佐中学校の統合につきましては、やはり、これは、慎重に、現場の声とか、保護者の声、子ども達の声も、先輩達の声も、地域の声も、しっかりと聞いて、前の方に進んでいかなければならんことではないのかなあと。今、そう思っております。以上でございます。

議長  
5 番 議員

久保議員。

あのう、地域の声も、ほら賛否両論はあると思います。ほら「学校が減ったら、地域もさびれる」という声もある。けど、やっぱり、ほのう、どない言うんですか、「競い合う」という、今の生徒に。やっぱり、ひとりで、ひとりで、勉強してもやね、どない言うんで...ボールをキャッチボールしたって、これ相手が無かったらできん。徒競走しても、相手が無かったら走れん。ほういうようなんより、やっぱり、こう、生徒の多いところで、やっぱり競い合ってやっていく。ほれが教育の、わたしら基本でないかと思うんですよね。ただ、もう、先生と1対1の向き合いでいて、朝から晩まで、先生がこやって向き合せて、本当の教育ができるんか。ほら、十分な教育はできると思います。それやけど、この、基本、仮に野球でもしても、小学校の3年生ぐらいから、きた子と、中学校入ってきて、さあ、野球しょうかいうた時にもう、ほこで、ダントツの差が出てくるんです。やっぱり、ほんで、ほういうことも考えながら、地域の声もほら、非常に大事です。ほら、学校が無かったら、さびれていきます。しかし、将来的に展望に立った上で、中学校、小学校、特に、木岐・由岐小学校、日和佐中学校・由岐中学校、赤松小学校、また日和佐小学校は、特に早い時期に、わたしは統合していただいて、「本当に良かったなあ」という学校教育を目指していただきたいと思います。1日も早く、ほの議論をしていただきたい。わたしはそう思っております。これは、わたしの声ではありません。町民の声です。わたしは、町民から、いただいたことを、今回、3点一般質問をさせていただいております。

それとまた、この原油高騰についてであります。これは、先ほど、あのう、課長が言うておりますが、言われておりますが、あのう、確かに原油が輸入されて、日本のものではありません。しかし、これ日本で何ぼほじっても、こう出てこんということではあります。あのう、ほんま



に農家の人は、今までだったら、朝起きて田んぼへ行たら、そう胡瓜の身が大きいあったなあとか、菊の花が咲いたなあ言うて見よるけど、「一番先に行くのが、タンクのそばじゃ」と言うております。昨夜ただけ使うたんだらう。ほのような状況なんです。今回、先ほども影山議員さんからの農家の後継者言よるけど、このような状況が続いていきよったら、ほんまに農家の高齢化、後継者が、していく人がおらんようになるんでないかなあと思うんです。

仮に、米の相場でも、2,3年前まで、8,000円ぐらいしよったんですね。去年は1等米で、コシヒカリの1等米で6,200円です。こないだ、農業委員会の中で、瀧本会長が来年は5,000円台になると。米代が。ほれは、5,000円台は、今年からなっとんです。ハナエチゼンヤコシヒカリ以外のやつはみな、5,000円台なんです。コシヒカリの1等だけが、6,200えん。ね、今年はたちまち、早からもう、来年ですか、苗だけでも30円値上がりしとんです。米はどんどんどんどん下がっていく。農薬は上がっていく、機械は上がってくる。まして、また、燃料も上がってきたら。こういうところに、百姓は一生懸命頑張りよういうたって、米だけでないんですね、これ。もう作るもんがみんな、これ、この頃もうほんまにどっから虫が寄って来るんや、知らんけど、作ったって、みな虫が来るんですよ。ほれにまた、サルが来る、シシが来る、シカが来る。町長がこないだハウスこっさえとうね、あれ、あれやってシカの除けだろと思うんやけど。ほういうことせなんたら、米が、農産物が作れんような状態。

そして、このように、原油が高騰してきとる時に、ね、給料もろて、のほほんはええけど、一生懸命、朝から晩まで作ってきて、農協へ出して、箱代よりか安かったいうんがあるんですよ。はっきり言うて。ほんな時があるんですよ。もう、「わたしは来年やめるんでよ」という農家が出てきております。ほういうことで、この原油高騰、漁師も一緒だらうと思います、ねえ。漁師の方も、朝トントントントン船積んで行って、行たって、魚もいっつも無かって戻って来よる。それも、油、高い油焚いて行とる。けど、漁師の方は何ほか、免税があるんですよ。農家の重油は一銭も免除無いんです。免除が無い。80円、80何ぼしよるんで。37円ぐらいで買えよったんですがね。ほういう状態、こないだも、わたしあのを、まあ、寺下さんも知っとうや知らんけど、木岐行て、話してきました。2時間ぐらい話して来た。ほういう状況の中でね、やっぱり、ほの対策も考えていてあげなんだらいかんのでないかと思ひます。

それと、まああの、これ、まあこれ、答弁いっつももらわんといっきよんやけど、グラウンドのトイレ、あれも、今年の運動会でも、「久保は

ん、ちょっと来いや」言うんですね、高齢者の方から。何ですか言うたら、「この広い、こんだけ来とる町民の中で運動会しよるのに、トイレがなあ」ちゅうんです。「トイレあるだろ」ちゅうたら、「武道館の中、靴脱いで入って行かないかんようなトイレ、がいわるいわ」と言うんですね。「わたしらみたいなこの年寄りがこの靴の紐締めて、また、解いてまた、締めよったいうたら、次の競技済んでしもとるでえ」と。「これはな、久保さん、こんもうてもかんまんけん、ブロックでもかんまんけに、入って行て、靴で入って行て使えるトイレを、どないかしてこっさえてくれへんけ」「ほら、簡単なもんじゃわ」と。「トイレこっさえるんしよいわ」と「なあ、こんなもん、きれいにもせんたってええでないか」というて、言うたんやけんど。まあ、あの、うん、まあ、聞っきよってよ。このトイレも、あの広いグラウンド、今日も昼行とったんですが、無いんですよ。ほいたら、入って行たら、鍵かかっとなね、あれ。あそこの。鍵をかけて、ほら当り前だろ、鍵かけとかなんだら、中へ入って子どもが悪さして困る…。けど、あの広い所だったら、鍵の無いような誰でも入って使えるようなトイレ、こしらえてもええんやと思います。うん。これは、ひとつ、ほない何百万も何千万もかけんでかんまんけに、3人や4人が入って行て、トイレちょっと使えるようなトイレは作るべきだと思います。あの、あそこの終末処理場にまあ、グラウンドだった町民、あれにはトイレがあったんですよ、下に。ほういうこと。これ、わたしが、町民からの要望なんですよ。え、ほうよ、ほんで。ま、ほういうことで、あのう、トイレと。

ほれで、薬王寺の下のトイレもね、これは、もう、あれ、丸龍さんも知っとうように、あの辺りは、香水の匂いだったらええんやけど、トイレの臭いが、あのう、6月の梅雨時期きたら、もう、チッソっちゃ上に上がらんの、下に這う。そしたら臭いんよ。ほしたらもう、「臭いわ、臭いわ」言う人がようけあって、もう、ほれも当初は道の駅はできたら、取り砕く、取り壊すになっておって、はじめの道の駅は、今の薬王寺の駐車場に計画しておったけど、中東副町長も知っておいでるように。あそこへしとって、まあ、近いなあ。ほれだったら、あのトイレを壊しても、ほのトイレ使えるなあと思たんやけど、今、今はちょっとあのう、駅の方へ行ってもて、遠いになったんですが、まあ、近隣住民の人は、「このトイレはなんとかならんのかいなあ」という声が、わたしも聞いております。そういうことで、まあ、あっちからも、こっちからも、あのう、言うて来ておる人おるんですが、「久保、お前、一般質問でトイレ取り上げをするんか」という人もおるんです。ほやけん「一般質問でやりますよ」と言うたんよ。「ま、取ってもええわ」という声もあります。ほうやけんど、あのう、わたしが言いたいのは、はっきり言うて、腹の調子悪い時

は、トイレぐらいありがたいもんは無いんです、はっきり言うて。うん、ほらもう、バスに行きょう人でも、小便がしたいいう時、トイレが無かったら困る。ほうやけんど、ほの、緊急を要する時はポッチャン便所であろうが、ねえ、汚い便所であろうが、間に合うんですよ。ほうやけんど、まあ、そこで、今、薬王寺の入口には薬王寺が公衆便所を作っとるわねえ、あれは、あくまでも、薬王寺のトイレなんです。公衆トイレと書いてあるけんど、薬王寺が作ったトイレなんですよね。これはまあ、「誰が使うてもかんまんわ」言うて、あのう、隠元さんは言よるけんど、ほやけんど、日和佐も、将来ね、あそこにほの下水道が完備してできるんだったら、作るというような予定は無いんですかと聞きたいと思います。

議  
町

長  
町長。

長  
久保議員の、再々問にお答えします。

まず、わたくしからは、原油ですね、油の高騰について、一次産業は困っておると。ほんでもう、演説やめます。具体的にはですね、昭和46年の時にやったことを、ふと思い出します。役場として、今、漁協につきましては、県と今、対応してですね、なんか組織的に、油をまあ、高くなって設備資金とか運転資金は困ったわって。で、銀行から融資を受けた利子について、市町村が、ま、行こかなあと。まあ、ほういう例があるんですけども、過去に。こういう方法があると。で、役場は、ほんじゃあまあ、ただ演説ばかりして、油はそもそも90パーセント依存しておりますいう...、ほれはもう、誰も知っとうことやけん。

で、ふと思えますことは、農協とかですね、ハウス園芸の人達が、こう、共同化、こう、していただきましてね、ほんで、かなりのあのう、ガロン数を使っていると思うんです。で、それをまとめてですね、まあ、そういう重油の高騰分で運転資金で困って、その分を苗代に行こうと思うんか、油に引かれたと、預金の通帳から。で、そういうようなことで困っておるのが現状でございますので、具体的な問題としては、まあ、県の組織とか、国の組織ありますが、町としてできますことはね、これはまた、議会のご審議を賜りますけども、いわゆる重油、原油高騰に伴って、他に設備投資をしようと思ったんが、油代に行っちゃって、困っちゃった、やめたと、こう、ならんように、ある程度束ねて、農協であるとか、生産組合であるとか、まとまっていたいて、なんか金融機関からその分を借りといていただき。その分の利息ぐらいを、つまり、利子補給制度でですね、なんかこれは、ええと、次の当初予算議会までには、まあ、ほんなこと言うたって、どんどん上がるかもしれません。でありますので、下がる見込みはなさそうですので、ぜひこれは、栗林も今日のご答弁に際しましてね、具体をなんかないかなと。しかし、議

会始まって2, 3日では、揉みようがないということで。ただ、そういうことを考えております。

トイレにつきましては、薬王寺の方は触れません。鈴木課長の答弁した通り、取り壊す方針で臨むことと相成っております。

わたし達の公共施設である町民グラウンドの便所であります。教育長は「スリッパで行けるようにする」と言ったんですが、ちょっと、改装します。その予算を教育委員会に付与したいと思っておりますので、ま、教育委員会も厳しい予算の中で、とりあえず、タイルとコンクリートの上…。トイレは、おっしゃる通り、そうしてくれたって、鍵がかかっておいたら間に合いません。で、間に合うように、24時間体制で、可能なようなことを、今、副町長と相談して、これは、まあ、ひとつまあ、県外客が多く訪れる所でもあります。もちろん、重要なグラウンドでもあります。それについては、ちょっと、今の教育長答弁に、ちょっとプラスアルファしてですね、24時間使える状態、改装、そういう視点で、教育委員会に、また、予算から、要望があろうと思いますが、十分して、速やかにやっていきたいと。

ぜひ、逆にお願いしたいんですが。いわゆる油の問題につきましては、ぜひ、組織的に、農業委員会とか、レタス部会とかキュウリ部会があると思うんで、そこで、まとめてね、なんか農協で融資受けとってください。で、その分をどうするという仕組みを今後、考えて…、利子補給をどこらまでいくかと。そういうようなことによって、原油価格を補助金出すわけに行きません。一般の家庭だってたいへんなんで。そういうこともありますが、産業の振興で、たいへん巨大な投資をやってる、その漁業者、ほれから、また、その、農産物についてはね、そういう仕組みを、わたくしの方からお願いを。ぜひひとつ組織化していただいて。それは、人格無うても、結構です。

で、まあ、県の措置もそういうようなことを含めて、模索しよるようですけども、なかなかやっぱり、この当初予算が県がどないなって、予算が詰まって…、なりますが、経済動いております。で、そのことでしたら、まあ、そんなに大きくないから、金融機関にわたしの方が、利子補給するっていうことを発表すれば、金融機関はそういうつもりですね、していくと。そういうことで、設備投資とか、種代とか、苗代に充てようやつが、燃費で引かれて、やーめたと。こういうのが、わたしもつぶさに聞いております。どうぞ、組織化してですね、そういう利子補給制度を、生んで、何十年か前のオイルショックの時に、耐えしのいのように、やっていきたいと思っております。

議長 久保議員、答弁もれはありませんか。

5 番 議員 貴重なご答弁ありがとうございました。あのう、まあ、あのう、トイレ

から始まって、まあ、学校の統合問題、これからも、あのう、一生懸命取り組んでいただいて、統合も早い時期にやっていただけたらなあと、ぼくの意見です。いや、これ、町民からの要望ですけれど、「早うしてくれよ」という要望なんで、わたしから、付け加えて言わしていただきます。ありがとうございます。終わります。

議

長 以上で、久保議員の一般質問は終了いたしました。以上で、通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(時に 15時46分)

12月21日(金)

(時に09時00分)

- 議長 おはようございます。  
ただ今の出席議員は全員です。  
定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただ今から、議案審議を行います。  
日程第1 議案第59号「美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議題といたします。  
当局の説明を求めます。総務課長。
- 総務企画課長 (議案第59号の提案理由の説明をする。)  
議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑のある人は挙手してお願いいたします。川尻議員。
- 17番議員 先ほどの給料の件についてであります。若年層に限ってという、まあ、ご説明でございます、月...でまあ、何人ぐらい対象者は、おいでるんですか。  
それと、あのう、給与引き上げに関する人勧のことだと思っておりますけれども、まあ、民間のレベルに合わすというような、ご説明も議運の時にあったんですけれども、まあ、その基準がね、まあ、大企業の民間に合わすのか、まあ、地方の場合と、いろいろありますわね。そこらへんを、やっぱり、あのう、県においても職員が、まあ、給与カットでですね、...という例もまあ、新聞紙上に載っております。そんな中で、地方の、まあ、われわれ町村の職員の給与を、そういうように上げるということに対する、まあ、人勧の...勧告があったから、まあ、上げないけないということなのか、そこをちょっとね、やっぱり、町民にも対する、みなさんに対する、また、いろいろな感覚からあるので、そこをちょっと説明していただきたいと思っております。
- 議長 総務企画課長。  
総務企画課長 まず、あのう、対象者でございますが、全部で31名になっております。職員194名、今、在職しておりますが、そのうちの31名が、今回の給与表の、あのう、改正の対象、いわゆる若年層ということになっております。  
それから、まあ、おっしゃられた人勧云々のことですが、あのう、はい、その最初提案理由の説明でありますとか、まあ、議運の時も、町長の方から、説明した通りでありますけれども、あのう、今回のまあ、人事院勧告っていうのは、6年振りのまあプラス勧告になったわけなん

ですけれども、あのう、民間の給与と、それと公務員の給与を比較した場合に、これだけのまあ、いわゆる民間が高かったと。まあ、平たく言えば、だったんですけれども、今、川尻議員がおっしゃったように、まあ、どれぐらいの企業を対象にというようなことがございますが、あのう、徳島県の人事委員会、それから、まあ、上はまあ、国の人事院勧告がでございます。そのあたりを、あのう、考慮いたしまして、まあ、今回このようにまあ、提案させていただいてうわけなんですけれども、美波町につきましては、まあ、町でありますので、個々に人事委員会、あるいは、公平委員会を置いておらずに、県の人事委員会にその事務を、まあ、委託しているというような状況でございます。ですから、あのう、国の人事院勧告はもちろんなんですけれども、県の人事院、失礼しました、人事委員会の、まあ、勧告等も、勘案しまして、そして、まあ、近隣の町の実施状況等も、まあ、調べましたところ、県につきましても、考え方といたしましては、県財政が厳しいというようなところで、職員の給与に踏み切ったということは聞いておりますが、人事院勧告につきましては、県の人事委員会の勧告に基づいて、完全実施いたしております。県下24市町村につきましても、今回、まあ、完全実施するというようなことではございましたので、あのう、本町につきましても、この提案をさせていただいて、そして、まあ、あのう、労働権制約っていうようなところでの、人事院勧告が、なされておるわけなんですけれども、その中でまあ、やらしていただきたいというふうに、まあ、思っておりますので、まあ、ご理解いただけたらというふうに思います。

議 長  
3 番 議 員

寺下議員。

今回、あのう、人事院勧告による給与の引き下げということで、今、ああ、引き上げということで、説明もあったんですけれども、若年層対象にしているということで、今の町財政も考慮された内容だと考えていますが、その前に、合併して1年半を超え、同じ町の職員にもかかわらず、いまだにまだ、旧由岐町の職員の給与と旧日和佐町の職員の給与が調整されていないということを聞いています。で、公務員は職務上、きちんとした待遇を保持されるべきだと思っておりますし、仕事をする上では、給与は一番の基本となるものだと思います。同じ町の職員であるのに、給与に差が有るのは、やはり、おかしいと思うのですけれども、今後、その調整とかは、どうされるのか、お願いします。

議 長  
町 長

町長。

自席から失礼します。

弱小町村同士が合併する場合、あるいはまた、都市と、都市に吸収されて町村が合併する。で、給与の調整は、給与は、もう、寺下議員言うとおりであります。その職務の複雑度と責任の度合いによって、給料確定

するということでありまして、で、現実の問題として、同じ公務員と言ってもですね、その雇われておる、つまり、自分の任命権者である、住民がどんだけおるかという、なんとか村とか、大都市とか、いろいろあります。権能差っていうんですけども。で、その権能差は、やっぱり、財政執行権、住民のその負担とサービスの関係によって決まる。そういうようなことで、ま、交付税上、理屈はそれぐらいにしまして、普通交付税上、種地区分ちゅうんがありまして、人口の規模と産業構造の実態ちゅうんことで、交付税上は、例えば町村でもそう、同じ町言うてもですね、3 - 1、3 - 2とかいって、権能差があるわけです。旧由岐町と、旧日和佐町においては権能差がありました。で、その人口規模、財政力において、低い由岐町。それは、それなりの給与決定をなされております。日和佐町は旧日和佐町は、旧日和佐町なりに決定されて。お隣りでいうたら、阿南市は阿南市として決定されて、那賀川町は那賀川町で決定...。だけど、公務員はみな一緒にないかという論理は、それはそうではない、ということで、これはご承知のとおりであります。

で、さて、合併にあたって1つの町になって、1つの行政サービス、すなわち職務の内容、あるいは、責任の度合いというのと。は、ほとんど変わらないと。同一ワーク、同一ペイ。おんなし業務に従事した人間については、おんなし給料が払われるべきで、...。で、そのことを、そういう状況の中でいよいよ合併であります。で、本来、今回の平成の合併において、一番大きい問題は、町がやっていけないということから始まって合併したわけです、ね。住民のご負担ではやっていけないと。将来の高齢化に備えてやっていけないから、集合してメリットを出そうということ、ひとつだと。で、それは、実は、えー、その合併前にですね、十分そこら合併協議という、今日言うて明日合併したわけではない。当然において、合併時点、合併するまでの1年半、2年間にそういう事務についても、おそらく、法律に基づく合併協議会ちゅうんがあったはずです...。そこで、調整がされた...わが町2つの現実であります。しかし、旧由岐町は、あるいは旧日和佐町は廃止し、そして、それぞれのその権能っていうのは、行政の同一性から美波町となってひきつけております。わたくしは、今、その格差を、どう、お尋ねのように調整するか。高い方に上げるか、住民が納得していただけるかと。高い方を下げるかと、住民が納得していただけるか。働く公務員は、一生懸命、全体の奉仕者としてやってると。で、そういう二律背反の中で、実は、まあ、これが一番大事なポイントだと思っております。

で、非常に人口減少することによりまして、いわゆる、その時、その時点では、人口あたり公務員数は適正であっても、住民が減っていきよると。そうすると、早い話が、8,600人に、実は200人弱。公務



員1人が40人、世帯数で言うたら20軒に1人の公務員がおります。そういう中で、同一ワークをやっている。

そこで、どうするかですが、はっきり言いまして、わたくしも承知しております。で、それは、合併前に調整すべきであったねと。思ってもです、それは「覆水盆に返らず」であります。今、わたくしは、その責任に立たされております。そこで、高い方を下げるのか、低い方を上げるのか。合併によって、公務員の給与が上がるのかという、町民も思うでしょう。しかし、そのう、わたくしは、やっぱり、その公務員を切ればいい、あるいは、数を減せばいいっていうのではない。これから、やはり、ますます、行政…。ま、そういう視点の中に入って、今、考えておりますことは、現実の問題として、あえて、わたし総務課長に立たさなかったのは、わたしはこれは、責任を感じております。

で、さて、どうするかと。ほれで、海部郡内でも、下灘があります。ここは、やっておりません。それから、近隣の都市に町村が組み込まれたところは、5年ぐらいかけてやっております。5年。で、具体的には、今、合併した時点で、おんなし経歴で、学歴で、勤務年数比較して、大体、数号、5号ないし6号、1年に1号上がるという意味で…。それくらいの差があることを認識しております。さて、そこで、勤労意欲、1つの町になりまして、1年半になりました。まだ、調整しておりません。で、そこで、それが大きい課題で、実は、まあ、初年度ぐらいに、まあ、近隣の都市も、承知しておりますが、6号も差がありますと、一発にやりますと、相当の差になります。で、それは、そういうことは、今、急に起こったわけでないんです。合併する前に、合併だねっていう議論があったんです。その時には、その議論あんまりしとらんのですね。とにかく、合併したらですね、合併したら補助金、…して交付税が減らんのじゃ、合併しようしようと。病院問題然り、公務員問題然りであります。で、行政サービスのポイントは公務員です。やっぱり、公務員を大事に、大事にするっちゅう言葉、わたしから言うべきでないんですが。そこで、ほの6号の、大体、山は、最高、美波町と、旧、いや旧の両町の、格差はそれぐらい。それをどうするかと。で、できたら、一発にはいかない。何年かをかけなきゃならないと。で、お隣の例を言いかけてったんですが、お隣の例は、大きい市っていうんと、人口1万ぐらいの町、非常に差があります。それで相当な差があるのだけでも、初年度で、せいぜい2号ぐらいの調整を。あの合併してすぐですね、まあ、わたし達の町で言うたら、今年か、来年。で、あと、格差の大きいものについては、1年に…6か月単位です、1年に1ペンしか昇給しないことになっとなんですが、1年に6か月という短縮措置を講じて、暫時やっていくと。それを5年かけると。初年度で2号やっというて、そういう方法も、1つ

の参考かなと。それは極端の例であります。類似の町同士でなくて。市と...で大きい格差。それまでに定年がきてしまうと。わたしは今、57だと。60までに5年もかかったら、間に合わん。ほれはもうしょうがない。打ち切り。そういうことになっております。全国、3,000ぐらいあった2,800あった町村の中で、それが、起こっております。ですから、西の方の合併町村でも、町村同士が、主になってですね、ただ、町民がどう考えるかです。小さい町に...上げるんかと。ほれは、不公平だったら、他方を下げるんかと。これは、町民の考えることです。給料の問題っちゃ言いにくいことです。言いにくいことだけど、これを避けて通って来たんです。けども、今、わたしは、しなきゃならない。すみません、2,3年ください。そういうことは、公務員の勤労意欲とですね、能力、ほれから働く意欲、もう、ほういうことで、今度の公務員もですね、1年経ったら1号上がるっていう、もう時代は過去のもんです。勤務の実証において、もくもくと住民のためにやる人を、そういう勤務の実証を評価すると、いうことも考えつつ、そういう中で、おそらく、194名の職員の中には、いやいやしよう人はいないと思いますんで、そういう勤務実績とか、今言った調整方法でですね、少なくとも、6号はちょっと2年や3年で直りにくい。ただ、お気の毒なのが、幹部で、それまでに定年に到達して、後進に道を譲るといふ職員については、たいへん涙禁じえないもんがあるんですが、それは制度として、やむを得ない。働いてる、そして、納税しておる住民の立場に立って、お許しをしていただきたい。

そういうことで、若年層を中心としてやっていきたい。若年層はそんだけ差ありません。旧由岐町も、旧日和佐町も。問題は、こうで...。真ん中ぐらいですね。中堅で、例えば、課長とか室長とか、一生懸命やりよんじゃけど、おんなし業務です、これ。ね。ところが、差があると。6号。で、もう、給料表見ていただいたら、1号の差は、何千円か、何万かはお察しのとおりであります。で、そこで、住民にもご理解をいただける、そして、勤労意欲を阻害しない。そういう接点で、今のところ、まあ、幹部でですね、類似都市、類似町村とも比較してですね、すでに合併前に、調整ができておるとも、は良かったんですけども。

もう1つは、何よりも、働いておる職員については、ストライキ権がありませんから、国でも議論してることは、議員各位におかれても承知だと...。まず、公務員の責任の度合いと。従事してる職務の判断、日常、個人個人の勤務態度。そういうこともすることによって、特別昇給っていうこともできますし。そういうようなことをして、いろんな、総合的に、194名すべての職員について、目を届かしてですね、制度的には、今、言ったようなことで、段階的に調整をしていくということでありま

す。

具体は、総務課長からお答えさせていただきますが、わたしも、その、前の議会でもそういうご質問がありましたんで、今のところ、考えておりません、…。ただ、こういうことを、1人ひとり住民にアンケートをとってですね、合併した町村を高い方にしたらいいでしょうか、下げた方がいいでしょうかと。こういう議論ももちろん必要かもしれませんが、それは、やっぱり責任者として、ある程度の理解を、こうやって表明することが、町民にわかっていただける手段かと思ひまして、なかなか言いにくいことですが、今日、マスコミもいらっしゃいますけども。給与については、ただ、こういう改革ですけれども、やっぱり公務員サービスは、質のいい業務をしなければいかん、勉強もしなければいかん。危機管理の時は、みんながみなを逃げさしても、自分は火の中へ、水の中へ飛び込まなければならぬ責任感もあると。そういう全体の奉仕者の日常の勤務は、十分、任命するわたしとしても、やっぱり、給料下げて働けというよりは、…。

それから、先ほど川尻議員の質問に、1つ言いますと、民間比較の民間は、今までは、100人以上と。従業員が100人以上の企業を、との給与…だったんですが、大手企業と比較しますと、景気回復の今日、やはり、その大きくなることは…。今回の人事院勧告の礎となった積算の根拠は、いわゆる中小企業、わたし達の町村と、おんなじようなレベル、従業員が50人と。そういう中で給与比較した結果、月例給において、配偶者手当について、扶養手当について、格差があったということですので、合わせてお答えさせて。

どうぞ、この点については、真摯に受け止めてですね、職員は今のところそういう文句も言わずにね、いっておりますけども、その実態は、旧由岐町の幹部も、非常に神経を尖らせてるし、旧日和佐町においても、なんとか一体化して、もう、1年半が来ようから、早くやるべきだと。早急に解決して。ただ、よその例を申し上げましたけど、よそはよそであります。どうぞ、議員各位におかれましては、その辺のご理解を賜って、任命権者に、ご判断を任していただくなれば、善処してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

議 長 寺下議員、ほんで、よろしいでしょうか。

他に質疑ございませんか。北山議員。

16番議員 今のあの、町長の、寺下議員に対しての答弁で、ちょっと、あの、気にかかるんですけど、その、合併するまでに、格差を解消してなかったというようなお話があったんですけど、この議会内にも、その当時の法定協議会の委員の方もおいでになると思うんですけど、あの当時、わたしが聞いておるのは、日和佐の職員の方と由岐の職員の方の格差があるか

ら、それについては、年齢に応じて、日和佐の職員の方を据え置いて、由岐の職員の方が上がってきて、おなじじになった時点で、上がっていくんだと。そういうことにするんだというような説明を受けて、わたしも、ずっと、そうなるんだなというような話を聞いておりました。いつぞかの議会でも、そういう話が問題になって、結局、できてなかったというような、そう、もう形としては決まっているんでないのかなと、わたしは思うんですけど。それをまあ、町長は3年くださいとかいうような今、答弁もありましたが、まあ、町長の任期はあと2年なんで、その任期後のことまで言うんは、ちょっとおかしいなと思いますけど。そこらのところはどんなんですか。それは、もう、決まっとうと、わたしは思うんですけど。その点についてお答え願えますか。

議 副 町 長

副町長。

そもそも、職員の給与格差についてはですね、平成3年度の、まあいうたら、人事院勧告で、昇格制度の改善というんが出されたんですけども、これは、まあ、4級以上の級へ、まあ、昇格する場合には、昇格後の昇給を1号上げるといふ、まあ、人事院勧告だったんですけども、これが、まあ、由岐町の場合は、それをですね、まあ、して...、しなかった。日和佐町の場合は、それをした。で、ま、それから15年経過してですね、まあ、合併という話になって。で、その分がですね、要するに、給料の格差として出てきたわけですね。これについてはですね、まあ、給料調整の考え方としては、一応、この、給与制度、導入、要するに、ほの平成3年度の人事院勧告の昇格制度の改善という給料制度の有無による差については、まあ、調整をするということが、まあ、決まっておりましたので、で、それをまあ、まあ、していくということで、まあいうたら、合併調整特別交付金の交付期間が終了するまでに、これはまあ、大体、3年ぐらいの期間なんですけども。それか、激変緩和の期間というんが5年ありますので、まあいうたら、まあ、3年か5年。ほのへんがちょっとまあ、漠然とまだ、まあ決まっていなかったという経緯がありましたので、今、町長が言いましたように、まあ、5年程度かなあというような答弁になったわけでございます。

基本的には、旧由岐町の、じゃあ職員がどれだけ該当するのかということになりますと、まあ、大体まあ、30名ぐらいの職員の方が、この、要するに格差の差の中、要するに該当する職員。まあ、町長が言いましたように、ほの、...まあ期間についてはですね、給料制度の導入の有無による差については調整するという事は、決まっておりました。期間についても、大体まあ、3年か、まあいうたら、3年ぐらいにできたらいいなあという、わたしも、当時のまあ、事務方の中心におりましたので、そのぐらいに考えておったわけでございますが、現時点では、まあ、

近隣の町村の状況等も考慮しながらですね、まあいうたら、先ほど町長が言いましたように、まあ、2年が経過しつつありますので、まあ、本年度から、まあ、あと要するに合併後5年ぐらまでの間に調整ができればいいなあというようにまあ、考えております。以上です。

議 長  
16番議員

北山議員。

その、あのう格差の是正をする期間がまあ、3年。で、3年でこう、やられていきょうということなんですか。今の答弁で、ちょっとほこらが、わかりにくいんですけど、5年経って、ほの格差をぱっと修正するんか、3年で段階的に修正していくのか。そこらのところが、もう少し、こうちょっとわかりにくいんですけど。ほの、あのう、やり方としては、もう、決まっていると。そうわたしは認識をずっとしてきたんですけど、それはもう、決まっとなでしょ。っていうところのも、再度、答弁をしていただきたいんと。

先日、わたくし、あのう、町民の方から、あのう、これは、あのう、徳島新聞ですかね、18年度の徳島新聞に、給料、徳島県下で、各自治体で、下がったとこ、下がってないところっていうんが、なんか掲載されたみたいなんですよ。その中で、2市町村の中の町村で、美波町が、入ると。そういうことを、ちょっと聞かれて、わたしは、ほの新聞記事を見てなかったんで、何とも内容についてはわからないんですけど。まあ、今、副町長は、近隣、近隣とか県下とかいうような話をこう、されよんですけど、あの合併当時、やはり、あの、給料についても、身の丈に応じた、その、あのう、行政の、行政財政に応じた給料だというのが、これはもう、あのう、一般的な合併の、あのう、ねえ、基本になると思うんですけど。そこらのところ、含めて、もう一度、答弁をお願いします。

議 長  
副 町 長

副町長。

まず、あのう、旧由岐町時代にはですね、職員の給料についてはですね、低く抑えてきたという経緯がありますね。で、まず、ポイントとしてはそれが1点。で、給料調整とは、引き上げるのか、要するに高い方に引き上げるのか、それとも高い方を引き下げるのかっていうですね、この調整はですね、合併当時は、基本的にはどっちにするっていうのは、決まってませんでした。われわれの感覚としては、当然、引き上げるべきだろうなあというように感じておりましたので、まあ、引き上げるというまあ、考え方で来たわけですけども。ただ、要するにその、引き上げる期間についてはですね、あのう、要するに、引き上げるのか、引き下げるのかっていうのが、まあ、あのう、まあ、はっきり、まあ、決まってない段階で、当然、まあいうたら、あのう、要するに、住民に問いかけて、引き下げるのか、引き上げるのかというのをですね、もう一度、

まあ、あのう、まあ、町長が言いましたように、問うべきだという...、まあ、いう考え方もあるんですけども。で、われわれは、引き上げるべきだという、まあ、考え方で、おったわけですけど。ほの調整が、まあ、今後、ほれができて無いんで、まあ、やるということでありませう。

議 長  
1 6 番 議 員

北山議員。

もう一度、まあ、ほれは、また、旧町時代の町の幹部に、また、個人的に確認をしたいと思うんですけど、あの当時、わたくしは議員として、あの、その場におったんですですけど、その時の説明では、あのう、日和佐の方の職員、まあ、同年齢レベルの職員を据え置いて、由岐の職員が上がってくるまで待つんだと。上げるんか下げるんかっていう話でなしに、片一方を、高いところを据え置いて、おんなじレベルまで、上がってくるのを待つんだと。そういうふうに決まっているんだと、わたくしは説明を受けて、もう、その方式についてはもう、決まっていることだと、というような認識を持っておったんですけれど。まあ、今の答弁では、まあ、片一方は上げるんか、片一方を下げるんか、で、ほんなんは決まっていんじゃないというような答弁なんですけど、まあ、これはもうどこまでいっても、ねえ、交わるには無いと思うんですけど、まあ、個人的に、また、あのう、旧の町の幹部の方にも、また、聞いてみたいと思うんですけど。

どんなんですか。あのう、平成...、住民に聞かれたあの徳島新聞の18年度の上がってない町村の2市町村の中に美波町が入った、ほこの記憶はございませんか。もしほれがあって、ほれがこうだというんだったら、ほういうことを答弁していただいたら、ありがたいなあと思うんですけど、まあ、ほの新聞わたくし見てないんで、ほんとわからないんですけどね。

議 長  
町

町長。

自席からお許してください。重ねて答弁し...。副町長も経過を申し上げました。調整っていうことは必要です。で、その調整の中身がね、先ほど副町長が言ったように、上げ調整というようなことで、やっぱり、合併して大きくなるわけだから。合併して小さく...。で、実は、過去はもういいです。で、旧、旧、旧町、で、それですね、旧町同士での議論は。ただ、合併協議の中では調整を要するという事になっておる。さて、もう、いよいよ合併して1年7か月が過ぎました。これは調整をします。上げ調整。で、そういうことで、方法としては、寺下議員にお答えしたことで、住民にご理解をいただけるという接点を模索しながら、いわゆる旧日和佐の方に続くような、美波町としてのもう、体制ですから。その中で町民の理解の得られると、いう方向の中で。ただ、6号の最大格差がございますから、それを一気にするのではなくて、19年度

で2号やっという、あと4号を、まあ、3年ぐらいかけて段階的にと。こういうような方法ですね、具体的にいうと。まあ、そういうようなことを視点に入れてですね、19年度、今年から。

ご存知のとおり、もう、実は、昇給月ちゅうのは今まで、地公法上、地方公務員法上、1月、4月、7月、10月とあったんですが、年1回という制度になったんですが、それを年、半月でですね、昇給するという特例を利用することなどにより、調整をしていきたいと。そして、早く一体的な同一ワーク、については同一賃金。こういう原則で、公務員の勤労意欲を減退しないで、住民にも「ああそういうことか」と、「その程度の上昇か」と「それはそれは上げるんはええけど、サービスをこういうところを濃厚にしろ」と。そういう接点を模索してですね、まあ、あの改善、上げ調整で、19年度20年度21年、それまでに定年になってしまう方については、大変申し訳ないんですけども、ひとつこれは、どこの町村もそれについてはですね、定年の人は一発にもうやってまえと、定年までにと。いうんになりますと、かえって、また、混乱起こりますし、何のための、そのう、合併であり、何のための給与調整であるかと。あくまでも、公務員の職務の複雑性、責任の度合い、住民のサービスと公務員の負担とか。そういうようなことで、ひとつ、善処して計画的にまいるという方針でございますので、なにとぞご理解を賜りたいと存じます。19年度を初年度として、初年度において、ある程度、3割程度を解消しといて、あとの7割を何年かかけて段階的にやっていきたいと。こういうようなことでございますので、ご了承賜りたい。で、そういう意味において、過去のご議論をもう問わないでくださいという、否定するんでないけど、それも踏んまえて。ただ、その時点では、調整。その調整の中身が、北山議員のおっしゃるように、じいっと留まっとって、おっ付けてくるのを待つ調整と、いや、高い方に...と段階的に上げる調整2つあったことは、過去のことですが、ま、そのようにワーキング、あるいは、合併協議会のワーキングなんかでも、ご議論した経過残っております。しかし、それは、解決になりませんので、どうぞ、わたくしが今答弁しました方向で、ひとつ、住民各位、議会各位にご理解賜ってですね、ひとつ、同一ワークについては、同一賃金。経験に応じてですね、ほれを一発にいきません。もういっぺん言います。19年度を初年度として、格差の3分の1で...を、初年度において、実施し、そして、20、21、22とこういうふうに残余の格差の7割5分も段階的に調整することによって、であります。

それから、先生、お言葉で、「お前の任期2年や」言うけどね、制度を作る場合は、起債もほうです。今、わたくしがやったやつを、お前任期中に戻せん起債をどうしてと。そういう議論はすべきでないと言論させ

ていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

- 議 長 北山議員。
- 1 6 番 議員 理解が悪くて、申し訳ないんですけど、もう一度だけ、確認をさせていただきます。先ほど、言うた、あの、副町長が言われた、日和佐町の職員と由岐町、旧由岐町、日和佐町の職員の、格差のある方30名。この30名の方について、まあ、19年度を初年度として、計画的に旧、格差のある人らを、もう上げて合わせていくと。そう、そう理解していいんですね。はい、わかりました。
- 議 長 副町長。
- 副 町 長 ええと、ちょっと今、総務課長確認したら、31人おりますので、はい。
- 町 長 ただし、例外がありますよ。あのう、ほれまでに定年になる方は、全部救うんではではありません。経過措置の中で定年になる方ね、それは、ひとつ31名全部じゃない、31名の中にひょっとして…。ええ、そのまま、こう上がりつつのところで定年に…。
- 議 長 小休いたします。

(時に9時44分)

(時に9時46分)

- 議 長 再開いたします。山本議員。
- 1 0 番 議員 質疑停止の動議を提出いたします。まあ、議論はまあ、ほら必要と思いますが、まあ、はたで聞つきよったら、まあ、ほんまにまったく聞きにくい、財政、まあ、住民のことであればよいが、まあ、旧由岐町の職員もまあ、仕事に真摯に取り組んでおる中でやな、この不景気の中で、全く住民無視の話し合いやないかということをおたくし考えております。こんなこと、給料のことは職員自身がいろいろ議論し、協議して、もう、1つの町になっとんですけんね、ほこでしていたら、まあ、議員がほら、まあ、話せないかんところもあると思いますが、まあ、ほういうことです。
- 議 長 戎野議員。
- 7 番 議員 あのう、質疑はわたしは十分やるべきだと思います。まず、あのう、先ほどからの議論もあるんですけど、わたしはあの、人事院勧告が本来尊重すべきであって、スト権のない職員に対して、片一方では、そしたら人事院勧告もやらないっていうんは、ほれはあのう、おかしいとわたしは思っておりますので。本来それを尊重して、実施すべきという立場で、ちょっとあのう、質問もしていくんですけど。まあ、今回、あのう若年層を底上げして、底上げというか、改定して、そして、準じて、まあ、ス



ライドしていく中で、中高年のベースも上がっていきだろろうという考えだろろうと思うんですが、この中でですね、扶養手当の、500円アップ等が、出てるわけでございますが、本来扶養するものに対する手当でありますので、まあ、扶養してない者も500円アップということになっておりますが、やはり、これ扶養する者に対する手当を、今度もっと考慮すべきではないかという点が1つであります。

それから、勤務手当の対象100分の5ですか、アップになるんですが、これは、全職員なのか、勤務手当が特別勤務による、いわゆる職種別的な手当になるのか、それが時代にあっているのかどうかを、まあ、お聞きしてですね、本来、あのう、働いている者にとって、これは非常に重要なことでもありますので、やはり、よその民間が下がってるから、下げるといふ、というよりも、本来、公務員がその町の大きな基幹産業として、上げることによって、民間にも公務員並に変えていけよとそういうモデルになるように、わたしはやっていくべきだと考えておりますので、その点ちょっと質問したいと思います。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長。

今の、あのう、戎野議員の質問でちょっと1点めが、ちょっとまあ、理解できにくいところがあったんですが、扶養をしていない者も、500円上げるっておっしゃったですかね。ほれは、扶養している者に対して、上げるというふうになってます。ですから、あのまあ、扶養していない者については、扶養手当は、あのう、出しておりません。はい、はい。それと、あと勤勉手当について、職種別に出ているのかというような、まあ、ご質問だろろうと思うんですが、国の方ではまあ、大きな組織でありますので、いわゆる指定職あたりのトップクラスについては、それはまあ、対象としないっていうようなんになっておりますけれども、あのう、本町のようなまあ、小さい所では、全職員が、対象になっております。ですから、まあ、職種別にあのう、対応しているというのでは、ございませんで、網掛けとしてまあ、全職員に網が掛かっているというようなことになっております。

議 長  
7 番 議 員

戎野議員。

あのう、おそらく、そしたら、退職金や、これはボーナスの手当の対象になるかとか、いろいろ関係してくるんだと思いますが、やはり、全職員であれば、本来、本給に入れるべき、ほの、なぜ手当として、していくのかっていう、そこらの住民の理解が得られるようなことが必要でないかと思うんですが、いかがですか。

議 長  
総務企画課長

総務課長。

まず、あのう、まあ、そもそも論みたいになってしまいますけれども、あのう、いわゆる賞与、特別給につきましては、期末手当と、まあ、勤

勉手当という2種類で、まあ、運用いたしております。で、今までのまあ、今のと言いますか、状況を申し上げますと、期末手当が、年3か月、で、勤勉手当が、年1.4か月、4.5か月です。で、トータルで、4.4.5月分というふうになっておりまして、今回のまあ、改正によりまして、平成20年度以降につきましては、期末手当は変わらず、3.0月。で、勤勉手当については、1.5月になります。それ、まあ、年間なんです。で、6月と12月の2回に分けて、まあ、支給されておりますが、個別にいきますと、6月期は、期末手当で、1.4、勤勉手当が0.75。12月期につきましては、期末手当が、1.6、勤勉手当は同じく0.75というふうになります。ですから、ほのう、今議員おっしゃられた勤勉手当については、いわゆる給料表に加味すべきでないかというふうな、まあ、ご提案と申しますか、議論でありますけれども、あのう、人事院勧告、国の給与制度に基づいて、まあ、われわれ町村の給与も、まあ、なっておるわけなんですけれども、国の考え方自体が、そのように、月例給は、月例給で、民間給与と比較してやっておりますし、特別給につきましても、特別給で比較と、いうようになっておりまして、今回のまあ、それぞれの人事院が実施した、民間と、ほれとまあ、公務員の給与の格差につきましては、特別給の方も、差があったということで、まあ、0.05月のアップということになったわけですし、ほの給料とまあ、特別給については、まあ、分けて考えているという考え方がございます。で、まあ、それに準じてやっておりますので、そのあたりは、あのう、国に準じてしているということで、制度的なことはちょっと、まあ、説明ができませんけれども、まあ、そのようになっているということで、ま、ご理解をいただけたらと思います。

議 長 それでは、質疑を打ち切ります。関連質問もございましたが、またの機会に議論することにして、本来の、議案第59号「美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」採決いたします。はい、小休します。

(時に9時55分)

(時に9時56分)

議 長 再開いたします。議案第59号に対して、反対者の意見を求めます。ああ、動議に対して、山本議員の動議に対して、…。小休いたします。

(時に9時56分)

(時に10時00分)

議長 再開します。小休して、別室で少し議論したいと思います。

(時に10時00分)

(時に10時01分)

議長 長 それでは、議案第59号「美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 「異議なし」と認めます。  
議案第59号は原案どおり可決されました。  
日程第2 議案第60号「美波町特定農山村地域活性化基金条例を廃止する条例について」議題といたします。  
当局の説明を求めます。産業振興課長。  
産業振興課長 (議案第60号の提案理由の説明をする。)  
議長 説明が終わりました。質疑を行います。北山議員。  
16番議員 今、課長より、この基金条例については、5年間で計画して、それがもう、する必要がなくなったんで廃止するというような説明がありました。えーそういうことで、5年間で、やってきた事業は、もう、今後もう、完了できたと。もうやらなくてもいいんだというような、そういう認識でいいわけですかね。お答え願います。

議長 長 産業振興課長。  
産業振興課長 あのう、これは、この事業に特定する条例でございますんで、まあ、この事業に係る分についてはですね、もう、今後、やらないということでございます。

議長 長 北山議員。  
16番議員 はい。今後やらないということで、あのう、やらなくてもいいんだと。この5年間で、計画されたまあ、どういうことを計画されたんか、わたしちょっと、わからないんですけど、それが、もう、やらなくてもいいんだと、完了できたんだと。美波町になって、もうそれ、その計画で支援する計画を、もう、しなくていいんだと。そう認識していいわけですかね。

- 議 長 産業振興課長。  
産業振興課長 あのう、あくまでも先ほど申し上げました、これ、国の事業で、この事業に限りということ、ご理解をいただきたいと思います。
- 議 長 北山議員。  
1 6 番 議員 まあ、この予算がなくなるという意味ですか。あのう、そうでなくて、この5年間で、この特定農山村で、やらなければならないということ、計画されたわけでしょう、5年間で。で、その中で、あの、5年終わって、まあ、このあのう、予算もなくなったけれども、これでもう、ほの計画にはめとったやつは、ほの5年間で完了ができたのかどうか。それをわたしちょっと聞っきょんですけど。もし、あのう、どんなんですか。もう、完了できたと。そういう認識でいいんですかね。
- 議 長 産業振興課長。  
産業振興課長 あのう、必ずしもですね、まあ、あのう、最近の状況を考えてみますと、農山村の地域がですね、この事業によって、5年間で、すべて完了したんだというような、必ずしも、認識は持ってございませんが、ただ、これからのそういったことで、続けていかなきゃいけないんですけれども、この、先ほどから申し上げておりますとおり、この5年間の事業費を全部、まあ、消化したと、ということで、まあ、この事業自身は、まあ、完了というような説明をしたわけでございますが、引き続いて、あのう、この事業以外にですね、やっぱり、これからも、山間地域あるいは農山村地域ですね、いわゆる活性化には取り組んでいかなきゃいけないというふうに感じております。以上でございます。
- 議 長 北山議員。  
1 6 番 議員 じゃあ、5年間で終わった現時点で、当然5年間でやってきたことの検証はされたと思いますけれども、今後、また、やっていかなければならないこともあるんだというような答弁だったんですけども、じゃあ、その、あのう、5年間でやってきた中で、できてなかったことは、どれとどれとどれなのか、今後のために答弁願えますか。
- 議 長 産業振興課長。  
産業振興課長 まずですね、あのう、いわゆる事業を実施してきて、課題と申しますか、今後もまあ、引き続いてやらないかんということにつきましてはですね、昨日の一般質問等でもございましたけれども、いわゆる担い手の育成でございますとか、山間地域の付加価値の高い農産物の生産の振興であるというふうにまあ、要点を制約...、まとめますと、まあ、あそういうようなことが課題として残っております。以上でございます。
- 議 長 他に質疑ございませんか。ちょっと、あのう、他の人の意見もちょっと聞きたいと思いますので、他の人。  
1 6 番 議員 他の人は、終わってから、またやったらええやないですか。

議 長 ほな、北山議員、要領良く、聞きたいことを十分言ってください。  
16番議員 ほれは、理事者にも言うてください。要領良うに答えてくれたら、理解できるんで。

今の、課長の答弁なんですけど、あのう、今議長が言われるように要領良うに答えていただけなかったんで、ちょっと、理解がしにくいんですけど、あのう、成果として、こういうことを5年間でやって、こういうことが、課題として残ったんだと。こういう事業で、目的で、こういうことを5年間やってきたと。ほの代わり、こういう結果だったんで、今後、もっとこういうことはしたいんだというようなことを言っていたら、あの、今後のことについてよくわかるんですけど。なんかこう、漠然としたようなことの答弁では、ちょっとわからないんで、再度ほの答弁願えますか。

議 長 町長。

町長 ま、これは、もう先生ご存知のとおり、いわゆる疲弊化する農山村に、その、「農林業の活性化のための基盤整備に関する法律」っていうのが、平成5年にできたんですね、そして、それはどういうことかっていいますと、その各地域地域でその、新規作物の導入試験とか、あるいは消費者への産地直販体制をつくって見たらどうか。あるいは、もっと実践的なことで市場開拓。そういうことを、疲弊化する農山村活性化のために国は法律をつくって、やると。それで、旧由岐町において、そしてまた、及び旧日和佐町において、担当から説明がありましたように、平成14年度に、それぞれが、1,500万円ずつ包んで、その基金を一般会計に繰り入れて、基金を造成して、そして、そのというような目的に資するために基金を置いて、で、そこから一般会計に繰り出して、一般会計として、組んで、事業展開している。で、お尋ねのこの基金の条例を廃止するが、条例、この条例は基金をつくるという条例。で、その基金は何のために積立しますよという条例であると。

で、お尋ねは、その条例廃止はわかるが、その目的は、5年間、何が達成されて、何が残ったぜと。こういうお尋ねでございます。ご存知のように、こういうようなことは、法律は特別法つくって各全国市町村にそういう基金を造成して、いろいろソフト事業まで、ハードを、ただ農地農道だけでなく、そういう販売体制とか消費者市場を…。そういうことまで、こうソフトまでを含めてやると。で、5年間だぞと。こういうことをやってきました。しかし、確かに基金はもう全部今、残高は0になつとると。基金の条例は、残高0であるから、基金管理条例的なものは廃止しますけども、課題としては、やはり、ますますこの法律ができて、平成14年以降、やはり農産物は市場がですね、外国産品との競合等に象徴されるように、ますます、あのう、宿題が多くなってきておる

のは、もう、議員ご指摘のとおりであります。今後ともそれは、この基金条例ってというのは、基金を一定の基金を運用するのは止めましたけど、この法律の目的とする、いわゆる疲弊化する農山村の活性化事業については、今後とも、引き続き実施していかなければならないと思います。1,500万は、何と何に使ったかについては、産業課長からお答えさせていただきます。

議長  
産業振興課長

他に質疑ございませんか。産業振興課長。

具体的に申し上げますと、いわゆる大きな点で、3点ほどございます。1点めは、高収益高付加価値型の業務展開というようなことで、「乙姫米」ですね、今現在作ってございますが、特別栽培の農産物、これを面積拡大を、さらにまあ、していこうというようなことでですね、消費者を、まあ、年2回ほどですね、招きまして、いわゆる田植え、稲刈り体験等の農業体験をまあ、実施して、これを継続的に行ってきたわけで。それによりまして、いわゆるまあ、特別栽培と申しますから、慣行の農薬を、かなり、かなりと申しますか、5割低減をいたしたような作り方ですね、まあ、環境にやさしい農業を展開しようというようなことで、取り組んでまいりました。本年8月にですね、こういった取り組みの中で、米作りでは一応まあ、どない言うんですかね、県下では最大規模の、いわゆる「エコファーマー」に認定を受けまして、54名で、まあ、約27ヘクタールで、こういった取り組みがなされてございます。まあ、これは継続してきた事業のおかげだろうと思います。

次に、「JAかいふ」の女性部がですね、平成14年からですね、青空市を、まあ、農協の「JAかいふ」の日和佐支所で開設をいたしてございます。まあ、これらに対する販売物の、いわゆる作物の、作るまあ、支援と申しますか、まあ、そういった活動もやって...ございます。それで、平成16年にはですね、この朝市と申しますか、これが、もう1か所増えてございます。これは日和佐浦の方で、これも毎週日曜日に開催をいたしてございます。

それから次に、地場産品加工品等の販売支援というようなことで、継続的にまあ、地域間交流、地域間の交流をいたすことによって、まあ、地場産品特産品の販路を拡大していこうというようなことでの販売支援もやってございます。それには、地域間交流の促進のための事業費というようなことで、これも年2回、大阪堺市との、これまあ、「しらさぎ団地」と申し上げるわけですが、年2回まあ、交流イベント、あるいは、まあ、特産品の販売イベントを行ってございます。

それから、もう1点の3点めでございますが、環境景観等に係る事業でございます。農村地域の環境...景観をまあ、いわゆるまあ、伝承していこうというようなことに対する取り組みに対する事業でございまして、

間伐材の利用促進ということからですね、間伐材漁礁をですね。これも継続的にまあ、漁業組合等の協力を得ましてですね、毎年まあ、継続支援をいたしてございます。それから、町産材の活用促進というようなことで、木製の机であるとか、椅子・看板・パンフレット置き場等ですね、そういった試作品も、作成に支援をいたしてございます。

それから、山間部に大きな問題となつてございます鳥獣対策につきまして、いわゆるまあ、捕獲檻導入の、導入につきましても、やってございます。それから、吹き筒花火の伝承のPR活動と申しますか、まあ、そういった活動にも支援をさせていただいてございます。いろいろ長々と申し上げましたが、まあ一応、そういった事業の展開をいたしてございます。なお、これはですね、一応まあ、旧日和佐町の事業の内容でございます。以上でございます。

議 長 小休いたします。

(時に10時21分)

(時に10時22分)

議 長 再開いたします。小坂地域振興室長。  
地域振興室長 先ほど、旧日和佐町に関する事業の概要の報告ございましたので、旧由岐町分に関する事業の概要報告をさせていただきます。基本的には、類似したような項目になってはまいるんですけども、内容については、かなり違いがあります。一応、まあ、かいつまんで申し上げますと、高収益高付加価値型農業の展開のための事業と。これにつきましては、先ほど、日和佐の方でもやっているということがあったんですが、旧由岐町に関しましては、既存作物として電照菊等っていうのがありましたので、その安定化を図るための事業であるとか、あるいは、菜の花であったり、オクラであったりと。そういったものの宣伝広報活動、あるいは消費者ニーズ調査と。そういったことに関する経費として支出しております。で、2点めとしましては、多様な担い手の育成のための事業というふうなことで、先ほど、まあ、菜の花、オクラとかありましたけれども、そういった産品は木岐も含めましてなんですけれども、市場調査でありますとか、先進地視察、そういったところに経費を使っております。3点めといたしまして、地域間交流の促進のための事業ということで、これにつきましては、非常に多様な内容があるんですけども、まあ、当時、旧由岐町の議員でおられた方の中にも、行っていただいたと思うんですが、例えば、東京で開催しました「由岐町応援団の発足会」の開催に伴うような経費でありますとか、あるいは、木岐と伊座利でまあ、

年次はずらしてやっていますけれども、「地球元気村のイベント開催」でありますとか、そういったところに主に使っておりますし、また、地域づくり団体等が、東京であったり、あるいは大阪であったりに、PR活動を行うというふうな経費についても使っております。まあ、それ以外にも、地域紹介でありますとか、地域製品のパンフレットの印刷でありますとか、ハッピーですね、宣伝活動用のハッピーの製作なんかにも使っております。

4点めとしまして、これもまあ、先ほどもちょっと出てまいりましたが、環境・景観・伝統文化の維持補正のための事業というふうなことで、使っておりますけれども、まあ、特にまあ、珍しくて、わりあい、インパクトがあったものといまして、アカテガニの観察会でありますとか、あるいは保護をするような看板の作成、そういったものがマスコミ等で取り上げられたりして、話題になったんですけれども、それが象徴的なものでありまして、その他には、景観作物の種子代の支援でありますとか、あるいは他地区に出向いて行きまして、PRするためのタペストリーを作ったりして、この中から出ささせていただいております。総額1,500万ですけれども、まあ、利子等がございましたので、最終的には、15,003,080円というふうなことで、精算をさせていただいております。

個別の事業費とかは特に必要ないですか、内容だけあれば。以上です。

議長  
16番議員

北山議員。

日和佐町・由岐町の実績ですか、そのう答弁いただいたんですけど。この中で単品でやられたこと、それからあのう、担い手とかいうんで、市場調査をされたと。それから、高付加価値、高収益高付加価値ですか、それで、電照菊とか菜の花をやられて、ある程度、日和佐町にしても、由岐町にしても、ある程度ほんま、一定の成果は出てきているように感じるんですけど、今後、この中でどういうことをやっていたらいいのか、っていうことがありましたら、再度答弁願えますか。

議長  
町長

町長。

もう、それはもう、いわずもがなですね、もう、一次産品お米を代表として、オクラとかキュウリとか、あるいは漁業にしましても、既存のイセエビ、アワビとか、タチウオとか、いろいろありますけれども、やはり、それらがいろんな外的要因もあり、あるいは消費者志向もあります。今後とも、この疲弊化する漁村、農山村の課題については、特に推進をしていかなければ、やっぱりならないと考えております。その中でも、今、両課長、室長が答弁した中で、と思いますが、やっぱりそれであっても、消費者の求めるものは、やっぱり食の安全ということで言われておりますので、特に旧日和佐町のあの「エコファーマー」いわゆる苗の



時から、もみの段階から、もうきちっとしていったって、消毒をしなくてもいいと。こういう健康を志向して、食の安全を通じて、これを美波町の産物、あるいは、魚介類等その産物については、食の安全に通ずるということを念頭にした地域産品の育成に、今後とも努めなければならないと考えております。なお、この上議員各位は、各いろいろとお尋ねがあるように、今、衰退化している農業、漁業、林業含めてやっていかないといけないと思っております。その中のキーワードは、単にものを作ればじゃなくて、消費者のニーズに応える食の安全に通ずる「環境を守る」と、こういうキーワードのもとで、それぞれの遅れた分野について、特段の推進を図っていきたいと考えているところであります。

議

長 他に質疑ございませんか。

質疑もないようですので、議案第60号「美波町特定農山村地域活性化基金条例を廃止する条例について」討論を行いたいと思いますが、反対者のまず、反対者の意見を求めます。意見がないようですので、討論を打ち切ります。

それでは、議案第60号「美波町特定農山村地域活性化基金条例を廃止する条例について」採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

時間の都合で、10時45分まで小休いたします。

(時に10時29分)

(時に10時46分)

議

長 再開いたします。

日程第3 議案第61号「美波町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議題といたします。

当局の説明を求めます。田川住民福祉課長。

住民福祉課長

(議案第61号の提案理由の説明をする。)

議

長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第61号「美波町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務保険課長。

税務保険課長 (議案第62号の提案理由の説明をする。)  
議 長 小休いたします。

(時に11時15分)

(時に11時17分)

議 長 再開いたします。

税務保険課長 (引き続き議案第62号の提案理由の説明をする。)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。戎野議員。

7 番 議 員 多岐にわたってわかりにくいんですけど、これは、あのう、あくまで、そしたら、前期高齢者の保険の徴収ということですか。

議 長 税務保険課長。

税務保険課長 はい。おっしゃるとおりでございます。国保被保険者の中の65歳から74歳未満の国保被保険者に限った規定でございます。で、75歳以上につきましては、後期高齢ということで、また別の新たな保険制度というかたちになります。

議 長 春田議員。

8 番 議 員 まあ、前期高齢者、1,200人くらいですかね、3月で1,219人です。その中で、ちょうどその参考資料の中の でしたっけ、上の方の。2分の1を越えないかどうかをチェックすると。この特別徴収対象保険者っていうのは、その1,200人のうちに大体どのくらいおるかっているのは把握されとうですか。

それと、まあ、2分の1っていても、まあ、すごい数値ですわね、半分ですわね。そのあまりにも、こう漠然としとるといっかね。あの5分の1くらいやったらまだええけど、2分の1に近い人がどれだけおるん

かとか、そのあたりもちょっと知りたいと。あまりにもちょっとこう年金生活で、あのう、やっていこうとする中でですね、介護も受け、また、国保も払っていくと。それが半分持って行かれると。そういう方が1,200人のうちのどのあたりを占めておられるのかを、ちょっとお知らせください。

議 長  
税務保険課長

税務保険課長。

今のご質問でございますが、あの前段の部分につきましては、あのう、先の厚生委員会の時にも申し上げたんですが、ちょうど今システムの導入中ございまして、その人数についても、昨日ですね、実は、導入したところございまして、あのう、その人数だけの把握っていうか、やっとなつかめた状態なんですけども、それも、大雑把な人数でございまして、一応その...年金をですね、該当する年金を、65歳以上から74歳で該当する年金をもらっているのは、521世帯、というのは、あのう、国保というのは、あくまで世帯主課税になりまして、被保険者の課税でなく世帯主からいただく、いただくっていうか、納めていただくようになるんで、その世帯主の年金が、判断の基本になります。

それで、今言う、おっしゃった2分の1を越えないというしぼりがございまして、あのう、今の昨日の段階で、これまあ、あくまで概数ですけども、約400世帯の方が、あのう、年金からの特別徴収になるという概数が出ております。ただ、後段の質問にございまして、そのぎりぎりの範囲とかいうのについては、まだ、これから、ちょっとシステム自体を整備っていうか、した段階なんで、そのう、具体的な内容まで、ちょっと把握できてないのが実状なので、また、でき次第、ご報告なりさせていただきますだけだと思いますけど。以上です。

議 長  
8 番 議 員

春田議員。

65歳から74歳ですか、あのう、要はもう、介護保険を受けようとする、まあ予備軍っていうのはおかしいかもわかりませんが、まあ、年齢的にその可能性が高い状態ですわね、当然そのダブルで、ダブルでっていうか、その、国保と介護保険料を払うという方がその500何世帯ですかの中でも、こう増えてくるというのが、非常にこう、町民っていうか、まあ、高齢者の方には不安材料というふうなところがあるので、まあ、そのあたりまあ、以前もあのう、委員会でも申しましたように、後期高齢者の制度も含めてですね、住民の方に、まあ、周知徹底っていうか、納得していただけるようなかたちを取っていただければ、まあ、徴収の方もスムーズに、多少はスムーズにいくのかなという...まあ、要望的なものです。

議 長

他に質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第62号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号「平成19年度伊座利漁港沖防波堤新設工事変更請負契約について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。地域振興室長。

地域振興室長 (議案第63号の提案理由の説明をする。)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。山本議員。

10番議員 お聞きいたします。まあこれ、今度、6個分追加するということですが、まあこれ、9月の入札分で見ますと、まあ1個あたり150万円ぐらいになりますが、まあ、今度6個追加分はまあ、100万を切っておるような感じでございますが、まあ、18年度の見ますと、まあ1戸あたり186万円ぐらいになって、これまあ、こういう差は、やっぱり運搬費その他機械の設置とかいうようなところにあるんですか、これ。

ほれと、まあ、もうあとまあ、これ、この工事はまあ、国・県の補助金、まあ財源内訳、それとまあ、最終的にまあ、18年から22年とまでなっていますが、まあ、最終的に総工費はどれぐらいを見込んでおるといふこと。まあ、これ、1個まあ製作する場合まあ、生コン1個あたりどれぐらい、何立方ぐらいいるかというようなことちょっとお聞きしたいと思います。

議長 地域振興室長。

地域振興室長 ちょっと、質問の方が非常に多かったんで、あのう、ちょっと漏れたらまた、確認をお願いしたいんですが。

まず、ブロック1個当たりの制作費についての差の話ですけども、これ9月議会に説明もさせていただいたと思うんですが、もともと80トン型の合掌ブロックってのを作っておりました。で、その合掌ブロックの比重を高めるために砂鉱を混ぜるっていうことで、コンクリートの1立方あたりの単価が非常に高いものを使っていたわけですね。で、もう少し何とか、こう、全体の事業費を下げることができないかというふうに、いろいろ模索する中で、ブロックを、今回、先ほど100トン型って申しましたが、1つ大きいもの、100トン型に代えて、やはり少し比重を上げんといかんのんですが、特殊な混ぜ物をするのではなくて、素骨

材、つまりバラスのようなものですが、それを比重の高い材料である石灰石を使うことによって、ま、その比重を確保しようというような方法をとりました。その結果、あのう、ブロック自体は80トンから100トンということで、大きくはなったんですが、生コン自体の値段がうんと安く下げることができたもんですから、結局1個あたりを製作する費用につきましては先ほど議員がご指摘のとおり、30万円前後ぐらい下がってくるという結果になりました。で、同時にブロックが大きくなって、本来作るべき防波堤の付帯っていうのは変わりませんから、その必要な個数っていうのが減ってきます。その必要な個数が減ってくるがために、結局事業費全体の事業費としては、あの、詳細にはまだ、きちっとできてないんですが、概ね1億円ぐらい減ってくるということになったので、その試算ができましたので、思い切って今回ブロックを変更したというふうなことでございまして。もともと、平成18年度から22年度の5か年で58,500万という総事業費を想定しておったんですが、今現在、試算している内容でいきますと、総事業費が47,000万円ぐらいになってくるのではないかと。これ、まだまだ物価の変動等もこれから考えられますし、まあ、事業内容で大型の船を使わなければいけない、その時にヤードが、現在は木岐で何とかできておりますけれども、また、阿南の方に行かざるを得ない、そういった変動要因が若干ございますので、どうしても、確定した数字が今、申し上げにくいんですけども。まあ、概ね10,000万円ぐらい減ってくるだろうということで、考えているところでございます。

で、あと...、コンクリートのブロックの立方数ですね、100トン型ということで、ええと...、ま、ブロック自体が実は、2タイプございまして、水中に据えつける部分で、例えばアワビとかサザエとか付きやすいので、ちょっと溝を切ったものと、それともうつるつるの何も無いものと2種類あるんですけども、つるつるのそういう溝の無いものにつきましては、コンクリートの量が43.356立方になります。溝があるものにつきましては、若干立方数が減ってまいりまして、43.284立方ということでございまして、1個のブロックを製作するのに、それだけの生コンが必要になっていると。そういうことでございます。

ああ、財源内訳。財源内訳につきましてはですが、ええと、今ちょっとあのう、ずっと変動をしておって、まだ、固まってない部分が若干あるんです。で、来週また、水産課の、県の方のヒアリングがあって、その段階で、いちばん新しい情報をもたらえるとは思いますが、従来は基本的に国費が2分の1、で、県の継ぎ足し補助金が4分の1、残りの4分の1が町の負担ということで、その町の負担の中で、今一定額を地元漁協であります伊座利漁協の方に負担をしていただくと。そういうふう

なことになっとんですが、ま、県の財政が非常に厳しいということで、先ほど申しあげました、4分の1、25パーセントの県の継ぎ足し補助が、減ってくるということがわかっておりまして、もう、減るのはわかっとんですが、それが15で留まるのか、10まで下がってしまうのかというところが、まだ、今完全に確定してないところです。で、減るっというんだけは、確定した連絡はもるとんです。そういう状況です。

議 長  
10番議員

山本議員。  
これごっつい差があるんは、わたくし自身はまあ、ほういう運搬費用とか設置、まあ、1回据えるんと2回据えるいう、ほういう差が、すごくあるんかというようなことがあったんですが、まあ、あくまでも、できるんであれば、まあ、町長にもお伺いしようと思うんやけど。ま、単年度工事いうんでなしにね、まあ、早いうちにぱっとしもうたら、ほの機械の設置するんが、1回で済むいうようなほの削減効果も現れてくるんではないかということをお聞きしたいと思います。

議 長  
町

町長。  
小坂室長がお答えしたように、まあ、全体事業は5か年で、22年を終期として、概ね、まあ、当初計画は58,000万総事業費、まあそれが今後いろんな工夫によって47,000万程度に終わるんではないかと。しかし、まだ残余は20,21,22,3か年残っておりますから、進捗状況はお察しのとおりであります。金額と請負金額。そして、実は今、県の財政状況、財源内訳でございますが、なるべく早期にですね、今、単年度で発注してやってるから、この際一括やるとなるべく仕事はまとめて、集中するとコストがですね、安くなることはよくわかりますけども、こういう複数年度、特に5か年計画事業っていうやつは、そういうわけにいきません。国の予算が単年度で...

さて、国の予算県の予算が単年度で、平成20年度の予算でございますが、今いちばん、今、小坂室長がお答えしましたように、国50パーセントは新年度も変わらないって、まあ、20年度も大体、公共事業、特定財源についてはいけそうです。で、この県管理漁港ではあるんですけども、県負担の25パーセントは、もう絶対にありません、と言われております。で、まだ、県はこれから、予算編成もかかって、まあ、国・県いろいろ道路税、知事自身も陣頭指揮でやっておるんですが、これはもう、内々ですね、この事業担当の部局から、もうすでに夏頃から、今、査定を始めてるんだが、県管理港湾、他のもんもあるんですが、この港湾については、場合によっては、半分はいかんだろうと。そうしますとね、20、県が管理しとる港湾、で、地元というのは、美波町と漁協とが25パーセントを、まあ、ほれを半分にするから、それは半分ずつ、そうなっとんですね。そうすると、今、この従来の補助率ベースでいっ

て、工夫して、まあ8,000万...ええとさっきのお話ですと、10,000万円少々縮小してもですね、なかなか集中してできるどころか、...あ、ごめん。ごめん間違った。...ちょっと訂正します。実は、ごめんなさい。ちょっと今の...。実は、県の公共事業に係る県負担分につきましては、今の、県管理という部分だけ、ちょっと訂正しておいてください。...財源内訳の補助率につきましては、実は、非常に厳しいということをおっしゃっております。ちなみに県管理漁港であっても半分だと。こういうことおっしゃっております。そこで、まあ、わたしどもも、知事市町村長の連絡会議の中で、国県市町村、まあ、市町村の中には地元ですね、そういう国の補助を受けて、あるいはわたし達もやって。で、5か年で厳しい中でも、社会資本の充実のために、計画的にいきよんに、その真ん中の、真ん中の...というのは、県の補助金がね、無くなったから。じゃ、その分役場がですね、係りかけとるやつを、ほいじゃあかぶるかちゅうたら、なかなか自分の町単独でもできないのに、それはちょっとしにくいねっていうことを要請しとるんですけども、なにぶんにも、県は無い袖は振れないので...

じゃ、そうしますと、今度はわたくしの方が、まあ、今後の問題なんですけど、俗な言葉で言うと、もう国が50パーセント付けてくれても、消化できませんわということになってきますと、また、そのう、計画的に進めてるのに、裏を持つ県が財政事情で断った...。さりとて、町がそれを代わって負担しとる...。で、実は提案を、こんなことしたんです。この前、わたし、暴論なんだけども、国県市町村が一連の中で、公共事業を進めておって、しかもそれは単年度でなく長期にわたってですね、社会資本を整備していくって...、安全とか安心のためにやりよう...。それをもし、県が金が無いんだったら、例えば、交付公債、戦後国の直轄事項について負担金が払えない、負担金払えないから、交付公債、債権渡してね、あとで銭くれよと。こういう、証書だけ。で、それを悪いですが、知事さんの県の財政事情、これはこないだ南部のところでのわたしの発言です。ほんで、そこで、知事に無い財源をくれとは、これは言えんて。ともどもね、国も県も合わせ...。わたしの方も金があるわけじゃない。で、そこで、事業をしかけたもんは止めれんと。安全のために。で、そこで、これはもう、ただ要望する、返答もらうたって、知事さんも編成で...これはもう...、いうので、提案をしたんです。で、それについては、まあ、戦後その国が、あのう、徳島県が再建団体になって、給与も払えない、公共事業ストップの時にでも、国は小松島港湾とか直轄事業で、お前少々出せって言うが、出せなかった時の、まあ、応用動作として、交付公債。ま、そういうようなことを申し上げるんで、実は、あのう、まあ、美波町が、代わって出しとう、ほのかわり、それを後日

ですね、交付公債で、現金で来るといようなこと等も含めてですね、どうぞ、ま、それは、県の行う施策を末端の町長が知ったかぶりに提案なんだけども、苦境の時に、そうやって徳島県の整備してきた経過があるから、財政...無いもんをくれと言う、ほうかというて、わたしは立て替えるわけにいかない。こういうことを強く言うたんですが、知事はまあ、一考を要することなのですが、いずれにしてもまだ、予算編成したらんので、ただ、担当...が、まあ、いろいろ県管理について、あるいは県が助成すべきもの。ま、そのことが1点と。

それから、ついでに言いますが、県の予算でいちばん大きい問題になっておりますのは、合併浄化槽についての補助金も、これも縮減になります。で、これもご存知のように、国・県、受益者と市町村、こうなっておりますが、下水道普及率ワースト1という徳島県なのに、なぜそれを受けると、しかし、無い袖は振れない、いうことで。これにつきましても、これは県下市町村長と知事との対話であります。これはまあ、どうしてもこれやっていかないとやっていけないと。下水道やってる、その都市計画区域は別として、それ以外の区域は、これ、絶対これしないと困ると。ほんで、いろいろ言われてることは、まず、旧来の古い家を合併浄化槽に変えるのは、率を下げて3分の1ですね、国3分の1、3分の1、3分の...。で、下げてでもしょうっていうのは思うんだけども、新築家屋についての合併浄化槽については、アウトと。補助をしない。で、そういう論理で。それはなぜかっていうと、新築をするっていうぐらいの資産のある人は、当然合併浄化槽ぐらいは、併設してやるといういわゆる自己調達意欲能力があるという観点から、それを奨励するのではないと。古い在来の家で汲取りという、そして、水域を侵している原因もある。生活の衛生の確保もある。それではという。実は、この2点。県の公共事業について、今、大きい問題になってございまして、20年度の県予算編成に当たりましては、いろいろ港湾河川その他あるんですが、この点につきましてはですね、まあ、議員の先生方も、また、陳情等という場面がありましたらですね、ぜひひとつ、ともどもお誘いいただいて...。で、わたくしとしては、やはり、ほこがいちばん問題で、これはもう、かかっておるもんですからね、...。しかし、県がそういう事情であると。提案も申し上げとんですが、財源調達法...と。そういうようなことで、まあ、今までとしたり、単なる通り一遍の会議だったんですが、この頃まあ、知事と市町村長の連絡会議では、非常に厳しい、もう、方法論まで、ともどもいこうというようなことで、提案させていただき...。長くなりましたけども、そういう見込みでございまして。わたくしとしては、願わくば、やっぱり計画的にやってきたのがですね、たまたま徳島県だけがそういうことになることは、...しのびないと。そうか



とって、無い徳島県をせめるわけにはいかない。ま、そういう提案もしたところであります。なお、いいお知恵があれば。ただ、最悪できん場合はどうなるかっていうと、やっぱり、あのう、財政的に対応できる状態で考えざるを得ないのかなあとも、今、思ってるところでございますので、以上答弁とさせていただきます。

議 長 他に質疑ございませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第63号「平成19年度伊座利漁港沖防波堤新設工事変更請負契約について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第63号は、原案のとおり可決されました。

税務課長より、62号に少し訂正があるそうですので、説明をお聞きします。

議 長 (議案第62号の訂正の説明をする。)

時間の都合上、小休の小休として午後13時より再開いたします。よろしくお願いいたします。

(時に11時44分)

(時に13時01分)

議 長 午前中に引き続き再開いたします。議案第64号「平成19年度美波町一般会計補正予算(第4号)」の説明をよろしくお願い、議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

議 長 (議案第64号の提案理由の説明をする。)

5番議員 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。久保議員。16ページの中ですね、この土木費の中で、委託料として、246万円、弁護士費用が含まれておりますが、これ、先、去年かなあ、町長言うておりましたが、あのう、春頃には結審するやよう言うたように思うんですが、また、このようにまた、高等、高松高裁の方に弁護士が、まあこれ、やっとなやけど、これどないなるんですか。最後はこれ。いつまでこのようなこれ状態続くんですか。ほの件について。

議 長 町長。

町 長 自席からお答えさせてもらうことをお許してください。

まず、それは原告被告の関係、町は被告でございます。1審におきましては、判決が出たわけですが、それを不服として、判決後1審判決後、所定の期間内に原告が控訴する、上級審、すなわち高松高等裁判所へ、もう一度判断を求めると。こういうことをしたもんですから、今度、応訴、そのう応訴しないと、これは敗訴になりますから。で、一応、原告控訴に伴いまして、町としてもですね、1審で、町としては、まあ、納得のいくことなんですけど、原告側がその判決を不満として上訴することに伴う、応訴に伴う弁護士費用でございます。当該弁護士費用につきましては、所信でも申し上げましたように、今、ただ今、ご審議賜っております数字は、弁護士費用の算定に関する客観的な基準がございます。それに応じて、計上させていただいておるところでございます。で、なお、結審の見込みでございますが、控訴審において、もうすでに、その和解の勧めも、ひょっとしたらあるかもしれませんが、やはり、1審で主張がとおらなかった原告側においてはですね、さらなる因果関係を求めて弁論がなされる、あるいは趣意書が出されるものと思っております。応訴する以上、今後とも当町の言い分をですね、瑕疵がなかったと、つまり、要点的に。ま、そういうようなことを控訴審にて主張し、一応係争訴訟として主張してまいりたいと。このように考えております。当該委託する弁護士につきましては、1審でお世話になっておりました弁護士に引き続き、控訴審における上訴審における弁護も、1審、係争中、訴えの時から今日まで、お世話になった弁護士で、同一人物でございます。

議 5 番 議 員 長 久保議員。

議 5 番 議 員 長 員 これまでにこの弁護士費用は、どのくらいかかるとんかいな、これ。始め、当初からだったら。

議 建 設 課 長 長 建設課長。

議 建 設 課 長 員 はい、お答えいたします。徳島地裁におきまして、いちばん最初にですね、着手金として246万円かかっております。まあ、現在はそれだけでございます。はい、今回はまた、高松高裁としてのですね、準備金となっております。以上です。

議 5 番 議 員 長 久保議員。

議 5 番 議 員 長 員 先ほど、町長からも和解というような話もあったんですが、これ和解に向けての話し合いをしたことは無いんですか。どんなんですか。

議 町 長 町長。

議 町 長 員 長 まあ、その法律上の争訟は争い、争う、訟、争訟はすべて裁判所の裁判官の指揮のもとで行われるものですから、わたくしの方から、つまり原告あるいは被告。被告の方から和解を申し出るっちゅうことは、一般上

あまり無い。で、それはやっぱり1審で主張したとおり、続いていわゆる請負業者、あるいはその事前事後における、特に事前における、その予測とか、そういうようなのが争点になっとなるようでございますんで、それは、1審で主張したとおりであって、それを曲げて、その1審と違う争点から、被告側としてそれをですね、一步譲るといようなことは無いだろうと思いますが、ただ、あのう、裁判の司法の改革の一環として、特に行政事件のみならず、民事裁判も含めまして、非常に裁判の迅速性っていうことが、今、言われておりまして、おそらく、原告側においてですね、控訴審で何回かの口頭弁論する中で、まあ、なんかその裁判官が訴訟を指揮する判断として、こう、そういうことは、よく行政事件でもあります。特に、最近見られることは、病院の過誤診断に基づく云々であるとか、いうんは、1審では徹底的に洗うんだけど、控訴審で、なんかこう、やはり、迅速な裁判ということと、やっぱり、応訴する側としても、あるいは訴えを続ける側も、これに匹敵する以上ですね、あれがあると。わたくしの方は、挙証責任は、ずいぶん言い尽くしてきておりますし、今度、原告側も、おそらく1審で主張し得なかったことを追加することがあるかないか。そこらは、裁判官のご判断。

ほんで、和解というのはどうかというお尋ねなんですけど、非常に、もうこれは、原被告の依頼人と...として法廷闘争は、法廷の当事者はもう弁護士の資格を有するものでないとできませんから。ただ、わたしの被告側としては、今のところ和解のそういうお考えは...ですが、裁判官が、訴訟指揮の中で、原被告に向かってなんかがあるときには、その折には重要なことでございますから、この当議会ですら、また、ご判断を求めますけど。それは考えられることを申し上げただけでありまして、本件抗争中の事件につきましては、まだ、何とも言っておりません。まだ、高松高裁は、おそらくこれからですから、年内には、第1回めの口頭弁論は開かれなないと思っておりますが、その時点で、その時点でちゅうのは、年明けてですね、高松控訴審の担当判事が決まり、いろいろしてきて、呼び出しが、今後あるだろうと思っております。まあ、そういう見通しでございますので、何とも言えませんが、まあ、いずれにしても、まあ、町民と、あるいは町民に対する行政側がですね、なんかの行き違いで、こういうふうに訴訟事件になっていることは、行政の事実行為としての、公共工事ではございましたんですが、まあ、町民が町を訴える、町が町民を相手にするちゅうことは、できたら、今後ともこういうことの無いようにですね、これを「他山の石」として、今後事前事後において、公共事業については遺憾なくやらなきゃならないかなあという見解を持っております。ただ、こういうふうに法廷の場に場が移された場合には、行政から、あんまり裁判官に向かって言うべき筋のものであるかという

ことにつきましては、ちょっと消極的な態度で臨んでおります。まあ、円満にことがいくようにして、今後とも、町民と町がですね、こういう公共事業をめぐり、その他のことで、事故の無いように、今後、努めていくと。こういう基本精神で、臨んでまいりたいと思っております。今、しばらく、推移を、ひとつ待っていただきたい…。おそらく、年、年度変わっての第1回口頭弁論になるかと思えます。折々に向かって、重要なことでございますので、ご報告させていただくことといたしております。

議 長 他に質疑ございませんか。山本議員。  
10番議員 先ほど、建設課長…今の関連のことでございますが、まあ、弁護士費用と言うたけど、これ246万を、これ着手金、報酬いうんはもう、無いかなあ、これは、もう。もうあれしてきとうけん。

議 長 町長。  
町 長 まあ、もうすでに、先生もご承知の通りでございますが、これは、裁判に要した費用のすべてではありません。で、控訴する場合は、着手金。一般的に着手金とは、訴訟物の何パーセント、つまり、10億円の遺産相続を甲乙…する場合は、その民事の場合でしたら、10億について3パーセントを着手金が要るとか、そういうようなルールがある。弁護士会の費用になってございまして。徳島県の場合には、徳島県弁護士連合会。で、それはまた、全国弁護士連合会の中で、報酬のあり方を決めてございまして、ルールといたしましては、着手金というのは、そういうことです。そして、一般的には、訴訟物、訴訟物の身分…とはちょっと…、あのう親族関係のような身分ですね、親子の、親権関係をどうするかというのは、また別のルールがありますが、この場合は損害を被った、財的な財産的ね。そういう場合は訴訟物。何千万の損害を受けたと、それに対する何パーセントということ、日本弁護士連合会、そして、また、その傘下でございます徳島県弁護士連合会で、いわゆる弁護士費用等の報酬に関する基準ちゅうのを自主規範として定めておる。それに則って、やっておる着手金でございまして、これで応訴する側が、これで、決着にはなるとは限りません。ほれで、判決が出て、応、わたしの方の被告が勝った場合は、成功報酬というものが、一般的に出される場合…、その場合は、その訴訟物の云々、どれだけでまあ、利益が出たかという成功報酬っていうのがございます。で、それは、払うようになります。負けた場合にも要りますし、勝った場合にも、言葉は悪いけど、敗訴の場合にも、勝訴の場合におきまして。で、敗訴の場合は、成功報酬はありませんけども、勝訴の場合は、弁護士が事実関係を正確に訴えて主張を通したという、その法廷技術ということに対して、成功したという成功報酬が、一般的に、その弁護士の報酬基準に、例になっ

てるのが、社会、今の日本の国の例でございますので、これですべて決着がつくとは限りません。

議長

笹田議員。

13番議員

10ページの...ああ、19ページか。日和佐中学校の雨漏りの工事...単価と聞いておりますが、これ、あのう、日和佐中学校の校舎の雨漏りという、わたしは受け取っとんですけれども、建築年数は今年で何年か。また、2番めに、もう1つは、引渡しを受けて何年で雨漏りが確認されたかと。

そして、また、3番めには、設計者は地元の方と聞いておりますが、雨漏りしてから、設計者に連絡して、見てもらったのかと。

また、4番めには、施工者も日本の大手と聞きますが、連絡して、どのようなことを言われたのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

議長

教育総務課長。

教育総務課長

わたしの方からお答えをさせていただきます。ちょっと質問が、多岐にわたっておりますので、その都度ご確認をいただきたいと思いますが、まず、あのう、漏水箇所でございますが、校舎棟の多目的ホールですね、円形で吹き抜けとなっている部分の川側と、それと体育館の2階の方の川側と、運動場側の川寄りの外壁の、まあ、サッシ周りという所でございます。で、あのう、現況指摘につきましては、昨年あのう、9月27日の町議会の町内の現況視察でありますとか、本年の2月の文教厚生委員会での学校訪問時に指摘をされたところでございました。で、まあ、これを受けまして、本年度の当初予算で、雨漏りの原因調査の委託料を計上させていただいて、調査を行ったところでございます。

で、雨漏りの原因に対する調査結果でございますが、まずは、雨漏りをしている外壁のサッシ周りの構造でございますが、校舎棟につきましては、まあ、鉄筋コンクリート造の開口部に集成材、今、木造の、集成材を枠として、アルミサッシを取り付けておりまして、その接合部からの漏水防止のためのシーリング材を充填してあると。まあ、体育館につきましては、主体構造が鉄骨であるという以外は、まあ、おんなじだというふうなことでございます。で、雨漏りの原因としては、まあ、先生よくご存知のように、アルミサッシと、シリコン材ですね、変性シリコンに比べまして、木材っていうんは、外気温による影響とか水分で、収縮したり膨張したりする率が高いので、どうしてもまあ、隙間が生じると。まあ、それが主なような原因でございます。

で、あとですね、先生の方のご指摘で、その雨漏りの原因が設計上の問題か、まあ、施工上の問題か。そのあたりを確認したのかというふうなことであったと思うんですが、まず、あのう、地元の設計業者の当時の、あのう、担当しておりました、設計管理の方の担当者に、そこらへん、

「これは設計上の問題なんですか、施工上の問題なんですか」というふうなことを、まあ、お尋ねをしたところでございます。で、まあ、具体的にちょっと、もう踏み込んで聞いたんですが、木材の収縮とか膨張による隙間ですね、隙間とか、あのう、ひび割れが生じるということに対して、設計時点です、その想定の間隔はどうか、というふうなことをお伺いをいたしました。で、まあ、あのう、木材の使用につきましては、ご承知のように、国交省の規定によりまして、含水率が定められておいて、それに適合した木材を、まあ、使用するのが前提となっておりますよというふうなことで、まあ、木材でも乾燥が十分であれば、安心できるというもんでもない。同じ木材でも、1本の本でもまあ、性質が違うし、まあ、非常に難しいというふうなことで、そこらへんについて、あのう、実際にそういった...どう言うんですかね、施工管理の段階で、その木材検査にも立ち会ったそうでございます。それでも、なかなか見抜くのは難しいのかなと、いうふうなことでございましたので、それを、あのう、設計の時点で、重大な瑕疵があるというのは、なかなか言い難いのかなというふうな見解でございました。

それと、大林...ああ、ごめんなさい、あのう、施工業者、もう、ご存知と思うんですが、もう、大林組というところが施工しておるんですが。まず、あのう、工事期間の問題で、ご質問があったと思うんですが。あのう2期に分けて工事をしておりまして、1期工事の方が、まあ校舎棟の方を主にやったわけでございますが、平成12年の9月の30日に竣工と。それと、あとのまあ、体育館等につきましては、2期工事平成13年の3月の15日竣工というふうなことでございます。

それと、あのう、保証期間でございますが、保証期間につきましてはですね、あのう、一般的には、よく言われるのは、10年間の工事保証があるのではないかと、いうふうなことが言われておりますが、実質上の保証書ではですね、...まあ、あのう、確かにおっしゃるとおり、防水工事につきましてはですね、10年間の保証というのについてでございます。しかしながら、あのう、その保証...防水工事の部分についてはですね、あのう、まあ、校舎棟の1期工事ですと、校舎棟の屋根、屋上の露出工法によるFRP防水が666と、2階の便所の床の押さえ工法による防水が128.3、それ以外の部分については、2年間の保証であるというふうなことで、町の当時の、現在も同じですが、工事標準請負契約約款には、瑕疵担保の規定がございまして、保守や損害の賠償のレベル期間については、一応、受け渡しをした日から2年以内に行わなければならないって、保証書の方でもおんなじような規定がございまして、その2年間の、要するに定期検査、2年目の定期検査で、確かに雨は漏ったんですけど、雨が止まったというふうなことで、業者の方から調

査完了届が出ておりまして、それをまあ、町が承認しているというふうな状況でございまして、まあ、重大な過失が、瑕疵があったということは言い難いというふうなことで、業者の方としても、まあ、2年めの定期検査で、雨が止まったという届け出をもらっている以上は、そしてまあ、町が承認しておるとい状況では、これ以上の修繕につきましては、瑕疵が無いので、まあ、有償の修理になりますというふうな見解でございました。

それと、前後しますが、雨漏りの程度は、いつから、どうであったのかというようなことを十分にお答えできるかどうかわかりませんがですね、わたしが、前、平成16年度からですね、担当しておるんですが、それからまあ、年度毎に申しますと、その問題の多目的ホール「さくらホール」につきましては、平成16年度から6回と。このときまあ、台風が5回来ておりますんで、6回のうちの5回はまあ、台風による影響と。17年度は、2回と。あと、18年度について、3回と。今年度はまあ、台風4号5号の関係で、7月に2回と。まあ、こういった状況でございまして、結論としては、設計業者に対しても、施工業者に対しても、まあ、重大な瑕疵があったとは言い難いという判断のもとに、予算計上をさせていただいたところでございます。以上です。

議 長  
13番議員

笹田議員。

はい。今、わたしが言うことは、ちょっと、次長は付け落ちしております。わたしが肝心なのは、建築年数で、今年で、今、中学校建ててから何年かと。ねえ。そして、雨漏りを、あのう、...がわかって、引き渡し受けてからね、あのう、ほの時点から、これ雨漏りの確認がされたんが、何年で、これあのう、ねえ。あのう、したかと。わたしは、いろいろと付近の方にも聞くと、1年以内に早、ほういうようなんが確認されたのになと。わたしはほう受け取ります。それを、正しい確認をね、あのう、おうちの方はしとんであれば、この場で明確に答えてください。ほいて、今のは、次々と設計者に、これ、地元設計者ですよ。これが雨漏りが、これ設計管理しよる時点で、責任があるんですよ。それを無にして、町がやね、もう原因がわかっとりながら、あのう、十分究明ができとらんと、いまだに漏りよると。設計管理ちゅうのは、ほのぐらい大事なんですよ、これ。また、ほいて、施工者がこれ、大手でないですか。あのぐらいの校舎建てたって、どうやないところの、あの業者でないですか。ほれが町がなんで、これ、あとあとまで、この予算取って修繕せないかんの。ねえ。もっとはっきりとした、ねえ、責任の明確さを追及せないかん立場の人がやねえ、もう、こういうような、あのう、地元のねえ、小さい町がやねえ、あとあと何これ責任持たないかんの。もっとはっきり言うてください。

議 長 教育総務課長。  
教育総務課長 あのう、まあその時点でどうであったかっていうふうなことでございますが、当時、まあ、わたしの2代前の担当者から、お伺いしておりますのは、施工後、まあ、「数か月で、雨漏りは確認した」というふうに聞いております。まあ、その時点で、手直し工事ということで、ずっと対応をしておったようでございますが、まあ、なかなか止まらなかった。ただ、竣工後ですね、1年めの定期検査と2年めの定期検査があって、その2年めの定期検査の時点では、一応、雨漏りは止まっておったというふうなことでございます。で、まあ、その後は、また、あのう、一応そこで、町の方は承認をしたということでございますが、雨漏りが止まらないというふうな状況でございます。で、それをまあ、「もっと追及して、業者の責任なり、施工業者の責任を正せ」というふうなご指摘でございますが、なかなか先ほど申しましたような関係で、業者にとっては、まあ、瑕疵担保がないというふうな規定もございませう。まあ、設計業者につきましても、そのあたりで、なかなか、まあ、町自身が、当時聞きますと、発注の時点で、まあ、木材をできるだけ使うようにというふうな想定の中で、うちの方も発注した経緯がありますんでですね、そこらへんを、その責任において、設計の責任の瑕疵があったかどうかというふうな点については、なかなか設計管理の責任と、し難いところがあるのかなというふうに、考えております。

議 長 笹田議員。  
13番議員 あのねえ、設計士いうんは、もう、設計管理しとんですよ。町の方に向けて、もう、ほこの所が重要な所がこれが、漏りよると、数か月で漏りよるといふ原因がねえ、究明せないかん立場ですよ。ここで、あのう、ほういうふうなところで、こういう施工の仕方、ねえ、漏りよるといふ確認して町の方に説明をするのが義務です。そしてまた、ほういう結果、業者も呼び、設計士も呼びして、そのうち町の方にこういうふうなところから、こういう状況で漏ったと。ほんでまあ、こういうことで、施工した中で、まあ、止まりましたと。これでやらしてもろとるけん、様子見てください言うんなら知らんけんどやね、なんじゃまだ、いっこも変わらんずくに、なんじゃ、ほのまま、おうちの方に説明が無いずくにやね、責任を放りつけられてしもうて、あとあとこれ、苦しみよん。もっとこう、あのう、設計者にどんなような...ほいてほういうような、あのう、原因をおうちの方にちゃんと説明があったのか無いのか。ちょっとお聞きします。

議 長 えー、閉会中の継続調査も、申請もできておりますので、文教厚生委員会で、十分質疑してもらったらと、この件については思いますが、どうでしょうか。小休いたします。



(時に13時52分)

(時に13時53分)

- 議 長 再開いたします。教育総務課長。再開します。教育総務課長。  
教育総務課長 お答えします。ええとまあ、雨漏りが、あのう、対応状況についてですね、業者の方から、説明...、ごめんなさい、設計業者の方からですね、そういったこういう状況で雨が漏っておるとい報告が、あったのか無かったのか、その点のご質問でございますが、ちょっと、あのう、今すぐには...、当時わたし担当しておりませんでしたので、どういう状況がちょっとわかりませんので、2年検査ですから、竣工して2年以内の検査で、受け取りになっておりますんで、その辺のいきさつについては十分、申し訳ないですが、把握しておりませんので、またちょっと調べさせていただきますと思います、はい。
- あのう、工事関係者は、当然、もう、施工業者と設計管理の業者と、町の教育委員会と当時の校長が立ち会って、まあ、その都度、その検査の時点ですね、あの...いう所は無いかっていうんを書き出して、それをマークシートみたいな感じで消し込んでいって、そして、検査をして、それを手直ししたところで、管理をするという、まあ、ほういう手順は踏んでおります。
- 1 3 番 議員 ねえ、もうほんまに、もう、これから小学校のもん建てるのにやっぱり同じです。やっぱりねえ、こういうふうなねえ、ことが起こらないようにね、十分町の方も、あのう、力入れてもろうて、もう二度とほういうふうな、数か月であの、普通だったらこれ、民間であつたらもう、大きな訴訟問題になってやりよるでよ、もう。建替えさされるよ、業者変わって。これお前、設計士やら大手の業者がやねえ、小さなあのう、こういう、あのう、田舎の中学校に来てやね、「この校舎お前、雨漏りがしよるん、よう直さんわ、ほのままほっとくわ」言うんだつたら、困るんよね。ほんで、町長はん、これから、こういうふうな予算組んでおっても、バツにしとってください。
- 議 長 町長。  
町 長 自席からお許してください。  
まあ、あのう、ただ今は教育委員会の執行予算に関する事で、わたし差し控えておったんですが、ええと、今から7年前のこととあるんですが、今、代が変わって今、詳細なことが報告できんから、調べて報告するというような答えは、ひとつ、ほれはひとつ、あのう、わたしも今後、そういうことを促進してまいりたいと思います。

あくまでも、あのう、まあ、今のお話のように、平成12年に業者から引渡しを受けて、5か月に経ったところで、雨漏りを目撃しておることは、過去2代前の担当も承知しておるということで、その時点では、まあ、あのう、後刻、詳細に誰と誰が立ち会ってこうなったというようなことはするとしても、あまりにもですね、早い状態で、異常気象であるのか、いかなる万全の技術を以ってしても、起こるのか起こらないのかと。だけどほんなことは、まあ、ご質問者の立場に立って、同調する立場で言えば、普通考えられないことであると。屋根瓦、日本瓦でもそうですよね。上から水は必ずしも入らない。下からサイフォンで漏れるっということも...。で、そういうことをやっぱり、設計し、予測し、気象にも耐え、そしてまた、工具の安全、材質の安全ていうのが、設計管理だと思っております。そういう視点に立って、過去形ではありますけれども、今後の「他山の石」とすると同時に、本件に関しては、教育委員会の手でやりますが、わたくしの方も、その調査についてはフォローアップを、町長の方の立場としても、やってまいりたいと思っておりますので、えー、今日のご報告がしにくい面については、まあ、資料もあるだろうし、生きた証人がたくさんいることでもございますので、まとめですね、町民各位に納得のできるように、町議会に納得のいただけるような、あるいは内容的には、まあ、いろいろあるだろうと思いますが、成果を出したこと...出すことをおやく...し、それについてわたしも、ともどもフォローアップしていきたい。で、今後、この校舎のみならず、公共事業の品質の確保、特に競争激化の今、いわゆる公共工事であります。住民の立場に立って、安くて強くてっていうこともありますけれども、ぜひそういう観点で、あらゆる公共事業の発注についてはですね、これを心して、今後とも臨むことをこの場で、まあ、決意を申し上げておきます。

- 議 長 他に質疑ございませんか。岩瀬議員。  
1 2 番 議員 すんません、17ページの消防費の中の「救急搬送費」これは、どういう金額なんですか。  
議 長 支所長。小休いたします。

(時に13時55分)

(時に13時55分)

- 議 長 再開いたします。  
支 所 長 これは、今、設置しております由岐搬送班の経費でございまして、人件費及び役務費としてクリーニング代を計上させていただいております。

- 議 長 岩瀬議員。
- 1 2 番 議員 これほんなら、この、あのう、6人の給料が上がったということですか、これ、人件費給与というやつは。
- 議 長 支所長。
- 支 所 長 人勤分によるベース、給与アップでございます。
- 議 長 他に質疑ございませんか。山本議員。
- 1 0 番 議員 20ページの公民館費特殊建物点検委託料、これはどこの公民館かいうのを聞きますと。
- 教育委員長にいったんお聞きしたいところがございます。今度、成人式場が、由岐公民館となっておりますが、まあ、いろいろ住民の皆さんにも聞かれるんですが、狭いと思うのに、まあ、由岐いうようになってるけど、ほこの、どないよにあのう、経緯を踏んで、あのう、由岐公民館というようになったのか、ちょっと説明を願いたいと思います。
- 議 長 教育委員長。
- 教育委員長 お答えいたします。開催場所についてはですね、…、関連質問ということでもよろしいのでしょうか。開催場所、日程等についてはですね、合併後の、この会でですね、ある議員さんからですね、来年度はどうするんだというご質問がありました。まあ、そういうこともあって、もちろん教育委員会といたしましても、慎重に審議したわけです。日程等についてはご存知のように、アンケート等もとってですね、慎重に審議した結果、まあ1月3日に開催すると。ということで、まあ、一応、教育委員一致で結論が出たわけでございます。
- それから、場所等についてはですね、2町、旧町、場所、日程はですね、日和佐、旧日和佐町で、ま、行ってた1月3日であるということと、まあ、町民感情として、さて、日和佐町、旧日和佐町で、開催することが適当かどうか。これについても、慎重に審議したわけでございますけども、まあ、今回は旧町、由岐旧町、まああの、場所的にですね、非常に狭いというご意見もあったんですけども、開催してみようと。人数的にはかなり増えるわけなんですけども、まあ、これも、まあ一度やってみようということで、開催決定させていただいたところでございます。まあ、あのう、冬の場合ですね、女性の方は着物が多いということで、写真撮影並びに、保護者も多数、参加するということではありますけども、慎重に担当と検討した結果、写真撮影等もですね、心配ないだろうということで、決定をさせていただいた状況です。
- 議 長 教育総務課長。
- 教育総務課長 公民館費の委託料の特殊建物検査手数料の場所でございますが、これは由岐公民館の建物で、まあ、3年に1度の定期点検の委託料ということで、まあ、当初予算に計上できていなかったということで、上程させて

いただいたものでございます。以上です。

議 長 山本議員。

10番議員 先ほど、教育委員長さんに答弁をいただきましたが、昨年度は日和佐地区でした1月3日でしたので、まあ、あとう、1月3日と、日にちは1月3日と統一した。それでは、あとう、場所は由岐地区にしようやいう、ほんな、安易な考え方では、あとう、成人する人自身が、…。

議 長 小休いたします。

(時に14時00分)

(時に14時01分)

議 長 再開いたします。他に質疑ございませんか。質疑もないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより、議案第64号「平成19年度美波町一般会計補正予算(第4号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

小休いたします。

(時に14時01分)

(時に14時06分)

議 長 それでは、再開いたします。

これより、議案第64号「平成19年度美波町一般会計補正予算(第4号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号「平成19年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務保険課長。

税務保険課長 (議案第65号の提案理由の説明をする。)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。  
質疑もないようですので、これで質疑を終わります。  
これより、議案第65号「平成19年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第65号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第66号「平成19年度美波町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。説明を求めます。高齢者福祉監。

高齢者福祉監 (議案第66号の提案理由の説明をする。)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。  
質疑もないようですので、これで質疑を終わります。  
これより、議案第66号「平成19年度美波町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

時間の都合で、14時40分まで、小休いたします。

(時に14時27分)

(時に14時41分)

議 長 休憩前に引き続き、再開いたします。  
日程第9 議案第67号「平成19年度美波町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。  
当局の説明を求めます。国民宿舎支配人。  
国民宿舎支配人 (議案第67号の提案理由の説明をする。)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。  
質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第67号「平成19年度美波町国民宿舎特別会計補正算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号「平成19年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

建設課長 （議案第67号の提案理由の説明をする。）

議長 説明が終わりました。質疑を行います。北山議員。

16番議員 これについては、町長の提案理由の時の9ページと16ページに書かれておることでもいいんですかね。9ページの1月に発注できるように準備を進めているっていうところも、この中に含まれるんかどうとか。そして、あのう、これが、年度末までにどのぐらいの、...というんですか、そこらができる段階まで進んでいくんか。そこらちょっと教えてもらえますか。

議長 建設課長。

建設課長 はい。町長諸般の説明の時に、1月末といたしますかね、あのう、発注の準備をしておりますということでございますね。その中の部分でございます。今年度の発注予定でございますが、19年度が、290メートルを予定してございます。VU管の150ミリ、これが開削分が263メートル。水深工事分が28メートル。水道復旧が130メートル。側溝が91メートル、開削の深さが約75センチぐらい、水深の深さが3.5メートルぐらいでございます。その中の、まあ末端部分の管渠と側溝復旧でございます。延長が、大体は12～3メートルでございます。今回の分が。以上でございます。

議長 他に質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第68号「平成19年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第69号 「平成19年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

建設課長 (議案第69号の提案理由の説明をする。)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。江本議員。

2番議員 これは、ほとんど、個々の管理状況の中での補正だと思われませんが、今現在、こう役場前で、薬王寺から東側、まあ、北側東側になるんですかね、あの地区で、今の現状予定しとった加入率、ほれはほやけん、全体どれぐらいを見とったのか、そこのところをお教え願いたいのと。今現在、ほの空き地とか、駐車場とかいうところも、かなりありますよね、そこんとこの、ほの加入状況というんですかね、利用状況、そういうところ、わかったら、教えてもらいたいんですが。

議長 建設課長。

建設課長 はい。薬王寺から、桜町側ですか。厄除橋から、まあいうたら南側ですね。こっち側。ああ、現在進めていっきょう所ですか、はい。ええと厄除け橋からこちら、まあ、役場側でございますが、現在ですね、9月、この9月から、まあ、供用開始、一部使えるようになってございます。それですね、えー、接続済と予約ということで、86パーセントでございます。それとですね、まあ、加入率ですね、ああ、加入率はまあ、今こちらの分は、ほのぐらいですね。ほれと、向こう手側、ちなみにまあ、向こう手側ですね、先にできた所、75から80ぐらいの間であると考えております。

それと、あのを、空き地とか駐車場の関係。これについてはですね、使用するまで、猶予ということでございます。ということは猶予ということは、ほの時まではですね、受益者加入金、あのを、負担金が発生しないということでございます。以上でございます。

議長 他に質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第69号「平成19年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第70号「平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。高齢者福祉監。

高齢者福祉監  
議 長

(議案第70号の提案理由の説明をする。)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第70号「平成19年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第70号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第71号「平成19年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。住民室長。

住民室長  
議 長

(議案第71号の提案理由の説明をする。)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第71号「平成19年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第71号は原案のとおり可決されました

日程第14 議案第72号「平成19年度美波町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道課長。

水道課長  
議 長

(議案第71号の提案理由の説明をする。)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。



これより、議案第72号「平成19年度美波町水道事業会計補正予算(第1号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第73号「平成19年度美波町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。日和佐病院事務長。

日和佐病院事務長 (議案第73号の提案理由の説明をする。)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。寺下議員。

3番議員 すみません、付属書類の方の内容について、あ、お聞きしたいことがあるのですけれども、かまいませんか。

議長 どうぞ。

3番議員 はい。付属書類の2ページに、下の方に日和佐病院分に関しては、ええと、剰余金の2番の八の当年度未処理決損金が、187,746,149円。で、同じ項目の由岐病院分が、次の4ページにあるのですけれども、由岐病院の方では、同じものが0になってます。18年度の決算報告書には、由岐病院も4,000万ぐらいあったと思うのですけれども、これについて建設年度の違いとか、規模の多少の違いはあると思うのですけれども、こんなに開きが出るものなのではないでしょうか。今後、自治体財政健全化法の新指標の導入もあることから、お聞きしたいのですけれども、この金額は、累積赤字と捉えられないともないと思うのですけれども、もちろん、運営努力は、なされていると思いますが、今後、この金額は減少する見込みはあるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長 日和佐病院事務長。

日和佐病院事務長 はい、お答えいたします。えー、議員ご指摘のとおり、えー、日和佐病院における当年度未処理欠損金については、累積欠損金として上げたものでございます。由岐病院におきましては、決算の状態、18年度の決算におきまして、決しておりますので、0となっております。

今度、えー、見込み、改善する見込みがあるのかということですが、新しく日和佐病院につきましては、医師、院長を迎えまして、新たな医療体制に向かって、整備していくということで、基本方針構えておりますので、できる限り努力して、この累積欠損金を少なくしていきたいと考えております。以上です。

- 議 長 寺下議員。
- 3 番 議員 病院に関しては、医師の確保とか、住民の病院離れなど、非常に大変な、運営に関しては、問題があると思うんですけども、病院はやはり、あのう、わたし達にとって、非常に大きな大きな財産ですので、その財産を大切に考えて、今後とも健全な運営を目指して努力を重ねていただきたいと思います。以上です。
- 議 長 他に質疑ございませんか。北山議員。
- 1 6 番 議員 1 ページの嘱託医師の報酬 1 名分、4 5 0 万。これは、あのう、こないだの提案理由の説明で言うておりました、1 月 4 日から 3 月 3 1 日までの分ですか。
- それと、これはちょっと、一番最初の総務課長の説明の中で、給料表ですか。これ別表第 3 っていうのが、医師給というような説明だったんですけど、まあ、嘱託医ということで、医師給は使われてないのかどうか。それで、あのう、新年度からも嘱託ということでやっていくのかどうか。そこらのところ教えていただきたいと思います。
- 議 長 日和佐病院事務長。
- 日和佐病院事務長 はい、お答えいたします。議員ご指摘のとおり、諸般の報告でもございました川井医師についての嘱託医師の雇用に対する報酬料の 1 月から 3 月分までの賃金でございます。えー、給与表に則りということでございますけれども、あくまでも非常勤の嘱託医師の雇用でございますので、それは使っておりません。えーっと、新年度からにおきましても、一応嘱託というかたちで、年俸制で雇用していきたいという考えであります。以上です。
- 議 長 北山議員。
- 1 6 番 議員 非常勤というかたちで、それで、週のうちのどのくらい来られるのか。お願いします。
- 議 長 町長。
- 町 長 自席から…。
- 医師確保につきましては、大変至難の中でやってまいりました。で、今もう、先生ご高承のとおりでございますが、もうその、公務員としての医者はですね、そのやっぱり大病院、市民病院、市立病院とか、県立でも、非常に、なくて、実は、もうその、まあ、嘱託制、年俸制と。こういうようなことがもう、今、日本中のまあ、医師確保のある…。
- 実は今お尋ねのそのう、…あります。ああ、非常勤といいましても、いわゆる日直職が無いだけで、週 4 日、月・火・水・木・金と。え、わしなんぼ言うた。4 日やけど、ああ、ちょっとぼけてきまして、失礼。訂正します。えー、非常勤とは言いますが、常勤ちゅうのはまあ、ベタでですね、土曜も日曜ももう張り付いておるということでございまして。

この非常勤嘱託っていうこの嘱託医につきましては、雇用、嘱託の条件として、交渉しまして、月・火・水・木・金、で、土日に、真にやむを得ない場合には…。5日です。週5日でございます。それが基本になってございますので、いわゆる「とび」ではありません。で、院長のもとにそれぞれ診療科の医師がおりますから、やっぱりその内科に何々先生、A先生。それから整形に何々先生おっても、やっぱりカルテ通読をしますね、いわゆるセカンド的に指導していくっちゃうのは、院長がやっぱりそういうふうに、月曜日からきっちりおってもらいませんといけませんから、非常勤とはいえますけれども、5日の条件になってございますので、ご了承願います。新年度においても、そのように考えておるところでございます。

議 長  
16番議員

北山議員。

いつぞやの議会の時に、あのう、同僚議員から医師給のことの一般質問があったようなんですけど、まあ、あのう、新年度からもこういう体系でやっていくというような、今答弁があったんですけど、まあ、他の医師についても、ほういう方向で、考えていくというかたちになっていくのかどうか。もう1つだけお答えいただきたいと思います。

議 長  
町

町長。

ええと、去る本会議で、医師、今、勤務していただいている公務員である、常勤の両病院の医師のうち、特に東の方については、非常にもう、引き抜き合戦に。俗な言葉で。そういうようなことで。待遇改善について、いかにと。こういうご質問が、笹田議員からございました。それにつきましても、十分、これは、嘱託に身分を変えるのではなくて、それはもう、雇用のときの条件で、公務員、辞令発令しておりますから、それで、待遇改善を行いたいと考えております。それは、基本給は医療職の給料保養に基づいて、条例の定める給料に基づいてしなければなりませんから、その中で許されてる手当等においてですね、採用困難な、欠員が出たら、もう次が来ないという、極めて。で、まあ、全国的に今回の一般職の、国公職員の給与鑑定でも、医療職については、非常にまあ、あのう、考えるということでございますので、えー、今、お尋ねの北山議員の、他の今の勤務医、公務員としての、町立病院の医師についてはですね、考えてまいりたいと思うところであります。これはまあ、今、どの程度かっていうことにつきましては、基本給は触らないでですね、…それ以外の類似した手当の中で、いわゆる遜色の無い、他の病院と遜色の無いことをすることによってですね、定着度を高めてまいりたいと考えてるところでございます。また、その時点では、お話を、ご報告をさせていただきたいと思っておりますが、待遇改善をしないと、最早、病院の医師確保の定着度が阻害されると大変なことになりますので、そういう方向

で、取り組んでまいりたいと。今、検討にかかっているところでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

議 長

北山議員。

16番議員

そこで、あの、不公平感が起こらないように、また、いろいろ知恵を出して、考えていってやっていただきたいと思います。

議

長

他に質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第73号「平成19年度美波町病院事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

議案第73号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 常任委員会の閉会中の継続審査申出書について議題といたします。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました「所管事務の事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。これからそれぞれ読み上げますので、ご審査をお願いしたいと思います。

総務産業建設常任委員会 江本委員長から、本委員会は所管事項のうち、次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により申し入れます。

1. 行財政改革の推進について
2. 南海地震対策の推進について
3. 商工業の振興及び雇用対策について
4. 観光振興対策について
5. 農業水産業の振興対策について
6. 道路網、下水道及び港湾施設の整備について

文教厚生常任委員会 北山委員長から、本委員会は所管事項のうち、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により申し入れます。

1. 福祉対策の推進について
2. 保健医療対策の推進について
3. 環境汚染の対策について
4. 教育施設及び環境の対策について

以上、お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

小休いたします。

(15時29分)

(15時31分)

議

長 再開いたします。

お諮りします。

「特別委員会設置について」これを日程に追加し、追加日程第17として、議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

「特別委員会の設置について」の件を日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに決定しました。

追加日程第17 「特別委員会の設置について」の件を議題とします。

お諮りします。日和佐小学校改築工事について、委員14人で構成する

「日和佐小学校改築特別委員会」を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。なお、構成委員はお手元に配布しております名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

日和佐小学校改築工事については、委員14人で構成する「日和佐小学校改築特別委員会」を設置し、これに付託して、調査することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。  
お諮りします。  
次回定例会の会期日程等は、議会運営委員会に付託したいと思いますが、  
ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。  
次回定例会の会期等は、議会運営委員会に付託されました。  
お諮りします。  
本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。本日で閉会したい  
と思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。  
本定例会は、本日で閉会することに決定しました。  
これで本日の会議を閉じます。  
平成19年第4回 美波町議会定例会を閉会します。  
お疲れでした。

(15時33分)